

平成 20 年度厚生労働省障害者自立支援調査研究プロジェクト

地域における「権利擁護支援センター（仮称）」の設置及び
権利擁護支援マニュアルに関する調査研究事業
報告書



平成 21 年 3 月

特定非営利活動法人 P A S ネット
(権利擁護支援ネットワーク)

<目次>

はじめに

第一章 障害者相談支援事業所（兵庫県）の機能・役割に関する調査報告

1. 「障害者の権利擁護推進のための
障害者相談支援事業所の機能・役割に関する調査」報告 …… 1
2. 考察 …… 17

第二章 権利擁護支援センター（仮称）の機能と役割

1. 「地域における『権利擁護支援センター（仮称）』設置及び
権利擁護支援マニュアルに関する検討委員会」活動報告 …… 19
2. にしのみや権利擁護支援フォーラム …… 60

第三章 提言

1. 権利擁護支援センター（仮称）設置に関する提言 …… 63
2. 権利擁護支援マニュアル …… 70
3. 各委員より …… 73

資料

1. 阪神各市の取り組みの状況（にしのみや権利擁護支援フォーラム資料より）… 85
2. 地域包括支援センター（兵庫県）
における権利擁護支援ニーズへの対応状況等アンケート調査 … 113
3. 関係者名簿 …… 129

はじめに

昨年度、西宮市の全面協力のもとに取り組んだ「地域における障害者・高齢者・児童の一元的・継続的な権利擁護支援システム構築に関する調査研究事業」において、地域における権利擁護支援システムの中核として「権利擁護支援センター（仮称）」の設置が強く求められている、との提言をまとめました。今年度はこの提言を受ける形で、センターの支援業務、支援機能、支援体制等のさらなる検討と、これに並行してセンターでの活用を念頭においた「権利擁護支援マニュアル」の作成を行いました。

今、全国各地において地域の実情に即した権利擁護支援システム作りが進められています。権利擁護支援センターの機能を担うのは社会福祉協議会であったり、目的的に設立された特化法人であったりと形態はさまざまですが、どこも行政、障害者相談支援事業所や地域包括支援センター、サービス提供事業者、そして民生委員等地域住民を巻き込んだの実効的なシステム作りを模索しています。

西宮市もまた高齢者福祉計画、障害福祉計画のなかに権利擁護支援センターの設置を位置づけ、平成22年度の開設を目指して取り組みを行っていかようとしています。センターが権利擁護支援の中核として機能し、各関係機関との連携を深めていくなかで、西宮市の総合力が高まっていくよう今回の事業の成果が少しでもお役に立てれば幸いです。

事業実施にあたりご協力いただきました西宮市をはじめ各関係機関・関係者のみなさまに感謝申し上げます。また今後ともよろしくお願いいたします。

平成21年3月

特定非営利活動法人 PAS ネット（権利擁護支援ネットワーク）

理事長 上田 晴男

第一章

障害者相談支援事業所(兵庫県)の機能・役割に関する調査報告

1. 「障害者の権利擁護推進のための

障害者相談支援事業所の機能・役割に関する調査」報告

1) 調査の目的

兵庫県下で障害のある方の相談支援を行っておられる事業所を対象に、主に権利擁護の分野での支援ニーズや支援の実情、また障害者相談支援事業所が期待する支援の仕組み等について調査を行い、その調査結果をまとめて今後の地域の権利擁護支援の仕組みづくりに役立てる。

2) 調査の方法

調査対象者及び調査方法等は以下のとおり

(1) 調査対象者

兵庫県下 75 箇所の相談支援事業所

(2) 調査方法

平成 20 年 10 月、兵庫県下の相談支援事業所に対し、郵送により一斉配布。

(3) 調査期間

平成 20 年 10 月 23 日(木)～11 月 15 日(土)

3) 調査結果報告

1. 障害者相談支援事業所の状況

(1) 相談支援の職員配置人数について

	常勤			非常勤		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小
①相談支援業務に従事する職員数	2.9	6.0	1.0	0.3	2.0	0.0
②相談支援業務の専従職員数	1.8	5.0	0.0	0.2	2.0	0.0
③相談支援業務と他業務の兼任職員数	1.1	6.0	0.0	0.1	1.0	0.0

(2) 相談支援業務に従事する職員(兼務を含む)各構成人数、及び実務経験年数による内訳

	人数	0～1年	1～3年	3～5年	5年以上
相談支援専門員	2.0	0.2	0.3	0.4	1.1
上記以外の相談支援業務従事者	1.2	0.1	0.5	0.2	0.4

相談支援業務に従事する職員数は平均で3名、ほぼ常勤者で、非常勤者は0.3名と低い値であった。また3名のうち相談支援業務の専従職員が2名、兼任職員が1名というのが平均的な体制であると考えられる。職員の実務経験年数は5年以上が1.1名と最も高く、各事業所に1名は5年以上の実務経験年数の長い職員が配置されていると考えられる。

(3) 相談支援業務に従事する職員(兼務を含む)の資格別内訳

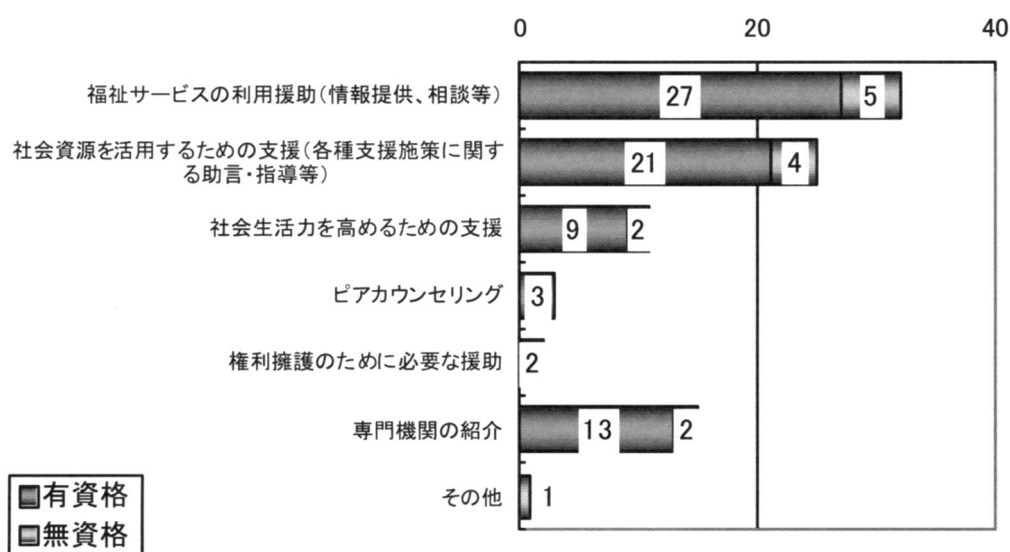
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
相談支援業務従事職員数	5	2	4	5	4	3	4	4	3	4	3	4
①相談支援専門員	1	2	3	2	3	3	4	2	1	3	1	3
②社会福祉士	3	0	1	3	2	1	3	3	1	1	1	0
③精神保健福祉士	2	0	1	3	1	0	0	2	0	0	1	1
その他	介護福祉士		1			2	1				3	
	介護支援専門員	1			1	1					2	
	社会福祉主事						3					
	ヘルパー2級(以上)	2										
	臨床心理士											
	看護師											
	OT(作業療法士)											
保健師												

	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
相談支援業務従事職員数	1	1	2	1	3	2	5	2	2	5	2	3
①相談支援専門員	1	0	2	1	1	2	3	1	0	3	0	3
②社会福祉士	0	1	2	1	0	1	2	1	1	2	0	2
③精神保健福祉士	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0
その他	介護福祉士			1	1	1				1	1	
	介護支援専門員				1							
	社会福祉主事							1				
	ヘルパー2級(以上)			1								
	臨床心理士						1					
	看護師											
	OT(作業療法士)							1				
	保健師										1	

	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	合計
相談支援業務従事職員数	4	3	5	4	3	5	1	1	6	3	109
①相談支援専門員	2	3	2	3	2	4	1	1	0	1	64
②社会福祉士	1	1	2	0	2	3	0	1	0	1	43
③精神保健福祉士	4	0	3	1	0	1	0	0	4	2	30
その他	介護福祉士		1			1		1			15
	介護支援専門員		3				2				11
	社会福祉主事										4
	ヘルパー2級(以上)										3
	臨床心理士								2		3
	看護師		1	1							2
	OT(作業療法士)										1
	保健師										1

(4) 取り組みが順調な相談支援事業

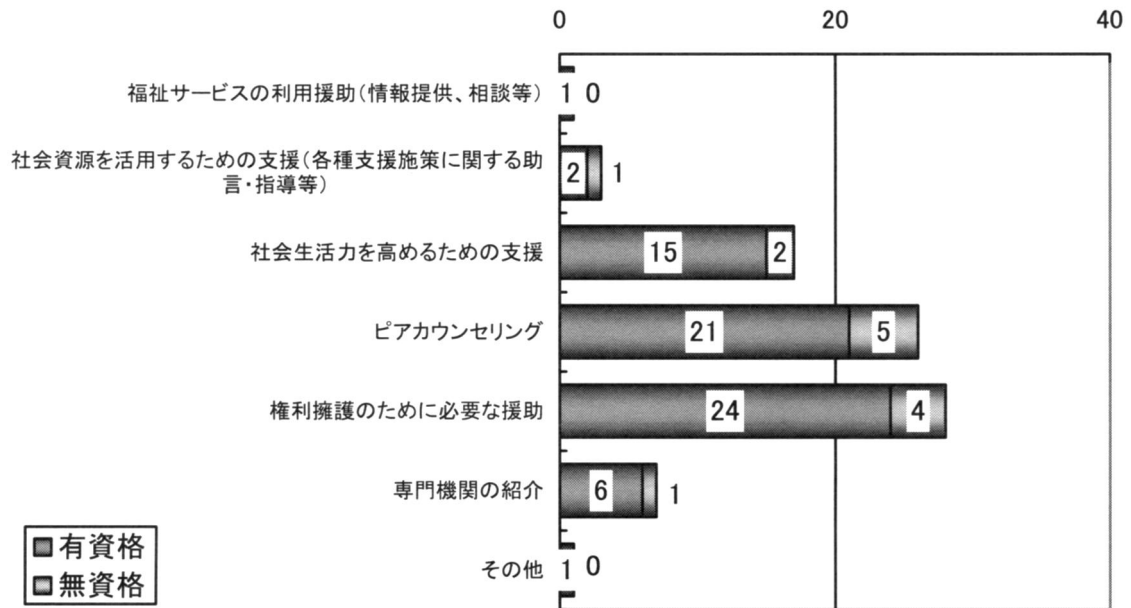
	有資格者	無資格者	合計
福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)	27	5	32
社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)	21	4	25
社会生活力を高めるための支援	9	2	11
ピアカウンセリング	3	0	3
権利擁護のために必要な援助	2	0	2
専門機関の紹介	13	2	15
その他	0	1	1
合計	75	14	89



相談支援事業のうち取り組みが順調な相談支援事業については、「福祉サービスの利用援助(情報提供・相談等)」がもっとも回答が多く、次いで、「社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・資源等)」の順であった。「権利擁護のために必要な援助」に関しては、全体の2%と回答数が低かった。

(5) 取り組みが不十分な相談支援事業

	有資格者	無資格者	合計
福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)	1	0	1
社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)	2	1	3
社会生活力を高めるための支援	15	2	17
ピアカウンセリング	21	5	26
権利擁護のために必要な援助	24	4	28
専門機関の紹介	6	1	7
その他	1	0	1
合計	70	13	83



相談支援事業のうち取り組みとして、不十分な相談支援事業については、「権利擁護のために必要な援助」がもっとも回答が多く、次いで、「ピアカウンセリング」の順であった。

(6) 虐待や権利擁護事例についての事業所内ケース検討会の開催状況

	回答数	構成比
すべての事例について検討会を開催している	4	11.8%
困難事例について検討会を開催している	16	47.1%
行っていない	13	38.2%
その他	1	2.9%
合計	34	100.0%

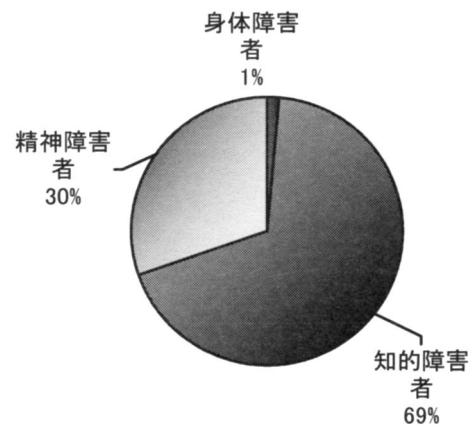
虐待や権利擁護事例のケース検討については、47.1%と約半数の事業所が、「困難事例については検討会を開催している」と回答。しかし一方、「行っていない」と回答した事業所が38%とかなり多かった。

(7) 権利擁護支援での総合相談件数、及び、権利擁護支援に関する相談件数

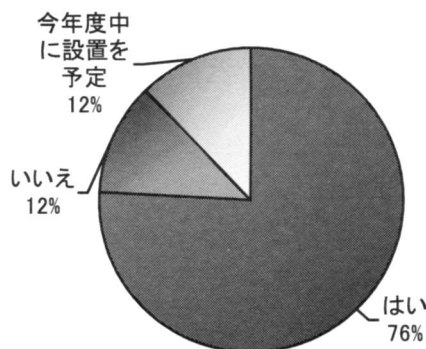
		身体障害者	知的障害者	精神障害者	合計
相談内容	①福祉サービス利用援助	9563 件	5482 件	2739 件	17784 件
	②社会資源活用支援	2875 件	2782 件	2622 件	8279 件
	③社会生活力高揚支援	331 件	1956 件	3968 件	6255 件
	④ピアカウンセリング	137 件	36 件	71 件	244 件
	⑤権利擁護に必要な援助	8 件	379 件	167 件	554 件
	⑥専門機関の紹介	556 件	1992 件	1054 件	3602 件
	⑦その他	673 件	2465 件	4001 件	7139 件
	合計人数 (記入上)	21306 件	19635 件	18970 件	59911 件
	☆合計人数(①～⑦の実計)	14143 件	15092 件	14622 件	43857 件

身体、知的障害者では①福祉サービス利用援助に関する相談が最も多く、続いて②社会資源活用支援が多い結果となった。精神障害者は⑦その他の相談が一番多く、続いて③社会生活力高揚支援が多かった。

相談内容の内、⑤権利擁護に必要な援助に関する障害別、相談対応実績内訳は「知的障害」が最も多く、全体の 69%を占めている。続いて「精神障害」であるが、「身体障害」に関しては全体の 1%にとどまった。



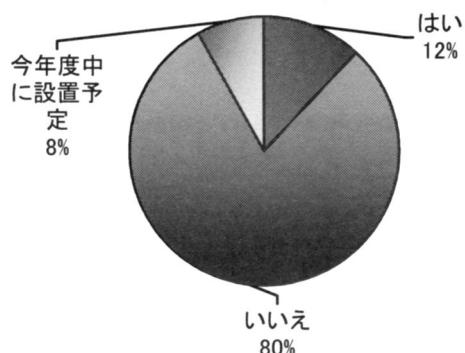
(8) 事業所所在地の市町村での地域自立支援協議会の設置について



	回答数
はい「複数市町村による構成を含む」	25
いいえ	4
今年度中に設置を予定	4
合計	33

「地域自立支援協議会」は 76%の市町村で設置されている。今年度中に設置を予定している市町村を含めると、約 90%が設置することとなる。

(9) 地域自立支援協議会での権利擁護に関する部会の設置について



	回答数
はい	3
いいえ	20
今年度中に設置を予定	2
合計	25

「自立支援協議会」を設置している市町村25件の中で、権利擁護に関する部会を設置している市町村は3件と、全体の12%である。今年度中に設置を予定している市町村を含めても全体の20%にすぎない。

(10) 「権利擁護のための必要な援助」の内容について

		回答者 全体	構成比
権利擁護のために必要な援助	①虐待及びその疑いがあるもの(家族・施設・就労先等)	36件	7.8%
	②セルフネグレクト(サービス拒否、環境劣化など)	26件	5.6%
	③消費者被害(第三者、悪徳業者などによる)	11件	2.4%
	④多重債務(クレジット・サラ金等を含む)	25件	5.4%
	⑤日常的金銭管理や財産管理に支援が必要なケース	96件	20.7%
	⑥成年後見制度が必要と思われるケース	101件	21.8%
	⑦複合支援ニーズのあるケース(本人と家族にも権利擁護支援が必要なケース)	71件	15.3%
	⑧経済的困窮のケース(生活保護受給および無年金等)	69件	14.9%
	⑨触法ケース	25件	5.4%
	⑩その他	3件	0.6%
合計		463件	100%

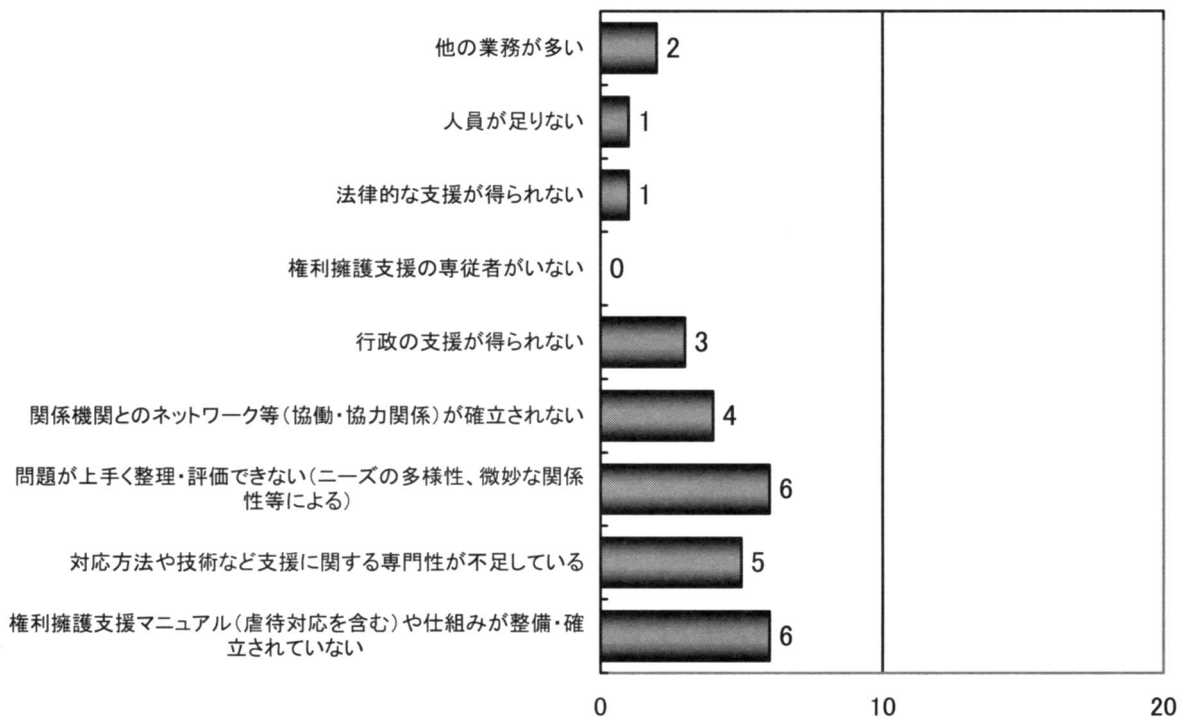
「権利擁護のための必要な援助」の相談内容の内訳は、⑥成年後見制度が必要と思われるケースが101件と最も多く、次いで、⑤日常的な金銭管理や財産管理に支援が必要なケースが96件であった。③消費者被害、④多重債務は比較的少なかった。

(11) 権利擁護支援ケースの相談対応結果

	対応結果件数	構成比
①改善した	48 件	26%
②支援継続	91 件	48%
③対応が困難で進んでいない	38 件	20%
④対応できていない	11 件	6%
合 計	188 件	100%

権利擁護支援ケースで相談対応した結果、①改善したケースは全体の 26%。③対応が困難で進んでいないケースや、④対応できていないケースを含め、支援がすすまないケースが全体の 26%とほぼ同数であった。

(12) 相談対応が困難・対応できていない理由



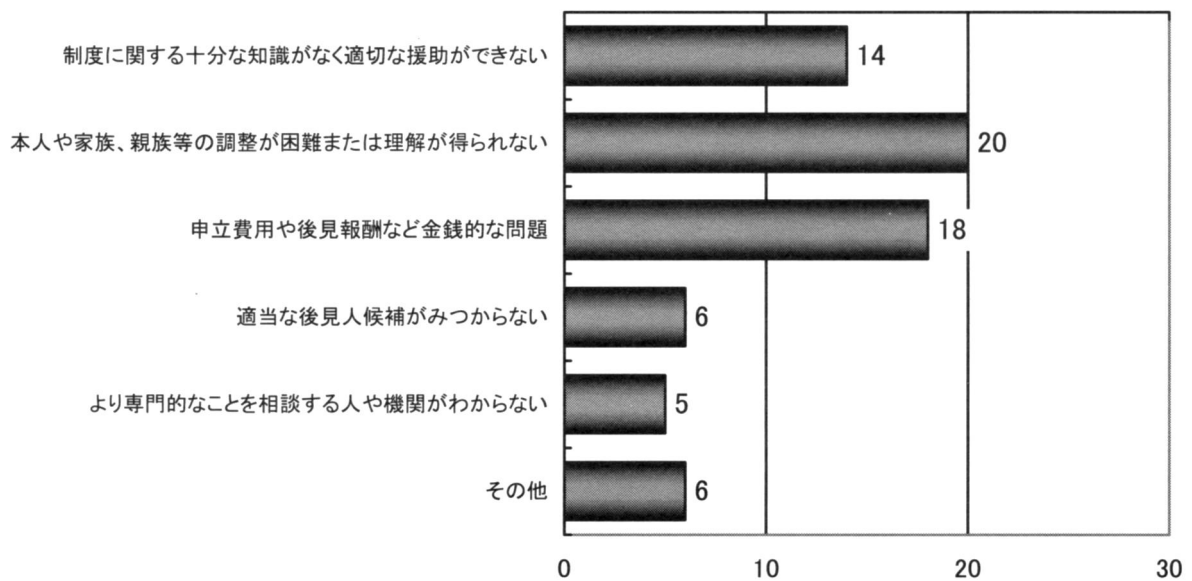
権利擁護支援ケースで相談対応した結果、「対応が困難で進んでいない」や、「対応できていない」理由として、「問題が上手く整理・評価できない(ニーズの多様性、微妙な関係性等による)」、「対応方法や技術など支援に関する専門性が不足している」などの対応の難しさを挙げるものの回答が多かった。また「権利擁護支援マニュアル(虐待対応を含む)や仕組みが整備・確立されていない」と、相談対応の難しさだけでなく、支援体制の整備・確立がされていないという回答も多かった。

2. 権利擁護支援について

(1) 成年後見制度利用ケース、および、障害者相談支援事業所での申立て支援ケース

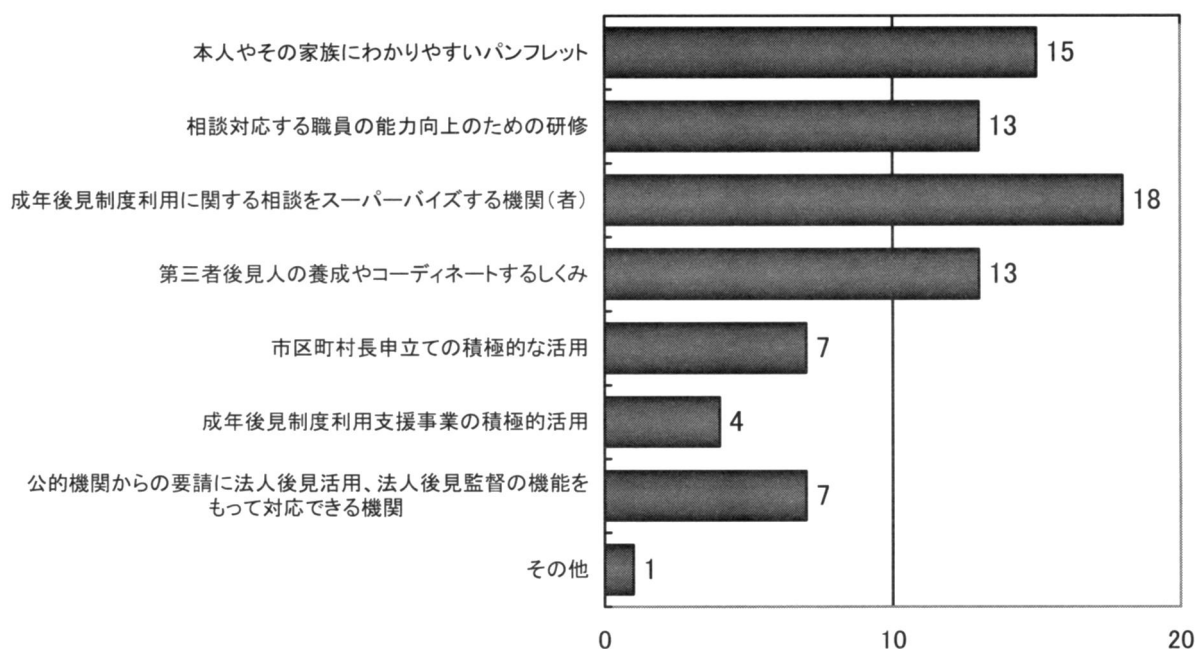
	回答数	① 成年後見制度の利用ケース (1施設平均)	② 成年後見制度利用 ケースのうち、 障害者相談支援事業所での 申立て支援ケース (1施設平均)
平均件数	32	0.6 件	0.1 件
総件数	32	19 件	3 件
最大件数	32	5 件	1 件

(2) 成年後見制度に関する相談支援で困っていること



成年後見制度に関する相談支援で困っていることは、「本人や家族、親族の調整が困難、または理解が得られない」が 20 件と一番回答が多く、「申立費用や後見報酬など金銭的な問題」、「制度に関する十分な知識がなく適切な援助ができない」と続いている。

(3) 相談に対して適切に支援するために必要な資源やシステム



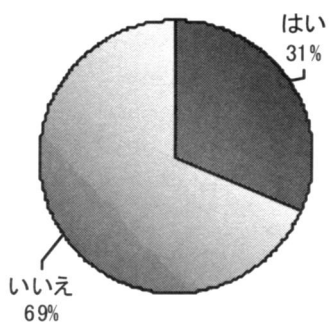
相談に対し適切に支援するためには、「成年後見制度利用に関する相談をスーパーバイズする機関(者)」が必要であるという回答が最も多かった。次いで成年後見制度に関する支援で、「本人や家族、親族の調整が困難、または理解が得られない」という回答が多かったことに反映して、「本人やその家族にわかりやすいパンフレット」などの制度周知のための啓発ツールの必要性があげられた。また、「相談対応する職員の能力向上のために研修」「第三者後見人の養成やコーディネートするしくみ」も重要な要素として回答されている。

(4) 虐待およびその疑いがある事例の行政への報告

	回答数	構成比
とりあえず全て報告している	15	46.9%
適宜評価した上で、全て報告している	13	40.6%
適宜評価した上で、報告するものと報告しないものを区別している	4	12.5%
あまり報告していない	0	0.0%
合計	32	100.0%

虐待及びその疑いのある事例の行政への報告については、46.9%が「とりあえず全て報告している」と回答しており、「適宜評価したうえで、全て報告している」を含めると8割以上が行政への報告をしていることになる。

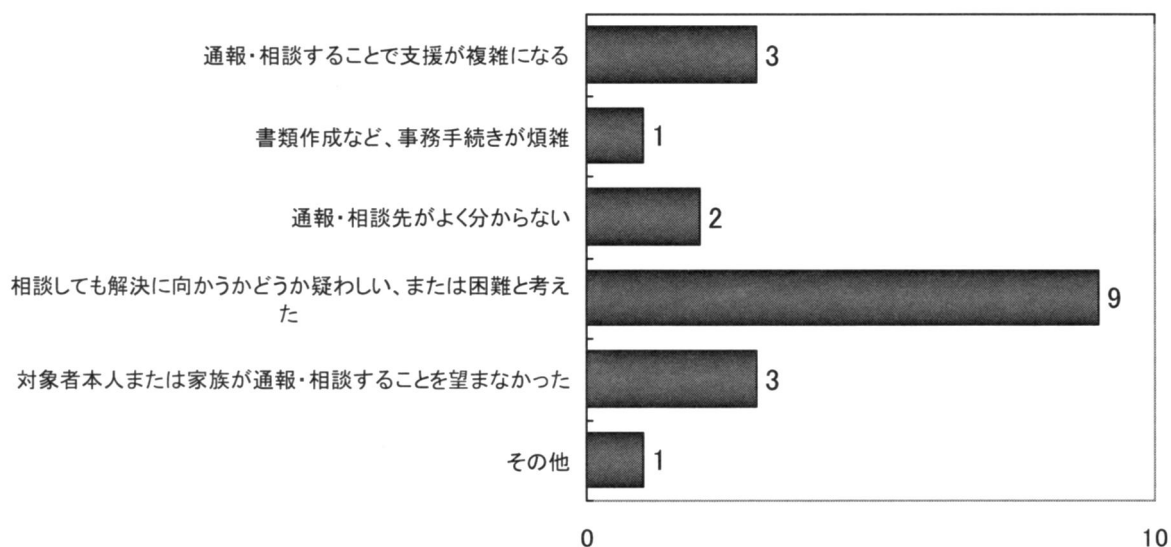
(5) 虐待およびその疑いがある事例の行政への報告を迷ったケース



	回答数
はい	10
いいえ	22
合計	32

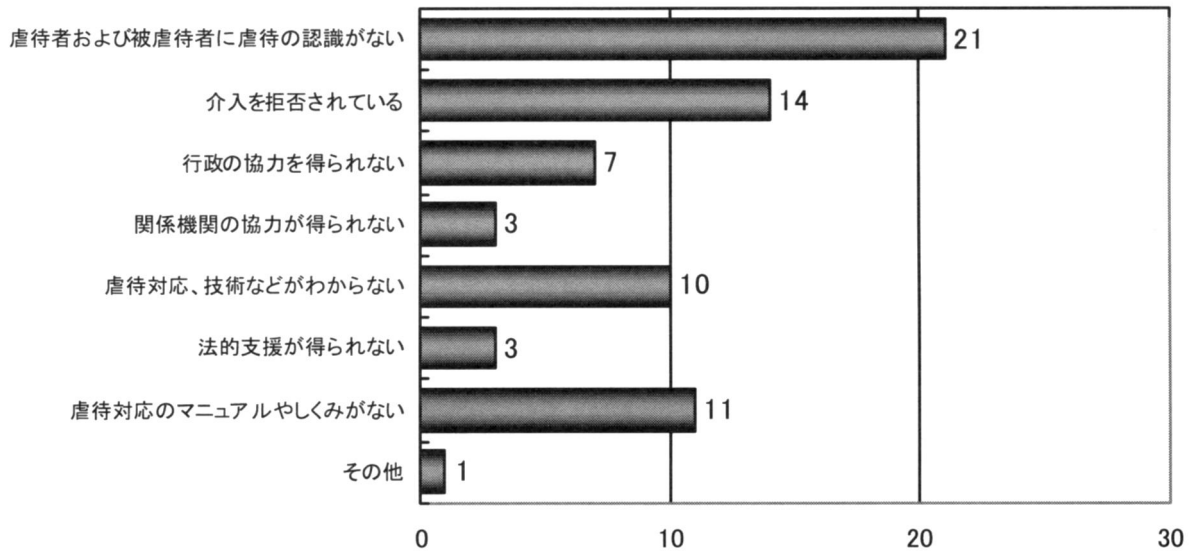
8割以上が行政への報告を行なっている一方、約3割が「行政への報告を迷ったケースがある」と回答している。

(6) 虐待およびその疑い事例の行政への報告を迷った理由



行政への報告を迷った理由としては、「相談しても解決に向かうかどうか疑わしい、または困難と考えた」が一番多く、約半数を占めている。

(7) 障害者虐待ケース対応で困っていること

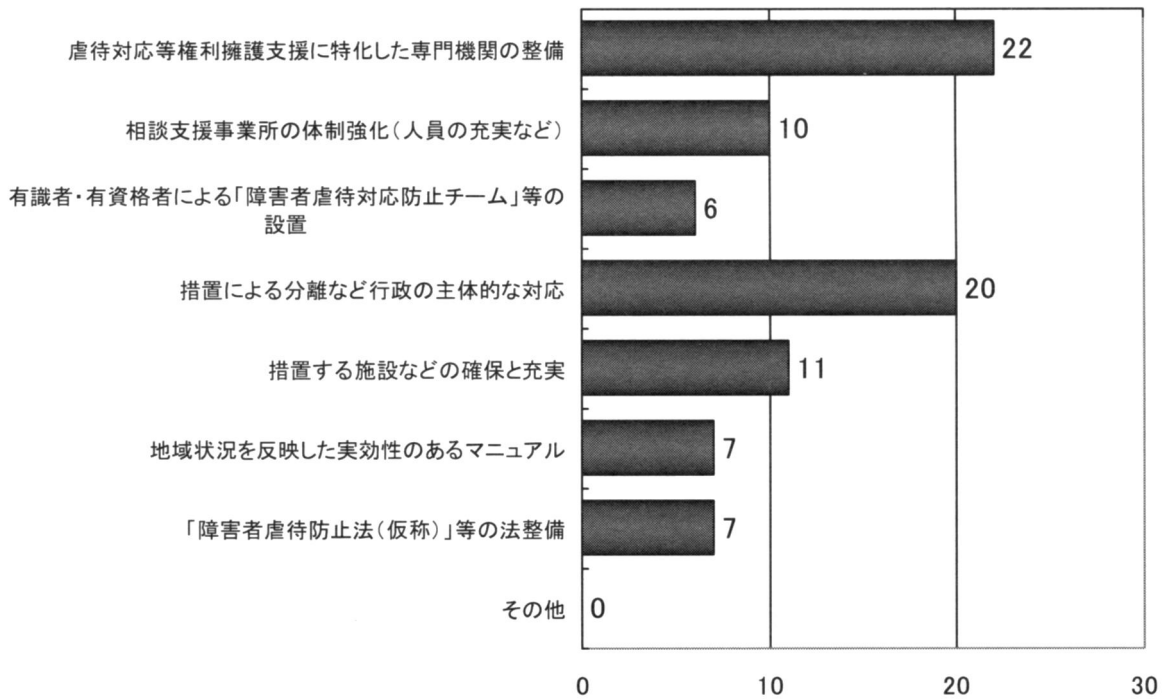


障害者虐待ケースの対応で困っていることは、「虐待者および被虐待者の認識がない」が 21 件と最も多い。次いで、「介入を拒否されている」が 14 件回答されているように、虐待者、被虐待者側の問題が大きいようである。また、「虐待対応、技術などが分からない」「虐待対応マニュアルやしきみがない」など、支援者側の力量や支援体制の問題も挙げられている。

(8) 行政の協力が得られない具体的内容(自由記述)

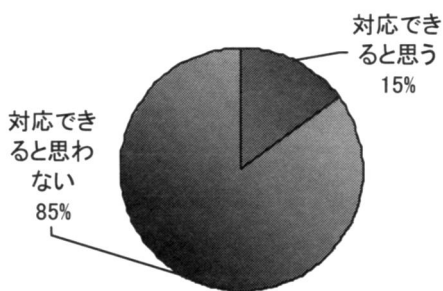
<p>・実父から重度重複の女兒に対し、性的虐待が行なわれていると思われるケースに対し、子供家庭センターは、現場をおさえたいわけではない、というような見解を示し、結局、何も変わらない。親も介入を拒むようになった。</p>
<p>・縦割り行政で相談しても、「それはどこどこ」と振られ対応していただけない。</p>
<p>・担当者の考え方により、介入が左右される。相談する側としては、予想(予測)できる点も含めて話をしているが、そこに虐待をしている人の状況が大きく関係する。</p>
<p>・父子家庭のケースで子供(障)の面倒をまったくせず、放置している状況の実態を行政がきちんと把握せず、多くの支給量を支給し、ヘルパーに丸投げになっている状況を報告するも、まったく介入しない状態</p>
<p>・本人が行政に相談するまでは動けないと言われる</p>

(9) 障害者虐待への適切な対応に今後必要なこと



障害者虐待への適切な対応に今後必要なこととして、「虐待対応等権利擁護支援に特化した専門機関の整備」との回答が最も多く、次いで、「措置による分離など行政の主体的な対応」が多く回答されている。

(10) 「権利擁護支援ニーズ」のあるケースへの障害者相談支援事業所での対応の可能性について



	回答数
対応できると思う	5
対応できると思わない	29
合計	34

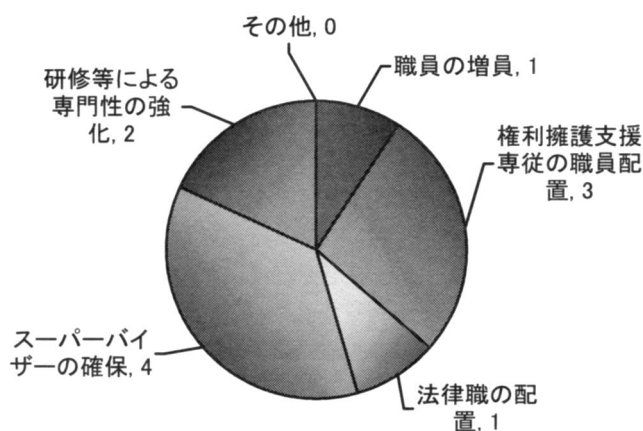
権利擁護支援ニーズのあるケースに対して、現状の障害者相談支援事業所で「対応できると思う」と回答したのは、15%にとどまった。85%が「対応できると思わない」と回答している。

(11) 「権利擁護支援ニーズ」のあるケースへの適切な相談対応に必要なこと

	回答数	構成比
障害者相談支援事業所の権利擁護支援に対する体制強化 (職員の充実、法律職の配置など)	10	34.5%
権利擁護に特化した専門的な相談支援機関の設置	13	44.8%
関係機関や専門機関とのネットワーク	6	20.7%
その他	0	0.0%
合 計	29	100.0%

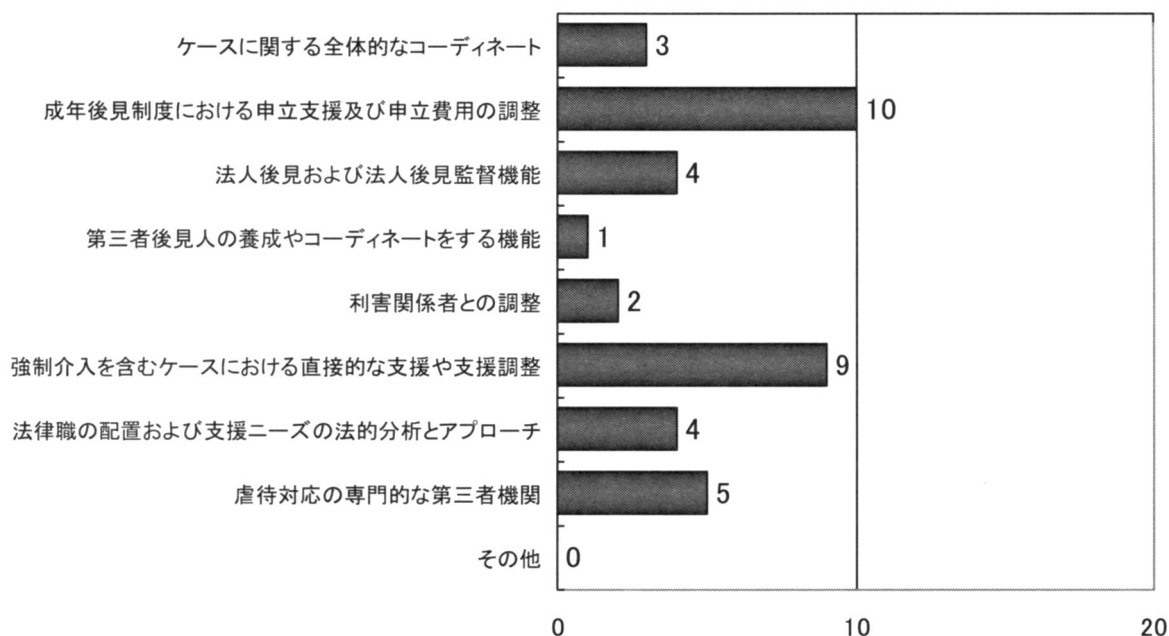
現状の障害者相談支援事業所で「対応できると思わない」と回答した中で、今後適切に相談対応していくためには何が必要か確認したところ、「権利擁護に特化した専門的な相談支援機関の設置」が全体の 44.8%とほぼ半数を占めた。また、「障害者相談支援事業所の権利擁護支援に対する体制強化(職員の充実、法律職の配置など)」も 34.5%と重要な要素として回答されている。

(12) 「障害者相談支援事業所への権利擁護支援に対する体制強化」として具体的に必要なこと



「障害者相談支援事業所の権利擁護支援に対する体制強化(職員の充実、法律職の配置など)」は必要と回答した中で、体制強化に必要なことを確認したところ、回答は多岐にわたり、各相談支援事業所の環境や体制に違いがあることが伺える。中では、「スーパーバイザーの確保」が多かった。

(13) 「権利擁護に特化した専門的な相談支援機関」の機能として求めるもの



「権利擁護に特化した専門的な相談支援機関の設置」が必要と回答した中で、その機能として求めるものを確認したところ、「成年後見制度における申立支援及び申立費用の調整」「強制介入を含むケースにおける直接的な支援や支援調整」が多く回答されていた。

(14) 関係機関とのネットワークについて具体的内容(自由記述)

・①②を含む関係機関と連携した地域生活の総合的な支援を行っていくべき
・医療関係
・虐待の報告を関係機関に伝えても”家族間のトラブル”という事で受理してもらえない
・権利擁護を専門としている機関や行政などと連携がすぐにとれるネットワーク
・児童相談所や保健所、行政とのネットワークをはかり、通報義務が発生してくる中、お互いの役割を確認し、タイムラグが発生しないよう、ケースに対して、チームで関わる仕組みが必要である。
・相談支援事業所が第一次として受け付けても、次につなぐ所が同じ思いを持ってくれないと解決しないので、そのネットワーク(すぐに話のわかる所)が必要と思う。

(15) 権利擁護支援を実践していくなかで日頃感じていること(自由記述)

<p>・権利擁護のケースは支援が比較的長時間にわたり、他の業務と並行して支援を行うことが難しいと思います。</p> <p>・神戸市の社協での相談はすでに一杯で使いにくくなっています。どこか相談を受け支援をしてもらえる所が必要だと思っています。</p> <p>・後見人制度については、申請から手続までや任意後見などを含めて費用が掛り気軽に利用できない。</p> <p>・後見人制度が適当であると思われる利用者であっても、後見類型でなければ本人の同意がいるが、そのような利用者は同意をガンとして受け入れない傾向が強いように思う。</p> <p>・家族が本人に対して虐待ととらえずに年金を使いこんだり、劣悪な環境で生活させている。また本人はそのような環境を受け入れてしまい(劣悪な環境や年金の使い込みを自覚していない。)[これが普通だ]「母といるためにはしかたない」と思っているケースがある。どう介入すればよいか悩んでいる。</p>
<p>・0からの研修を希望(当人対象を含む)</p>
<p>・ネットワークとともに役割分担が重要だと思います。仕組みができたとしても実効性がないと意味がないので実際に機能する(24h365日)ことが求められると思います。</p>
<p>・虐待等、いのちにかかわるものについては、行政が主体的に動いてほしい。</p>
<p>・財産管理ではなく、日々の金銭管理をどうやっていけばいいのか。</p>
<p>・昨年度の「にしのみや権利擁護フォーラム」にも参加させて頂くなど、関心はあるのですが、普段の相談支援のなかで、「権利擁護」という言葉・視点を意識することなく日々の相談にあたってきたように思います。成年後見や虐待対応などの知識と経験を相談員として高めていく必要があると思っていますが、より高度な専門性を持った専門機関があれば、なお心強いと思います。</p>
<p>・障害者の保護者の養育能力が疑われ、本人の年金を保護者が自分のために使っているケースでは、本人、保護者には、虐待の認識がなかった。経済的虐待、ネグレクトが疑われたため、施設入所をすることにより分離をはかった。現状では、権利擁護の仕組みが整備されておらず、成年後見制度は経済的負担が大きいため、入所の方法しかなかった。</p>
<p>・世帯を支援していくという視点が重要であり、障害当事者を巻き込み様々な問題が発生する。タテ割を相談するのではなく、多職種がうまく連携する。その場合問題が放置されていたり、うまくつながらない場合何が原因になっているのか、検証する事が必要であると思います。</p>
<p>・成人障害者の虐待に関わる中で、行政も警察もその他の機関も“強制力”がないとの事で切り離しができにくい場合があります。児童のように強制力をもって対応できるシステムを望みます。</p>
<p>・成年後見に関しては、申し立てや、月々の契約料などが発生する場合もあり、必要はあるが、低所得者に金銭の負担が大きい。また利用者にもなかなか、制度利用について理解が得られない場合もある(任意後見など)</p>
<p>・組織としてのネットワーク作りが必要と思われ、その中心となる専門機関が必要と思われる。</p>
<p>・相談員の質の向上で人権感覚が必要。重大な虐待までいかなくても本人の権利、主張を受け支援できる相談員が必要と感じる。</p>
<p>・尼崎の相談支援から相談する窓口が社協ではなく PAS ネットになっている。権利擁護相談は迅速な対応が求められるが、なかなか社協では対応できていない現状があると思う。法律職へつなげてもらうことが多いので相談支援⇔法律職の間に入ってほしい。</p>

2. 考察

障害者自立支援法では、地域生活支援事業のひとつとして障害者の相談支援事業が位置付けられている。その相談支援事業において、特に権利擁護に関わる相談支援の状況について兵庫県内75箇所の事業所を対象にアンケート調査を行った。

障害者の相談支援事業は地域のなかで障害のある方の相談窓口として重要な役割を果たしており、また障害者ケアマネジメントという、障害のある方ひとりひとりの生活状況に対応した内容について一緒に考えていく役割も担っている。こうした位置づけから、権利擁護に関わる内容について相談を受け、対応を行うことが多いと考えられる。

この調査結果によって障害者をとりまく権利擁護支援の状況の一端が明らかとなり、今後の課題もまた明らかとなったのではないかと考えられる。

1. 障害者相談支援事業所の状況

障害者相談支援事業が行う数々の事業のなかで、取り組みの不十分な事業の最上位が「権利擁護のために必要な援助」となっている。相談件数で見ると、「権利擁護に必要な援助」は3障害合わせた相談件数のうち、全体の約1.3%という数値になっている。但し、知的障害者の場合については、知的障害者の相談件数全体の2.5%を占めており、その障害特性から権利擁護に関わる相談が一定程度あると考えられる。しかしながら、国が調査を行った（高齢者の）地域包括支援センターにおける権利擁護に関わる相談の割合も約1%となっており、総じて権利擁護に関する相談の位置付けは低くなっている。

次に「権利擁護のための必要な援助」の内容としては、1.「成年後見制度の利用」、2.「日常金銭管理、財産管理に関する支援」が上位にきている。しかし、複合支援ニーズのケース（困難ケース）が3位（15.3%）に来ており、これも権利擁護に関わるものとしてかなりのウエイトを占めていると言える。また経済的困窮ケースも同様（14.9%）である。成年後見利用ケース、金銭管理の必要なケースはもちろん多いが、実は障害のある方が地域で生活をしていくなかで、経済的困難を含めた生活全体において権利擁護に関わる援助が必要とされている、と推測できる。

障害者相談支援事業所が相談を受けた結果、「改善できた」が4分の1、「進んでいない」が4分の1、そして残りの半数が「支援継続」となっている。なぜ対応が進んでいないのかを見ると「問題を整理・評価できない」、「支援のマニュアルがない」、「専門性が不足している」が多数を占めている。これは権利擁護に関わる内容をどう受け止めればよいのか、どう対応すればよいのか、解決するためにはなにが必要なのか、相談員がこうしたことに実際に対応した経験（判断の材料）が不足しているために、困難に陥っているのではないかと考えられる。

2. 権利擁護支援について

1) 成年後見利用ケースについて

成年後見利用ケースの相談で困っていることについては、「理解が得られない」、「金銭的

な問題」、「適切な援助ができない」が多数を占めているが、これは裏を返せば、理解を得るための情報提供が不十分、すなわち相談員自身の制度理解が不十分である可能性が考えられる。(法テラス、成年後見利用支援事業等(対象拡大)の情報不足)それは「適切に支援するために必要な資源やシステム」としてスーパーバイズ機能が最も求められているという結果にも表れており、現場からはより専門的な制度理解が求められているものと考えられる。

2) 虐待ケースについて

虐待に関する相談において、「行政への報告を迷った」という回答が3割を占めた。高齢者の場合は「高齢者虐待防止法」の制定により、市町村の立場・役割・権限が明確になっているわけだが、障害者の場合は法整備がされていないこともあり、行政がきちんと問題を受け止めたり、地域のなかでその問題に対応していく仕組みが不十分であったり、措置権という権限行使の位置付けが不十分であったりするため、行政に報告してもそれが支援に結びつくのかどうか分からない、と考えている可能性が考えられる。

虐待ケースで困っていることは、「虐待者・被虐待者に虐待の認識がない」、「介入を拒否されている」という回答が多かった。なぜ虐待を受けているにも関わらず、被虐待者に認識がないのか。なぜ介入を拒否するのか。これはセルフネグレクト、つまり虐待を受けているのだけれども自分の状態がよくわからない、ということが考えられる。高齢者の虐待対応のなかでもそういった傾向がある。セルフネグレクトが虐待の類型としてきちんと位置付けられていないために、認識が不十分な傾向がある。しかし、知的障害、精神障害に代表されるように、その障害のために自分の状態そのものをきちんと把握していくことが難しい場合が多いと考えられることから、「セルフネグレクト」の位置づけが非常に重要となる。

虐待対応に必要なこととして、「権利擁護支援に特化した専門機関」、「措置による分離など行政の主体的な対応」が多数を占めた。虐待ケースの場合、虐待の状況をいかに改善していくかが主たる課題となっているため、その対応には専門的な機関による支援と、具体的に介入していくための(公的な機関による)権限行使がどうしても必要となってくる。

こういった権利擁護に関わるケースについて、現状の障害者相談支援事業所では、「対応できると思わない」という回答が全体の85%を占めた。では相談対応のためになにが必要なのかを問うたところ、「専門的な相談支援機関の設置」が約45%、「相談支援事業所の体制強化」が約34%、体制強化の内容としては「スーパーバイザーの確保」、「専従職員の確保」が挙げられ、今後ますます増大する権利擁護支援ニーズに応じていくためには、より専門性をもった、具体的な支援ができる体制の整備が求められていることがわかった。

第二章

権利擁護支援センター(仮称)の機能と役割

1. 「地域における『権利擁護支援センター（仮称）』設置及び 権利擁護支援マニュアルに関する検討委員会」活動報告

1) 委員会設置の目的

昨年度実施した「障害者・高齢者・児童の権利擁護支援ニーズの共通性と一元的・継続的な権利擁護支援システム確立に関する調査研究事業」における成果のもと、地域の権利擁護支援ニーズに対応する「権利擁護支援センター（仮称）設置に向けた具体的な検討を行うとともに、そこでの活用を基本とした権利擁護支援マニュアルの作成を行うため、西宮市、専門職、有識者等による専門委員会（行政・学識経験者・弁護士・司法書士・社会福祉士等相談支援専門職…14名）を設置する。また、委員会での検討に先駆けての事前検討を行うためのワーキンググループ（行政・弁護士・司法書士・社会福祉士等相談支援専門職…10名）を併せて設置する。

2) 検討委員会日程と検討課題

	開催日時	検討課題
第1回	2008年9月16日(火) 午後2:00~4:00	検討課題の確認と進め方 ワーキンググループの役割について
第2回	2008年10月10日(金) 午前10:00~12:00	先行実践の学習 ①NPO法人「あさがお」(NPO型) ②伊賀地域福祉後見センター(社協型)
第3回	2008年11月25日(火) 午前10:00~12:00	権利擁護支援センターの基本的な役割と機能
第4回	2008年12月22日(月) 午後2:00~4:00	権利擁護支援マニュアル(案)の検討
第5回	2009年1月29日(木) 午後2:00~4:00	①権利擁護支援センター(仮称)の組織運営体制及び予算 ②権利擁護支援センター(仮称)設置計画 ③提言(まとめ)

3) ワーキンググループ会議日程と検討課題

	開催日時	検討課題
第1回	2008年9月1日(月) 午後6:30~8:30	検討課題の確認と進め方 ワーキンググループの役割について
第2回	2008年10月1日(水) 午後6:30~8:30	先行実践の学習 権利擁護支援センターの基本的な役割と機能
第3回	2008年11月1日(土) 午後15:30~17:30	地域システムとネットワークの検討 権利擁護支援フォーラム(案)の検討
第4回	2008年12月1日(月) 午後6:30~8:30	虐待対応の検討 権利擁護支援マニュアル(案)の検討
第5回	2009年1月7日(水) 午後6:30~8:30	①権利擁護支援センター(仮称)の組織運営体制及び予算 ②権利擁護支援センター(仮称)設置計画の作成 ③提言(案)の検討

地域における『権利擁護支援センター（仮称）』の設置及び
権利擁護支援マニュアルに関する検討委員会
第1回議事録

日時：2008年9月16日（火）

14:00～16:00

場所：市役所本館550会議室

I 開会・・・主催者挨拶（上田 晴男氏）

委員長挨拶（北野 誠一氏）

II 委員紹介

検討委員会委員長・・・北野 誠一氏（障害者福祉推進計画策定委員会委員長）

副委員長・・・藤井 博志氏（地域包括支援センター運営協議会委員長）

委員・・・迫田 博幸氏（成年後見リーガルサポート兵庫県支部長）

但馬 一生氏（西宮市健康福祉計画課）

町田 竹之氏（西宮市高齢福祉グループ）

宮後 賢至氏（西宮市障害福祉課）

川崎 陽子氏（西宮市健康増進課）

西岡 秀明氏（西宮市児童・母子支援グループ）

玉木 幸則氏（西宮市自立支援協議会・あんしん相談窓口）

福田 朱美氏（甲東地域包括支援センター）

陶木 重明氏（西宮市社会福祉協議会）

清水 明彦氏（西宮市社会福祉協議会）

上田 晴男氏（障害福祉サービス調整会議委員長）

（欠席）谷村 慎介氏（地域包括支援センター運営委員）

III 議題

1. 調査研究事業の実施について

- ・ 平成22年度設置に向けて、昨年度提言の具体化の検討
- ・ 支援センターの機能・体制等の具体的な内容の明確化
- ・ 具体的な権利擁護支援のプロセスの明示
- ・ 第2回に先行実践の学習（あさがお・伊賀）。（近畿圏、NPO型と社協型）
- ・ 県内障害者相談支援事業所を対象としたアンケート調査を実施。調査結果を参考に第3回以降検討を行う
- ・ 未来志向研究PJにおける県内地域包括及び全国成年後見センターへの調査結果について情報提供を行い、反映させる
- ・ 最終的に具体的な設置に向けた内容・計画を示す提言をまとめる
- ・ ワーキンググループ（作業部会）の設置
- ・ フォーラムは2009年2月21日（土）で調整

(アンケート項目について)

- ・ どこまでを権利擁護支援の対象とするか ・ ・ 自立生活支援の問題と考えると経済的困窮、触法についても範囲内か (適切な権利の行使という意味で)
- ・ セルフネグレクトの位置づけ
- ・ 複合支援ニーズの概念 (『複合』の意味)。例えば本人と家族、本人自身に重複するニーズがある (知的と精神)、ニーズが複数 (虐待を受けて債務ができた、など)
- ・ Q9の件数のカウントの仕方
- ・ 同じケースについて複数の相談支援事業所が関わっている (それぞれでカウント)

2. 権利擁護センターについてのイメージ

(対象者、取り扱う内容、関係機関との役割分担について)

- ・ 対象をどこまでとするか? (児童～高齢者?)
- ・ 各セクターがどう関わるか?
- ・ 知的障害者の子どもの問題
- ・ 宗教 (外国人) の問題
- ・ 地域福祉の観点からの対応
- ・ ケースについての連携は? キーパーソンは誰か? ケース会議で誰がキーパーソンとなるか取り決め (継続的なフォロー) をしているのか? → 現状では決めていない (が、誰かがフォローしているはず)
- ・ 高齢者の場合、ケアマネジャーは月1回情報確認しなければならない (サービスを使っている人に限る)
- ・ 高齢者で福祉サービスを使っていない人は、包括が見守り訪問をしてもインターホン越しでの対応のみになる場合もある
- ・ 介護保険外のケース (見守りケース) が増えた場合、ペイは出るのか?
- ・ 地域包括支援センターの範囲を超えた事例は行政で対応したほうがよいのか、それとも別の対応の仕組みを作ったほうがよいのか
- ・ 行政各課だけでなく生活の場で支えていくことを考えると、現場の最前線が行政に投げればよいというものではない
- ・ 件数が増加すると、キーパーソンを決めないと漏れがでてくる
- ・ やる気だけでは対応できない。件数の増加に対応する仕組みが必要
- ・ 経済的な問題 (貧困) が今後増加し、かなりのウエイトを占めてくると思われるが、その対応はどうするのか
- ・ 児童・母子支援グループの場合、福祉、教育、民生委員、地域の団体がからんでのケース会議を持っている。児童・母子支援グループは事務局となっている。
- ・ 児童虐待の場合はその対応について明確に法に明記されている。
- ・ 高齢者虐待防止法の場合は、行政は通報受理義務、施設の確保 (身柄の保護) がある
- ・ 地域包括支援センターが本人 (精神障害者) と住民の狭間に立って困っている・・・本人中心支援とは??

- ・ 権利擁護センターは調整型（みんなが地域で暮らしていける）
- ・ 高齢者や障害者を入所、病院等への追い込みをかけるのを歯止め→相互理解をすすめる・・・各専門職を配置し、イニシアチブをとる
- ・ 問題をきちんと把握し、話し込んでいくことによって相互理解を深めて妥協点をさぐる（ADLというスキルの研修）
- ・ 障害福祉計画、高齢福祉計画の策定にあたり、福祉サービス利用援助、成年後見、具体的な権利擁護の仕組みを位置づける必要がある。（福祉計画課）

（措置、潜在ニーズへの対応）

- ・ 表面化していないケースに焦点をあてていく
- ・ 措置から利用契約になってから、「契約にしてほしい」と言われるが、措置権の発動をする仕組みも必要（緊急ケースの場合）。措置権発動段階の明確化を
- ・ 措置ケースはかなり低い（西宮市の場合）・・・20数%（障害児）
- ・ 必要なケースが措置されていない
- ・ 市は相談があって初めて動く。保護課のCWは訪問義務があるから、隠れたケースを発見しやすいのではないか
- ・ かつては保健婦が地域の家庭をまわっていた（ニーズを拾ってくる）
- ・ 公衆衛生（予防機能）の発揮
- ・ コミュニティーのヘルスビジター、コミュニティーソーシャルワーカー
- ・ マンパワーが欠けている。保護課CWの訪問は、現実には障害者世帯は年2回程度。しかも他人介護料がついている人だけ（平均120程度）

3. 検討委員会での検討課題について

- ・ 役割・機能・分担の明確化
- ・ 必須職員とアウトソーシングメンバーの検討
- ・ 費用対効果をプロセスで示す（フローチャート）
- ・ 権限、権能を考えたの全体像
- ・ 利用者のエンパワメントをする支援（理念）
- ・ 現在、高齢福祉グループでセンター設置計画（予算）をあげているが、これに障害、母子・児童も組み入れるか？
- ・ 即時的な機能と長期的な対応機能
- ・ センターの職員は万能ではない。←外部機関による評価が必要
- ・ 現場のワーカーが力をつける仕組みでないと成功しない。現場と地域が力をつける
と早期発見能力が高まる。するとトラブルが大きくなる前に相談につながる。
- ・ 総合相談システムを洗いなおしてワンセットで示す
- ・ 地域の権利擁護支援力を高めることを前提
- ・ 権利擁護センターの提供するメニューを示す
- ・ ピアカウンセラーの養成

地域における『権利擁護支援センター（仮称）』の設置及び
権利擁護支援マニュアルに関する検討委員会
第2回議事録

日時：2008年10月10日（金）

10：00～12：00

場所：市役所本館774会議室

I 出席委員

- 検討委員会委員長・・・北野 誠一氏（障害者福祉推進計画策定委員会委員長）
副委員長・・・藤井 博志氏（地域包括支援センター運営協議会委員長）
委員・・・迫田 博幸氏（成年後見リーガルサポート兵庫県支部長）
但馬 一生氏（西宮市健康福祉計画課）
町田 竹之氏（西宮市高齢福祉グループ）
宮後 賢至氏（西宮市障害福祉課）
川崎 陽子氏（西宮市健康増進課）
西岡 秀明氏（西宮市児童・母子支援グループ）
玉木 幸則氏（西宮市自立支援協議会・あんしん相談窓口）
福田 朱美氏（甲東地域包括支援センター）
陶木 重明氏（西宮市社会福祉協議会）
清水 明彦氏（西宮市社会福祉協議会）
上田 晴男氏（障害福祉サービス調整会議委員長）
（欠席）谷村 慎介氏（地域包括支援センター運営委員）

II 先行実践の学習

1. 特定非営利活動法人あさがお・・・尾崎 史氏より
職員配置：7名うち相談員4名（常勤）、事務職3名（常勤1名、非常勤2名）
相談員の構成：会福祉士1名、看護師・ケアマネ2名、
社会福祉士・精神保健福祉士1名
理事構成：理事長 医師（滋賀県の職員）、弁護士等7名、監事2名
支援検討委員会：弁護士2名 司法書士1名 社会福祉士1名
（困難ケースや法人後見ケースに関する相談、事業そのものへの助言）
顧問：弁護士1名 司法書士1名・・・月に1度相談に行く
会員：「あさがお」の趣旨に賛同してくれる人 約200名
（ケアマネジャー、障害施設・支援センター職員、地域包括、病院職員等）
団体会員13団体（病院、施設等）
設立の経緯：2006年2月設立
基幹型在宅介護支援センターの機能の一部を特化しNPO化

法人後見を担う事業所というだけでなく、滋賀県と大津市より
権利擁護の相談事業の委託を受けている

相談への対応等について：

- ・相談は高齢関係の専門職や保護課CWからが多い（高齢：障害＝6：4）
- ・相談件数は月約20ケース
- ・相談の入り口は虐待や権利侵害のケースが多く、その後成年後見利用へとつながっていく
- ・包括で解決できなかったケースがあさがおに持ち込まれることが最も多い。が、徐々に包括からの相談が減ってきている。→包括が力をつけてきた
- ・社協との連携はスムーズに取れており、地権事業との併用も多数
（大津市社協の地権利用ケースは100以上、入院者にも対応している）
- ・社協の地権からの移行ケースも多数
- ・虐待者への直接接触は包括や相談支援事業所
- ・複合ケースは社協、児相、保健所等と連携して対応
- ・行政の役割はアドバイザー的、市長申立ケース等
- ・平成19年度末時点での法人後見受任件数は70件（累計では80件）
- ・平成20年10月10日時点では82件
- ・法人後見受任の基準は特に設けていない
- ・大津市の人口はおよそ32万人
（委託費：大津市から1000万円、県から500万円）
- ・複合支援ニーズに対しては、必要な資源を集めてケース会議を開いて役割分担をする。虐待者への対応は包括、障害者相談支援事業所が担うことが多い
- ・行政は市長申立、措置権の発動を行う。
- ・保護課からの相談も多く、法人後見も保護世帯が3ケースある
- ・成年後見利用支援事業の適用例はない。現在、市と話し合い中

2. 伊賀福祉後見サポートセンター・・・田辺 寿氏より

伊賀市は包括は1箇所（直営）、（障害者）総合支援センター1箇所（直営）

・・・逆出向の職員が半分以上を占める

名張市は包括が1箇所（直営）、障害は市内法人3箇所に委託

総合相談支援部には権利擁護課と総合相談支援課（2課4係）

権利擁護課には地権事業係と福祉後見係（後見サポートセンター）

総合相談支援課は相談支援係（包括のランチ・・・高齢・障害問わず一次的な相談を受ける）と就労支援係（退院促進と就労支援）

設立：平成18年8月

法人後見実績：5件（うち1件は死亡）・・・経験を積むため

→事業型社協（シェアの約半分）なため、利益相反になる可能性が高い

事業内容：成年後見に関する相談・利用支援・サポート

名張市地権利用件数は130件

事業費：2007年度からは900万円

相談：(伊賀) 機関からの案内・銀行からのチラシ、裁判所からの紹介

(名張) 包括が整理されたものが相談にあがる

業務内容：成年後見の利用支援

市長申立の連絡・調整

(審査会へのオブザーバー参加、全ケースに関与)

*名張市は成年後見利用支援事業を市長申立に限らず資力の乏しい方も適用することになった(まだ実績はない)

人材バンク(市民後見)

・・・身上監護をきちんとやったださる方を育てたい

後見人サポート(特に親族)

後見人同士の集いの場の設定

啓発・研修

法人後見支援(名張市社協が今後法人後見を行っていく方向)

対応：裁判所の申立件数(年間約50件)のうち3分の2はなんらかの形で関わっている。資料を渡した程度から、申立書の作り方、裁判所に一緒に出向く、面談まで対応しているものもある。

後見人の登録者：養成講座を受けて1年以上生活支援員等の実務経験を積んだ方のなかから面接して推薦できる方を登録(受任は未)

講座の申込に特に制限は設けていない

・独立性の担保は？(利益相反の問題)

法人格はないが、組織化している(委員会等の設置)

・運営監視機能についての視点は？

運営委員会に行政の担当者が入っている。運営委員会で事例検討も行う。(市長申立ケースや困難ケース)

・事業の継続性について

(あさがお) 経済基盤については常に不安はある

・・・後見報酬が減ると借入れもしている

・社協(伊賀)の利点

センターだけではない、他の事業と即連携してアプローチができる

(ネットワーク・情報の交差点)

後見サポートセンターは権利擁護センターの一部であり、社協のシステム全体が権利擁護のシステム

(NPO型と社協型)

- ・ 権利擁護全体を展開していく事業
- ・ 支援機能の具体的なツールとして、法人後見を中心とした成年後見のサポートセンター事業

→地域全体としての支援機能・連携が必要

権利擁護センターと社協本来の機能がどう結びついていくか

◎今後の課題

(あさがお)

- ・ 後見受任件数の増加にどう対応していくのか (特に滋賀県北部)
 - ・・・相談員4名+支援員で100件が上限
- ・ あさがおの運営について
 - ・・・つぶすわけにはいかない (あさがおだけでなく、市も家裁も)
- ・ 近隣市町からの予算付けを働きかけている

(伊賀)

- ・ センターそのものの継続の問題
 - ・・・法人後見をやっていないので、委託料がすべて
- ・ 身元保証のシステム作りを検討
 - ・・・家族機能の欠如をどう地域でサポートしていくか

* 委託を受けた主体側の運動性 (権利開発) が必要

- ・・・ただの受け皿であってはならない

* 育てる機能、バックアップする社会資源 (予算も含めて) が必要

平成20年度 事業計画

【重点目標】

事務局体制の基盤強化による法人後見活動の充実

【事業別計画】

1. 保健・福祉・医療に関する総合相談事業

(1) 保健・福祉・医療に関する相談事業

広く一般県民を対象として、保健・福祉・医療にかかる相談事業を実施し、福祉の向上に努めます。

(2) 権利擁護相談・解決事業（大津市受託：権利擁護支援・成年後見利用支援事業）

大津市民、地域包括支援センター職員、ケアマネージャー・介護サービス事業所等職員を対象とした権利侵害の事例解決に向けたソーシャルワークを展開し、地域における権利擁護の質の向上に努めます。

(3) 高齢者虐待・成年後見相談事業（滋賀県受託：高齢者成年後見支援センター事業）

県内の地域包括支援センター、各市町の保健福祉担当課、介護保険事業所等の職員を対象に高齢者虐待・成年後見に関わる専門的・技術的助言を行い、また連携していくことにより、権利擁護の体制整備を図ります。

2. 権利擁護、成年後見に関する事務の提供

(1) 法人後見事務

成年後見制度を必要とする人々のニーズに対応していくために、法人後見人を受任します。

(2) 親族申立て事務支援事業（大津市受託：権利擁護支援・成年後見利用支援事業）

親族の申し立てに対して支援を行い、成年後見の利用促進を図ります。

(3) 市町申立て事務支援事業（大津市受託：権利擁護支援・成年後見利用支援事業）

市長申し立ての場合、市担当課と協力し、市長申し立てが円滑に図れるよう努めます。

3. 権利擁護、成年後見制度に関する研修事業

(1) 高齢者虐待問題研修会（滋賀県受託：高齢者成年後見支援センター事業）

地域包括支援センター、市町、市町社協、ケアマネージャー、ヘルパー、訪問看護師等の職員を対象とした高齢者虐待に関する研修事業を行なうことにより、専門職の資質向上を図ります。

4. 権利擁護、成年後見制度に関する普及・啓発事業

- (1) 高齢者虐待防止シンポジウム（滋賀県受託：高齢者成年後見支援センター事業）
一般県民、民生委員児童委員、保健福祉関係職員を対象としたセミナーを開催し、高齢者虐待防止についての意識向上を図ります。
- (2) 成年後見制度推進事業（滋賀県受託：滋賀県特別アドバイザー派遣事業）
成年後見制度利用支援ネットワークの構築を図るために配置された滋賀県障害者自立支援協議会の相談員に対し、研修・指導を行います。
- (3) 機関紙あさがお通信の発行
年4回発行し、会員や関係機関に配布をすることにより、成年後見活動についての啓発を行ないます。
- (4) ホームページ、ブログの作成
定期的に更新を行い、事業や成年後見活動についての啓発を行ないます。

5. その他これらに付随する事業

① (1) 地域支援員養成事業Ⅱ（専門コース）（NPO助成事業）

あさがおの後見活動のサポーターとしての人材育成のための専門コースを開設します。平成19年度に実施した地域支援員養成基礎講座の修了生を対象に、より専門的で実態に即した内容の講座とします。

① (2) 後見活動ガイドブック作成事業（NPO助成事業）

地域支援員や親族後見人が、後見活動の実践に活用することができる内容のガイドブックを作成します。ガイドブックの販売と普及により、後見活動に携わる人々の質の向上を図るとともに後見活動が一般社会に浸透し、利用が拡がることをねらいとします。

平成20年度月別事業計画

月別	事業計画
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度大津市権利擁護支援・成年後見利用支援事業報告書提出 ・平成19年度滋賀県高齢者成年後見支援センター事業報告書提出 ・あさがお通信発行 ・ガイドブック検討委員会（第1回） ・理事会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・総会 ・ガイドブック検討委員会（第2回）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援員養成講座（専門コース）（10名） ・ガイドブック検討委員会（第3回） ・支援検討委員会（第1回）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援員養成講座（専門コース）（10名） ・高齢者虐待防止シンポジウム ・あさがお通信発行 ・ガイドブック検討委員会（第4回）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援員養成講座（専門コース）（10名） ・ガイドブック検討委員会（第5回）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援員養成講座実習（専門コース）（10名） ・おうみNPO活動助成事業中間発表会 ・ガイドブック検討委員会（第6回） ・支援検討委員会（第2回）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援員養成講座実務演習（専門コース）（10名） ・あさがお通信発行 ・ガイドブック検討委員会（第7回）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援員養成講座実務演習（専門コース）（10名） ・高齢者虐待問題研修会（3日間） ・ガイドブック作成
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援員養成講座（専門コース）（10名） ・支援検討委員会（第3回）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・あさがお通信発行
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・おうみNPO活動助成事業発表会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業総括と次年度事業計画策定 ・支援検討委員会（第4回）

* 通年事業

- ・ 保健・福祉・医療に関する相談事業
- ・ 権利擁護相談・解決事業
- ・ 高齢者虐待・成年後見相談事業
- ・ 法人後見事務
- ・ 親族申し立て事務支援事業
- ・ 市町申し立て事務支援事業
- ・ 成年後見制度推進事業

会員募集のお願い

会員とは・・・

あさがおの事業に賛同し入会した、個人また
団体があります。

会費

個人 : 入会金 1,000円
 年会費 5,000円

団体 : 入会金 10,000円
 年会費 50,000円

会員のメリット

年4回発行される「あさがお通信」や、あさがお
主催の各種セミナー・研修会の案内が届きます。
また、参加費用について割引が受けられます。

入会手続き

入会希望者は、事務局に電話、メール等でご連
絡ください。入会申込書をお届けします。入会
申込書に必要事項を記入し、入会金及び年会費
を添えて事務局にご提出ください。

法人理事

理事長	鎌田昭二郎	(医師)
副理事長	堀村 修一	
専務理事	高野 純	(事務局長)
理事	竹下 育男	(弁護士)
	宮川 正治	(医師)
	筒井乃り子	(大学教授)
	飯野 修	(公認会計士)
監事	川辺 恵子	(税理士)
	細谷 卓爾	(会社役員)

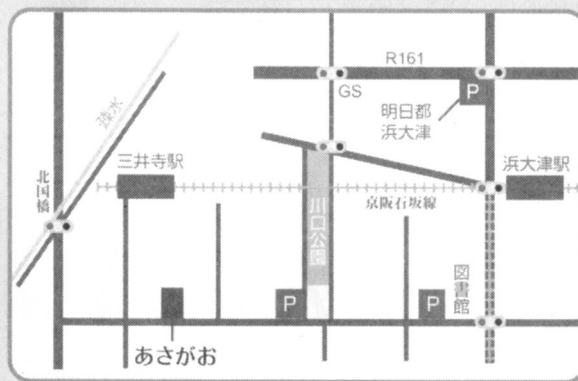
お気軽にご相談ください!

電話相談

077-522-0799

月～金曜日 9時～17時

来所相談(随時・要予約)



特定非営利活動法人あさがお

住所 : 〒520-0047

滋賀県大津市浜大津3-2-4

電話 : 077-522-0799

FAX : 077-522-0845

E-Mail : asagao.npo@image.ocn.ne.jp

URL : <http://www1.ocn.ne.jp/~n-asagao/>

特定非営利活動法人

あさがお

権利擁護支援事業所

Assistant of
Self-determination
And
Guardianship by
Advocacy
Otsu



受託事業

滋賀県高齢者成年後見支援センター事業
大津市高齢者権利擁護事業

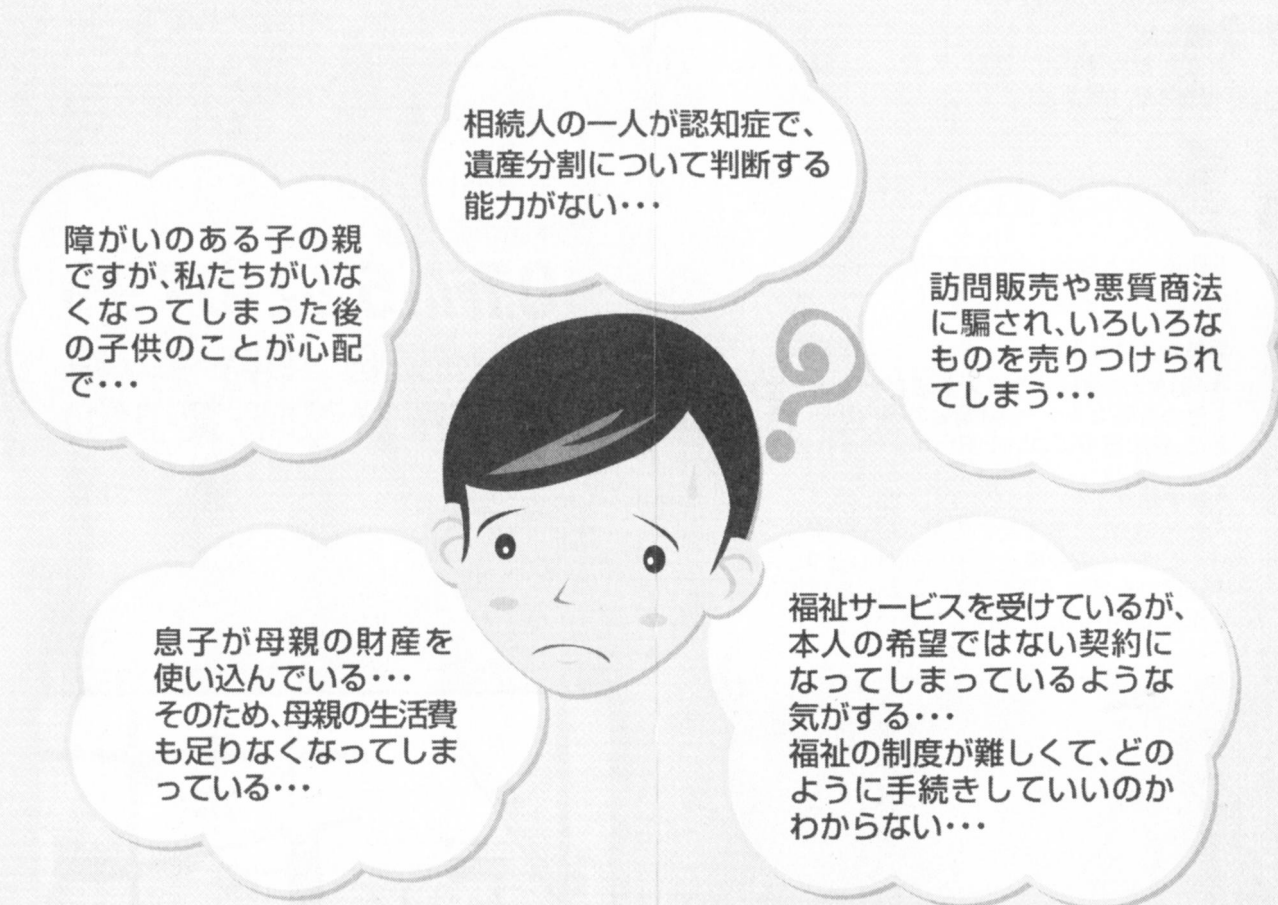
あさがおとは・・・

2005(平成17)年に高齢者・障がい者等とその家族・介護者に対して、保健・福祉・医療に関する総合相談を実施し、財産権や適切なサービスを利用する権利を護る活動を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的に設立された法人です。

あさがおでは司法・医療・福祉等の関係者と協働して虐待救済・権利擁護の相談・支援や、成年後見制度の利用支援及び法人後見の受任などの実践に取り組んでいます。

事業内容

- ▶ **権利擁護相談**
悪質商法などの被害や虐待など権利侵害に関する相談
- ▶ **成年後見制度利用支援**
成年後見申立支援・後見人等の紹介
- ▶ **後見人等の活動支援**
親族後見人等の活動支援・相談活動
- ▶ **法人後見受任**
あさがお(法人)が後見人等を受任
- ▶ **権利擁護・成年後見制度に関する普及・啓発**
セミナーの開催・パンフレット、機関誌の発行
- ▶ **その他これらの事業に付随する事業**
福祉サービスの適切な利用や質の向上に関する活動



こんな時にご相談下さい

成年後見制度とは・・・

自分らしく安心して暮らすことが出来るよう、その人の権利を護るために成年後見制度があります。認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断力が不十分な人が、自分自身で契約や財産管理などを行うことが難しい場合に家庭裁判所が適任と思われる成年後見人等を選任し、本人を支援する制度です。

伊賀地域福祉後見サポートセンター設置及び運営に関する要綱

第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 福祉サービスの質の向上と利用者の利益の保護を図り、地域住民の福祉の増進に資することを目的として、伊賀地域福祉後見サポートセンター（以下、「サポートセンター」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 サポートセンターの事務所は、伊賀市上野中町2976番地の1 上野ふれあいプラザに置く。

(事業)

第3条 サポートセンターは、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 成年後見制度利用の支援に関すること。
- (2) 福祉後見を行う人材の育成、紹介に関すること。
- (3) 後見人に対する支援に関すること。
- (4) 権利擁護の推進に係る啓発、研修等に関すること。
- (5) その他権利擁護の推進に関し、サポートセンターが必要と認めること。

2 サポートセンターは、社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会が運営する。

第2章 会員

(会員)

第4条 サポートセンターの目的に賛同するものは、本章の定めるところによりサポートセンターの会員となることができる。

2 サポートセンターの会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 サポートセンターの目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 サポートセンターの事業を援助するため入会した個人又は団体

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書をサポートセンターに提出し、理事長の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の権利)

第7条 会員は、サポートセンターが実施する各種事業に協力し、必要に応じて意見を提出することができる。

2 会員は、次の権利を有する。

- (1) 会員を対象とした研修会へ参加すること。
- (2) 会員相互の情報交換の場へ参加すること。
- (3) サポートセンターの情報提供を受けること。

(退会等)

第8条 会員は、退会しようとするときは、サポートセンターに届け出なければならない。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員の資格を喪失したとき
- (2) 死亡又は解散したとき

3 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会において、これを除名することができる。

- (1) サポートセンターの名誉をき損し、又はその趣旨に反する行為をしたとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

第3章 理事会

(理事会)

第9条 サポートセンターの運営に関する重要な事項を審議するため、伊賀地域福祉後見サポートセンター理事会（以下、「理事会」という。）を設置する。

2 理事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) サポートセンター運営の基本方針に関すること。
- (2) サポートセンターの事業計画に関すること。
- (3) 伊賀地区における権利擁護の推進に関すること。
- (4) その他理事会において必要と認める事項

(組織)

第10条 理事会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 伊賀市長
- (2) 名張市長

(3) 伊賀市社会福祉協議会会長

(4) 名張市社会福祉協議会会長

2 理事会に理事長を置き、伊賀市社会福祉協議会会長をもって充てる。

(会議)

第11条 理事会の会議は、必要に応じて理事長が招集し、その議長となる。

2 理事長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第4章 運営委員会

(運営委員会)

第12条 理事会の定める方針に基づきサポートセンターの事業の推進に関し必要な事項を審議するため、伊賀地域福祉後見サポートセンター運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。

(運営委員会の組織)

第13条 運営委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから理事長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に関する事業又は活動を行う者
- (2) 法律または医療に関し学識経験を有する者
- (3) 行政職員

3 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(運営委員の任期)

第14条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会の会議)

第15条 運営委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議への不関与)

第16条 委員は、一身上に関する事案若しくは利害関係のある事案については、審議することができない。

第5章 雑則

(守秘義務)

第17条 理事、委員及び事務局職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第18条 サポートセンターの事務を処理するため、事務局をサポートセンターに置く。

(委任)

第19条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

伊賀地域福祉後見サポートセンター会費規程

第1条 この規程は、伊賀地域福祉後見サポートセンター設置運営要綱第6条の規定に基づき、会費について定める。

第2条 会費の額は、以下のとおりとする。

会費の年額

正会員 (1口)

個人 5,000円

団体 10,000円

賛助会員 10,000円以上

第3条 会費の納入は、年1回とし、毎年度3月末日までに納付しなければならない。

第4条 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第5条 この規程の変更は、理事会にて決定する。

附則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

福祉後見人材バンク運営規程

この規程は、伊賀地域福祉後見サポートセンター設置及び運営に関する要綱（以下「実施要綱」という。）第3条（2）に基づき、福祉後見を行う人材の育成、紹介に関する事業（「福祉後見人材バンク」と称する。以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるために制定する。

1 本事業の目的等

本事業は、社会貢献的な精神に基づき、後見業務に取り組むことに意欲をもつ市民等を対象に講習を実施し、その修了者を、これまで適切な後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を得られないために成年後見制度を利用できなかった市民等に、制度利用の途を開くことを目的とする。なお、本事業により経験を積み、後見人等となった者を「福祉後見人」と称するものとする。

2 実施主体

本事業の実施主体は伊賀地域福祉後見サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）とする。

3 サポートセンターが実施する事業

本事業のうち、サポートセンターが実施する事業の内容は、次のとおりとする。

- （1）市民向け説明会の開催
- （2）受講生の募集
- （3）受講者の選考の実施
- （4）養成講習の開催
- （5）養成講習修了証の交付
- （6）養成講習修了者（以下「修了者」という。）を対象としたフォローアップ研修の開催
- （7）修了者に対して、成年後見制度に関連する以下の活動のうち、必要な活動を紹介する取組

ア 親族や専門職等の後見人等に対するサポート活動

- イ サポートセンターの会員である法人が、法人後見を実施する場合の協力員としての活動
 - ウ 地域福祉権利擁護事業の生活支援員としての活動
 - エ その他、それぞれの登録者の適性と希望から適切と考えられる活動
- (8) 以下に定める適性を十分に有すると思われる者を後見人候補者として登録し（以下「登録者」という。）、必要とする者（親族を含む）に紹介し、又は家庭裁判所に推薦する取組
- ア 上記（7）の活動を1年以上経験した修了者で、実施要綱第12条に定める運営委員会が選任した者の面接及び関係書類審査等により、適性があると認められた者
 - イ 運営委員会が特に認めた者
- (9) 上記（7）により活動を紹介し、又は（8）により家庭裁判所から後見人等に選任された登録者、及び実施要綱4条に定めるサポートセンターの会員または、後見人等に選任された親族であって、本事業の趣旨に賛同する者に対して、以下のうちの必要な支援を行う取組
- ア 専門職を含む後見人等相互の交流と、情報交換を図ることを目的とした後見人等連絡会の開催
 - イ 後見人等からの後見業務等に関する相談への対応
 - ウ 後見人等のスキルアップを目的とした後見人等研修の開催
 - エ 地域における後見人等への、支援体制の構築を目的とした関係機関連絡会の開催
 - オ その他、登録者が円滑かつ適切に活動を行うために必要と考えられる支援
- (10) 上記（8）により、後見人等に選任された登録者が後見業務を行うにあたって生じたトラブルに関して、家庭裁判所に協力してその解決を図る取組

4 サポートセンターが事業を実施するにあたっての留意事項

サポートセンターは、3に定める取組を行うにあたっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) サポートセンターは、3（8）により登録した登録者が、成年後見制度の適切な推進を図る上で不適切な行為を行った場合には、当該行為に関して十分な審査を行い、必要な手続きを経た上で、その登録を抹消又は停止することができる。
- (2) サポートセンターが3（9）に基づき後見人候補者としての紹介、推薦を行う

にあたっては、当該登録者がサポートセンターが指定する保険等に加入することを条件とする。

- (3) サポートセンターは、3に定める取組を行うにあたって対応が困難な事例については、実施要綱第13条に定める運営委員に相談できるものとする。
- (4) サポートセンターは、登録者を任意後見人候補者として紹介はできないものとする。

5 登録者及び福祉後見人の留意事項

- (1) 会員としての連絡や指導を受けなければならない。
- (2) サポートセンター等が行う成年後見等に関する研修会に積極的に参加し、実務能力の向上に努める。
- (3) それぞれの活動について、サポートセンターに対して年数回、指定の書式に基づいた活動報告書を提出するものとする。
- (4) 本人の最善の利益を優先し、適切な保護支援をしなければならない。
- (5) 家庭裁判所、行政機関、法律や福祉の専門家等と協力し、連携を図るように努めなければならない。
- (6) 倫理上、本人又はその家族から財産の寄付、贈与などを受けてはならない。
- (7) その職にある期間は当然のこと、その職を終えた後も本人又はその家族の個人情報情報を漏らしてはならない。

6 その他

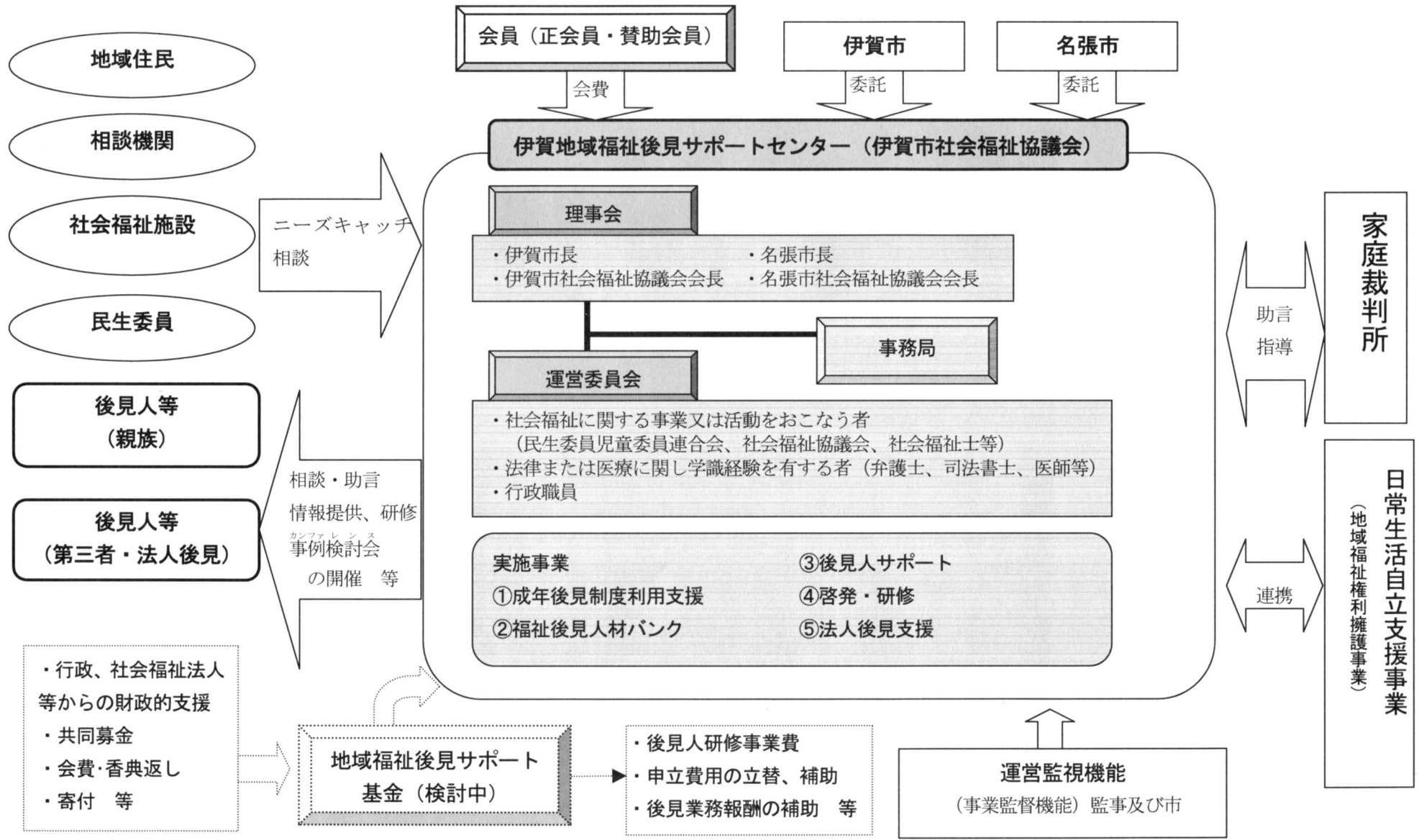
この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、サポートセンター理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年11月16日から施行する。

この規程は、平成19年5月10日から施行する。

伊賀地域福祉後見サポートセンター組織図



＜伊賀地域福祉後見サポートセンター資料＞

私のこれからは、私が決める。

成年後見制度の利用をお手伝いします。

支援が必要な方が、判断能力が低下したときに有効なしくみとして、家庭裁判所を利用した「成年後見制度」があります。しかし、成年後見制度は、まだまだなじみがなく、広く使われているとは言えません。

伊賀地域福祉後見サポートセンターは、成年後見制度が使いやすくなることをめざして、相談・助言、情報提供、申立て手続き支援、後見人等の候補者の確保・養成、利用についての調整などを行います。また、後見人等になられた方に対する相談支援の機能も併せ持ったセンターとして開設します。

平成18年8月開設



対象となる方

支援を必要とされる方が、主に伊賀市・名張市在住の方ならどなたでもご利用いただけます。
(ご本人、ご家族、関係機関等)

開設時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
但し、祝日、年末年始は除きます。

費用

相談費用は無料です。
但し、申立手続きや診断書・鑑定書作成の実費経費等は別途必要です。

実施にあたって

伊賀市、名張市、社会福祉協議会、地域内の司法・福祉関係機関等と連携します。

内容

1 成年後見制度利用支援

成年後見制度を必要とする人や、申立をしようとする人に対して、成年後見制度を利用しやすくするための支援を行います。

具体的には、

- ① 市民や関係機関からの相談及び助言
- ② 成年後見制度の申立手続きについての支援
- ③ 市民や関係機関への権利擁護に関する情報提供

2 福祉人材バンク

地域で権利擁護活動に関心のある人に対して研修を行い、成年後見人等の候補者として登録できるようにします。

3 後見人サポート

成年後見人等になった人に対する支援として、後見人等が困った時に気軽に相談に応じます。

4 啓発・研修

5 法人後見支援

あなたの「不安」を「安心」に変える・・・

伊賀地域福祉後見サポートセンター

〒518-0869 三重県伊賀市上野中町 2976-1
上野ふれあいプラザ3階 伊賀市社会福祉協議会内
☎ 0595-21-9611 / FAX 0595-26-0002
E-mail : kouken@hanzou.or.jp

地域における『権利擁護支援センター（仮称）』の設置及び
権利擁護支援マニュアルに関する検討委員会
第3回議事録

日時：2008年11月25日（火）

10：00～12：00

場所：市役所本館662会議室

I 出席委員

- 検討委員会委員長・・・北野 誠一氏（障害者福祉推進計画策定委員会委員長）
副委員長（欠席）・・・藤井 博志氏（地域包括支援センター運営協議会委員長）
委員・・・谷村 慎介氏（地域包括支援センター運営委員）
迫田 博幸氏（成年後見リーガルサポート兵庫県支部長）
但馬 一生氏（西宮市健康福祉計画課）
町田 竹之氏（西宮市高齢福祉グループ）
松本 寛氏（西宮市障害福祉課）
川崎 陽子氏（西宮市健康増進課）
西岡 秀明氏（西宮市児童・母子支援グループ）
玉木 幸則氏（西宮市自立支援協議会・あんしん相談窓口）
福田 朱美氏（甲東地域包括支援センター）
陶木 重明氏（西宮市社会福祉協議会）
清水 明彦氏（西宮市社会福祉協議会）
上田 晴男氏（障害福祉サービス調整会議委員長）

II 課題の検討

I 前回の感想・西宮市の場合など

（陶木委員の疑問・・・なぜ市が主導しないのか）

- ・ 権利擁護システムを西宮市も一緒に検討していく（障害福祉計画への位置づけ）
- ・ 高齢福祉グループですでに実施計画をあげている
- ・ 山田市長の公約のなかにも位置づけられている

（迫田委員）

- ・ 需要の掘り起こしをどうするか
- ・ NPO 型の場合、職員の力量に偏るおそれがあるので行政が道筋をつける必要あり。相談を整理し、実務部分で弁護士会・司法書士会等の専門職・行政等と連携、トータルな窓口としてNPO。但し、人材とお金をどうかけられるのかが課題。
- ・ 窓口人材としては社会福祉士（ソーシャルワーク的）、支援として法律家等の専門職を外注で確保する。

（陶木委員）

- ・ 地域のニーズにあわせて西宮市独自の方式が必要ではないか。

(清水委員)

- ・ 権利擁護センターに丸投げするシステムではいけない。相談支援はかぶさり型で支援を行っており、これが効率もよく本来型だと思う。センターもかぶさり型にして、それを西宮流としてどうか。民生委員等地域の人材、相談支援・包括の機能、センター等、それぞれが役割を発揮できる形を考えていくべきであり、さらにそれがシステムとして機能するような仕組みが望まれる。

(上田委員)

- ・ 現状でのセンター機能・・・成年後見ニーズに対応する「成年後見センター」を建前としているが、実態は権利擁護ニーズ全般に対応している。
- ・ 求められるのはスーパーバイズ機能とコーディネーション機能(公的支援、行政の役割、現場の生活支援機能、地域の支援機能等をどこが主体的にコーディネートするのか)
+ 専門的な支援機能
- ・ 受託形態・・・社協型、NPO 型、機能特化型(多摩後見センター、みると など)
共同型の受託形態(知多・宮古)・・・形はNPO だが、社協の職員が出向している、社会資源がそれぞれ人材を出している(複合型)
- ・ 既存の資源が有効に働くシステム(コーディネーション型のスーパーバイズ)
・・・センターは一定の機能・役割に特化せざるをえない(予算の問題もあり)

(玉木委員)

- ・ 相談支援そのものが権利擁護支援に関係している。
- ・ 相談支援専門員のレベルアップ、他機関との連携・コーディネート力が必要。
- ・ 相談支援のレベルが上がっていく必要がある。
- ・ 相談支援の現場職員がバーンアウトしているので、職員がつぶれない仕組みを考える必要あり。
- ・ 相談支援にあたる人の権利擁護も大きな課題か(メンタル面の問題)。
- ・ 堺市は90万都市で、相談支援は18箇所。有機的なつながりが無い。権利擁護に特化したセンターがない。どこかに丸投げしよう、ではなく、どこと一緒に解決をしていったらいいのか、(スーパーバイズ機能)という考え方の普及が必要。

(福田委員)

- ・ 包括は権利擁護の相談は苦手である。職員の経験も浅い。3人で包括の仕事をこなすことは難しい。なにをどこまでやってよいのかわからない。
- ・ 包括がどこかに相談できる仕組みになっていない。
- ・ ケアマネジャーは本人には関わっても、家族まで手がまわらない。すると包括へ相談がまわってくるのが現状。
- ・ 掘り起こしても解決できないまま数だけ増えて、疲労していく。

(但馬委員)

- ・ センターのニーズが高い。
- ・ 児童を含めるのはなかなか難しいのか(システムの?)。
- ・ センターを継続していくことが大事。

(町田委員)

- ・ 包括が力をつけていく、積んだ経験を周知させていくシステム。
- ・ NPO 型（あさがおの場合は基幹在介の一部を特化）か、社協型（さくら会、NPO さくらちゃん）をイメージ。地権事業との連携がネックとなるか。
- ・ 法人後見受任をどうするか、後見人へのサポート体制をどうするか、の課題もある。

(川崎委員)

- ・ 後見制度についてスーパーバイズ機能がほしい。
- ・ 自立支援協議会の権利擁護委員会の立ち上げ、そこのリンクは？
→センターを運営する委員会に包括や自立支援協議会の権利擁護委員会が入っていく（玉木委員）
センターの運営委員会が理念を打ち出していく、運営委員に社協も参画（委託うんぬんは別にして）、それに包括・自立支援協議会もリンク（玉木委員）

(松本さん(宮後委員の代理))

- ・ 丸投げではパンクする。役割分担が必要、就労支援センターとも。
- ・ センターのコーディネーション機能に期待（特に法的な支援）している。またセンターがさまざまな資源を活用できる仕組みに。
- ・ 後見人の育成が課題か。

(谷村委員)

- ・ コーディネート機能とスーパーバイズ機能が軸となる。
- ・ 今後、現状の包括や相談支援が力をつけられるか。伸びないのであれば、センターに包括や相談支援の役割を入れていかざるを得ないのではないか。
- ・ 責任をとっていく分担、拘束力（結局は解決能力がないといけない）も必要。
- ・ センターが担うべきは、緊急性の判断と行政処分等が必要な困難ケースのみ（期間限定的な介入）ではないか。

II フォーラムの企画について

- ・ 1月10日（土）、芦屋フォーラム
- ・ 2月21日（土）、西宮フォーラム

基調講演：あさがお（滋賀県大津市）の 尾崎史氏を講師に迎える
パネルディスカッション

地域における『権利擁護支援センター（仮称）』の設置及び
権利擁護支援マニュアルに関する検討委員会
第4回議事録

日時：2008年12月22日（月）

14：00～16：00

場所：市役所本館442会議室

I 出席委員

- 検討委員会委員長・・・北野 誠一氏（障害者福祉推進計画策定委員会委員長）
副委員長（欠席）・・・藤井 博志氏（地域包括支援センター運営協議会委員長）
委員・・・迫田 博幸氏（成年後見リポート兵庫支部長）
但馬 一生氏（西宮市健康福祉計画課）
町田 竹之氏（西宮市高齢福祉グループ）
宮後 賢至氏（西宮市障害福祉課）
川崎 陽子氏（西宮市健康増進課）
福田 朱美氏（甲東地域包括支援センター）
陶木 重明氏（西宮市社会福祉協議会）
清水 明彦氏（西宮市社会福祉協議会）
上田 晴男氏（障害福祉サービス調整会議委員長）
（欠席）・・・谷村 慎介氏（地域包括支援センター運営委員）
玉木 幸則氏（西宮市自立支援協議会・あんしん相談窓口）
西岡 秀明氏（西宮市児童・母子支援グループ）

II 権利擁護支援マニュアル（案）の検討

・・・組織的な役割分担を明記する（フローチャート形式で）

- ・ 権利擁護委員会（仮称）とは？
→適正な機能・対応かどうかの評価をする機関
地域の権利擁護システムそのものに対する評価
相互牽制システムを仕組みのなかに位置づける（専門職団体、当事者団体等第三者）
- ・ 社協が本来の機能を発揮してセンター機能を担うのか、あるいは受託という形で担っていくのか？
- ・ 法律職については、専門職団体と契約して人材を提供（複数の人材、レベルの高いひとの確保）・・・市民法律相談と同様な形で積算（5250円？）
- ・ 法律職については顧問的な機能が必要（顧問料）
- ・ 常勤は福祉職が想定される（予算的な問題からしても）
- ・ 西宮は48万人都市、それを鑑みた予算が必要ではないか
- ・

- ・ 後見センター機能についての事業分は、独自事業の部分と市からの基礎（ベース）的な部分で構成することになるか
- ・ 設置2～3年は相談件数が増大するだろうが、それぞれが機能してくれば落ち着く

Ⅲ アンケート調査より

（母数75 回収率45%）

- ・ 経済的困窮の問題とセルフネグレクトの関連（どこにカウントするのか、書き手にゆだねられる）
- ・ 外国では公的な機関が公的な人間をかかえてやっている。日本はお金をかけていない。（この種のことはお金がかかるはずなのに）公的な仕組みとしてやるべきである。

Ⅳ 来年度の取り組みの検討

- ・ 準備委員会の設置
- ・ 試行的な事業の実施
- ・ 現状では4月開所ではなく、4月から準備期間とし、（例えば）10月開所等が考えられる
- ・ 助成金等を獲得してのモデル事業の実施
- ・ 運営委員会の設置
- ・ 行政内のトータルサポートシステムの構築がポイントか？

（社協の役割はどうなるのか）

- ・ 社協の現状の体制では難しい。人、金を入れる必要があるのでは？
- ・ 委託費のなかで職員を雇う形になってしまう（＝囑託になる）
- ・ プロパーの職員が腰をすえてやるべき仕事ではないか
- ・ 社協が一事業として受けるのでは、さまざまな弊害がでる
- ・ トータルで福祉をみる必要がある

地域における『権利擁護支援センター（仮称）』の設置及び
権利擁護支援マニュアルに関する検討委員会
第5回議事録

日時：2009年1月29日（木）

14：00～16：00

場所：市役所本館681会議室

I 出席委員

- 検討委員会委員長・・・北野 誠一氏（障害者福祉推進計画策定委員会委員長）
副委員長・・・藤井 博志氏（地域包括支援センター運営協議会委員長）
委員・・・但馬 一生氏（西宮市健康福祉計画課）
町田 竹之氏（西宮市高齢福祉グループ）
宮後 賢至氏（西宮市障害福祉課）
川崎 陽子氏（西宮市健康増進課）
福田 朱美氏（甲東地域包括支援センター）
玉木 幸則氏（西宮市自立支援協議会・あんしん相談窓口）
陶木 重明氏（西宮市社会福祉協議会）
清水 明彦氏（西宮市社会福祉協議会）
上田 晴男氏（障害福祉サービス調整会議委員長）
（欠席）・・・迫田 博幸氏（成年後見リポート兵庫支部長）
谷村 慎介氏（地域包括支援センター運営委員）
西岡 秀明氏（西宮市児童・母子支援グループ）

II アンケート調査結果報告

- ・権利擁護支援ニーズに対する対応が不十分
- ・現状の機関・体制では対応が不十分
- ・権利擁護に特化した機関が必要

III 権利擁護支援センターの組織運営体制及び予算

（これまでの検討の経過を踏まえて）

- ・平成21年度の取り組みをどうするか
→厚生労働省老健局助成事業の申請についての検討（予算の確保）
- ・センターの具体像について
（業務内容）
 - ①権利擁護専門相談、SV、直接支援、ネットワークのコーディネート
 - ②成年後見センター的機能
 - ③法人後見機能
 - ④職員体制

⑤予算規模

⑥実施形態

(町田委員)

- ・ 社協か特化法人、あるいは社協と民間法人との協働委託が現実的ではないか
- ・ 委託先と市（トータルサポート）とのスムーズな連携が必要
- ・ 委託先の問題と行政内での解決機能の強化

(北野委員長)

- ・ 業務内容①は本来なら行政がやるべきだが、現実的に困難。他の専門職の力を借りて対応していくシステム作りが必要。
- ・ 予算がないなら、人を出せばよい。
- ・ 業務内容②については、民間にノウハウがある。

(上田委員)

- ・ 委託事業と独自事業とのバランス

(藤井委員)

- ・ 市と社協の連携でも、機能・役割のルール化が必要である。
- ・ 市直営だと硬直化する。民間が入るほうがよい場合がある。

(玉木委員)

- ・ 法的な部分は行政は介入しやすい。
- ・ 法的な後ろ盾のない支援を行政だけでできるか。
- ・ 行政の権限の行使がどこまで踏み込めるか（ニーズに基づいて動けるか）。
- ・ 委託事業となると、行政が委託した内容だけしか行わない傾向がある。協働してやる姿勢が大事である。

(藤井委員)

- ・ 運営そのものをどこがチェックするのか。また、チェック機関にどんな権限を持たせるのか。

(清水委員)

- ・ 現状の社協と市の委託関係から考えると、社協がセンターをやるのは難しいのではないか。
- ・ 委託だと嘱託職員を雇ってやらせることになるが、それで本当にセンターが機能するか。

(玉木委員)

- ・ どこかの事業所に委託してやるのではなく、特化法人を作ってやってもらったほうがよい。
- ・ 現状の相談支援体制も積み重ねになっていない、という課題がある。

(北野委員長)

- ・ アメリカでは連邦法で民間でも権限が担保されている。

(町田委員)

- ・ 委託料は補助金と違ってカットされない、という利点はある。

(清水委員)

- ・ 委託となると、社協の一部を切り取ってやらないといけない。本来は社協総力でやるべき課題である。
- ・ 側面的な部分を担って、社協本来の持ち味を発揮していく。

(藤井委員)

- ・ 対等なコラボレーションを報告書に打ち出したらいいのではないか。
- ・ たとえば社協が具体的なところを提案し、社協がやった場合のシュミレーションをしてみてもどうか。
- ・ 委託の契約書の中身を検討する必要あり

(上田委員)

- ・ 特化法人の設立がよいのではないか。
- ・ 例えば専門職団体（弁護士会など）から理事を出すと、そこから責任を持って法律家の派遣も可能となる。（ルートの確保）
- ・ 西宮市の社会資源の総力をあげた特化法人を設立しては？（運営、持続性、ネットワークの観点からしても）組織的なバックアップも可能になる。
- ・ 専門性の蓄積（職員の担保）

(北野委員長)

- ・ 特化法人の場合、よほどネットワークの仕組みを練り上げておかないと、業務①への対応が難しい。
- ・ 社協が特化法人とどこまでタイアップしてやっていけるか。
- ・ 特化法人はそとに仕事をふっていかなければならない→抱え込んで破綻する

(藤井委員)

- ・ 報告書には「行政はこういう連携の姿勢が必要」とか、「社協の姿勢はどう」というような書き方をしてはどうか。
- ・ 形態のメリット・デメリットを記載してはどうか。
- ・ ワンストップの仕組みを打ち出して、潜在ニーズを引き出すきっかけを。
- ・ コミュニティソーシャルワーカーの働きを取り上げてほしい。

→来年度について、センター開設に向けた検討、準備、試行事業の実施を助成金事業として実施していく方向を確認。

(まとめのとして)

但馬委員・・・市の方向性を早急に検討していく必要がある。

町田委員・・・包括の職員が法的な部分を解決するのは難しく、道を開いていく必要がある。
センターの必要性を痛感した。

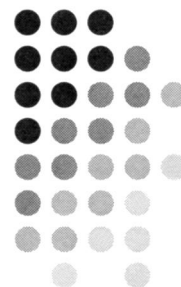
川崎委員・・・早急に関係機関が話を詰めていく必要がある。トータルサポートネットワーク構築を考えていく必要がある。

- 宮後委員・・行田市の西宮版ができればよい。
いかにニーズを見つけ出すのか、発掘の重要性を感じた。
- 玉木委員・・相談支援を受ける職員のスキルアップもトータル的に進めていかなければならない。包括との共同研修、知識の共有化が必要。仕組みづくりを・・。
- 福田委員・・包括も委託だが、法人側と現場の相談員との考え方の違いがある。現場のひとが働きやすいセンターにしてほしい。現状では辞めていく職員も多いし、若い職員が知識もないままやっている。
- 陶木委員・・行政内のトータルサポートネットワークという後ろ盾がある、と聞いて安心した。
- 清水委員・・それぞれの窓口が本人のことを思って連動しあう構造作りが基本だと思う。それを実体化していくこと。受託する・しない、の論議ではなく、権利擁護支援を地域のなかで実体化していくことを社協のなかで、議論していかなければならない。
- 藤井委員・・地域福祉のプログラムを考えた場合、ニーズに基づいた総合力が問われるテーマ。行政もチームワークがより深まってくると、不全感が満足感に変わる。これを行うことにより、西宮市の総合力が高まるというメッセージを発信してほしい。

権利擁護支援センター(仮称) の機能と役割

～提言に向けて～

特定非営利活動法人PASネット



1. 基本機能

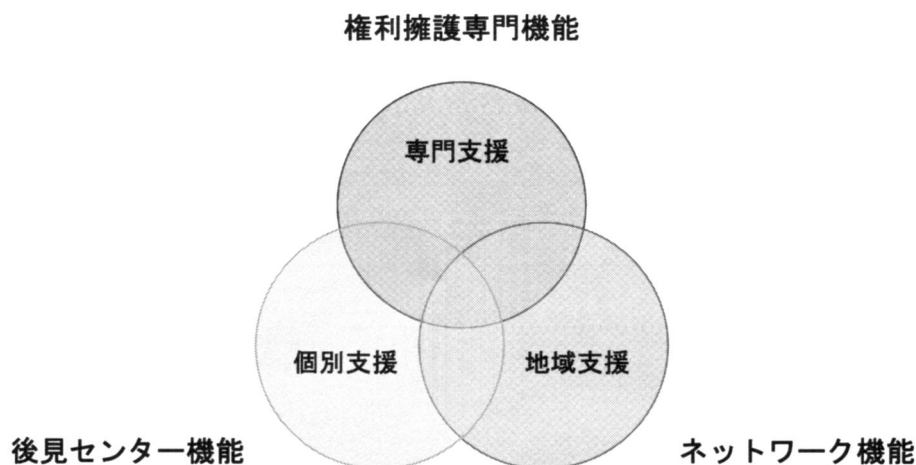
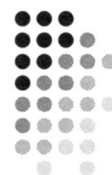
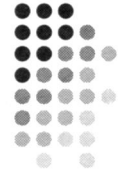


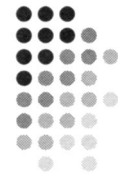
図1 権利擁護支援センターの基本機能

① 権利擁護専門機能とは...

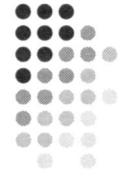


- 権利擁護専門相談機能
(法律職と福祉職による協働相談支援)
- 権利擁護支援ニーズの評価
- 法的支援ニーズへの対応
- 権利擁護支援の方針及び計画の立案
- 支援体制の確立・調整(コーディネート機能)
- 支援の指導・助言(SV機能)
- 支援のモニタリング等(管理機能)

② 後見センター機能とは...



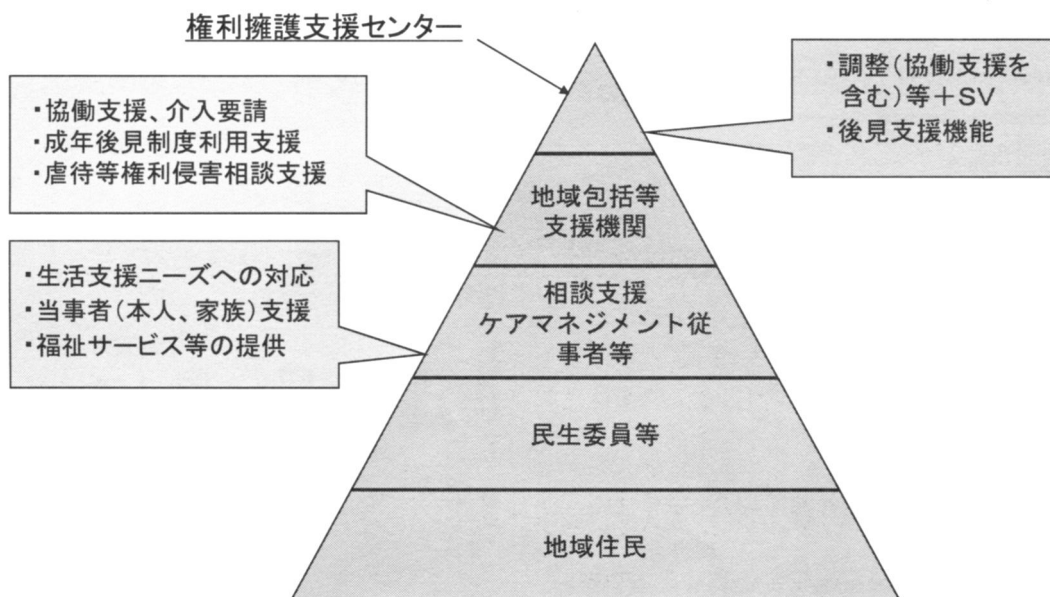
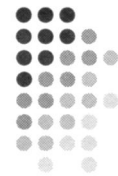
- 権利擁護支援の方法としての成年後見制度の活用
- 第三者後見ニーズの調整
- 法人後見機能の提供(市長申立て案件の受任、後見監督等)
- 後見人材の養成・確保・活用(市民後見人を含む)
- 後見活動の支援(指導・助言等含む)



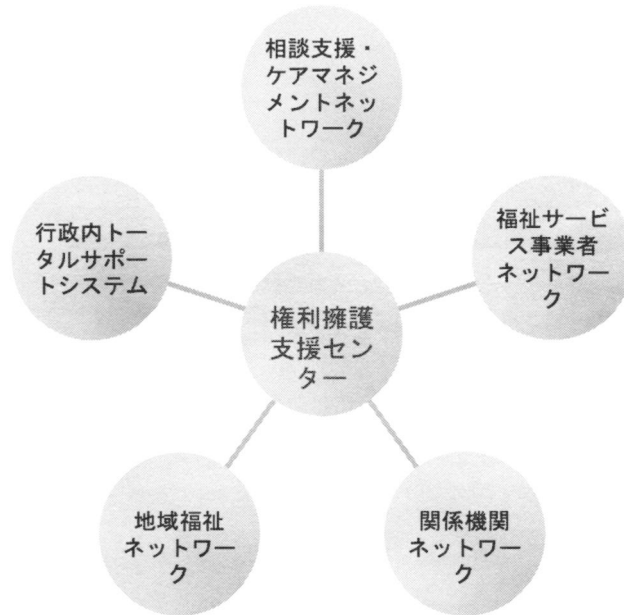
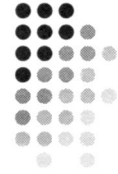
③ ネットワーク機能とは...

- 個別的な「支援の輪」の形成
- 協働型支援の実践（役割分担と情報共有）
- 多様なネットワークの構築
- 情報、機能、人材のコラボレーション
- 総合的な支援システムの構築

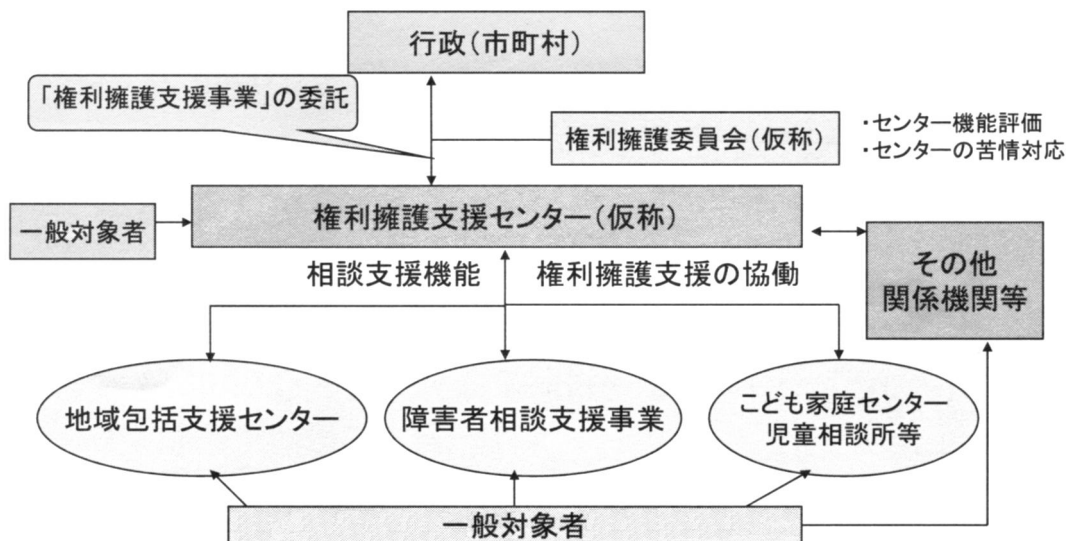
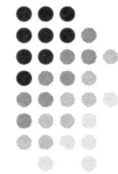
2. 権利擁護支援ニーズへの 階層別対応



3. 権利擁護支援ネットワーク ～多様なネットワークのイメージ～

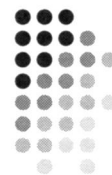


4. 地域における総合的な 権利擁護支援システムと「センター」の役割 (イメージ図)



5. 権利擁護支援センター(仮称)

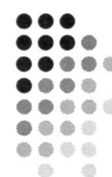
具体像～その1:設置形態～



- センターは市内に1ヶ所に設置(基幹的権利擁護総合支援センターとして位置付ける)
- 地域包括支援センター及び障害者相談支援事業所等とホットラインを形成する
- 「行政内トータルサポートネットワーク」と直結

権利擁護支援センター(仮称)

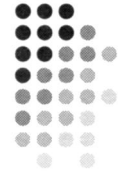
具体像～その2:業務内容イメージ①～



- 権利擁護専門相談・スーパーバイズ(SV)事業
→ 法律職・福祉職によるセンターでの定期相談及び巡回相談(SV含む)
- 虐待等権利侵害及び困難ケースへの専門職チームによる対応(コア会議、支援方針及び支援計画立案)
- ネットワーク事業(多様なネットワークの形成及び運営)

権利擁護支援センター（仮称）

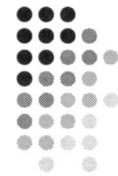
具体像～その2：業務内容イメージ②～



- 成年後見制度利用の専門的支援
→ 成年後見利用専門相談
親族後見等の後見活動支援専門相談
- 後見人材バンク事業（「成年後見センター運営支援事業（仮称）」）
→ 第三者後見人（市民後見人を含む）養成
後見人現任研修等
- 法人後見事業（独自事業）
→ 成年後見制度利用支援事業の活用（市長申立て案件の受任等を含む）

権利擁護支援センター（仮称）

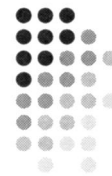
具体像～その3：職員体制の参考例～



- 福祉専門職を基本にした体制
→ 社会福祉士・精神保健福祉士が基本
＋看護師（要福祉職経験）、臨床心理士等
職員数は常勤換算3名～5名程度
- 法律職はチーム編成とし弁護士・司法書士を一定数確保する。（専門職団体と提携）
- 専門職チームに精神科医師を確保する

権利擁護支援センター（仮称）

具体像～その4: 予算規模の参考例～



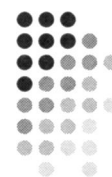
- 人件費 → 2000万円～3000万円
- 事業費 → 500万～1000万円
- 内訳 → 権利擁護支援センター事業
成年後見センター運営支援事業

* 基幹型地域包括支援センター及び障害者相談支援事業等との統合も検討

- その他
→ センターの設置場所（公的施設内に設置）
センター長は非常勤

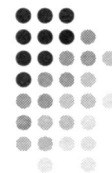
権利擁護支援センター（仮称）

具体像～その5: 実施形態の考え方～

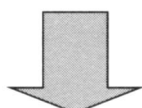


- 「事業委託」を基本とする
- 実施類型（考え方）
 - ① 特化法人の設置（目的NPOの設立等）
 - ② 社会福祉協議会への委託
 - ③ 民間法人への委託
 - ④ 社協と民間法人との協働委託
 - ⑤ 西宮市直営

試行事業の実施(平成21年度)



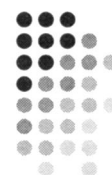
- 権利擁護専門相談(SV含む)の実施
- 虐待対応等権利擁護専門支援の実施
- 権利擁護支援地域ネットワークの構築
- 権利擁護支援推進委員会の設置
- 行政・関係機関職員の権利擁護支援専門研修



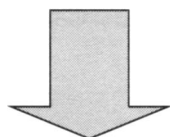
- 厚生労働省未来志向PJ助成金の申請により具体化(PASネットより申請+西宮市の副申書)

権利擁護支援センター(仮称)

～開設準備(案):平成21年度～



- 権利擁護支援推進委員会(仮称)の設置
 - ①権利擁護委員会(仮称)設置の検討
 - ②権利擁護支援センターの開設準備検討
 - ③行政・関係機関職員の権利擁護支援専門研修



* 厚生労働省未来志向PJ助成金を活用

2. 「にしのみや権利擁護支援フォーラム」

1) 開催趣旨

西宮市では平成19年度の「地域における障害者・高齢者・児童の一元的・継続的な権利擁護支援システム構築に関する調査研究事業」に引き続き、今年度も障害者保健福祉推進事業の助成を受け、権利擁護支援ニーズに対応した「権利擁護支援センター（仮称）」の実現とそこでの活用を基本とした権利擁護支援マニュアルの作成についての検討を重ねてきた。高齢になっても、障害があっても、地域から排除されず、必要なサービス・支援を確保して自分らしい「地域自立生活」を営むことは私たちの権利であり、地域にその権利を守る支援システムを構築することは必須課題である。阪神間の各都市でセンター構築に向けての動きがあるなかで、西宮に求められるセンター像、センターと既存の社会資源との役割分担等、センター設置に向けた具体的な検討を行うためにこのフォーラムを開催した。

2) 日程

日 時：2009年2月21日（土）13：00～16：30（開場 12：30）

場 所：西宮市勤労会館 ホール

3) プログラム

13：30 開会のあいさつ

水田 宗人氏（西宮市健康福祉局長）

13：10 調査報告

「兵庫県下の障害者相談支援事業所へのアンケート調査結果」

上田 晴男氏（特定非営利活動法人PASネット）

13：30 基調講演

「あさがお（滋賀県大津市）」の実践と

権利擁護支援センター（仮称）の役割

講師：尾崎 史氏（特定非営利活動法人「あさがお」）

14：30 休憩

14：45 パネルディスカッション

「兵庫県阪神地域における権利擁護支援システム作りの取り組み」

パネリスト 中村 恒孝氏（伊丹市健康福祉部長）

今村 博史氏（尼崎市健康福祉局福祉部福祉課長）

町田 竹之氏（西宮市高齢福祉グループ課長補佐）

福島 健太氏（NPO法人宝塚成年後見センター 弁護士）

上田 晴男氏（芦屋市高齢者権利擁護委員会委員長）
コーディネーター 北野 誠一氏（東洋大学教授）

16:30 終了

4) 後援団体

西宮市、兵庫県弁護士会、兵庫県司法書士会、成年後見リーガルサポートセンター兵庫支部、兵庫社会福祉士会、兵庫県精神保健福祉士協会、兵庫県介護支援専門員協会、兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会、兵庫県社会福祉協議会、西宮市社会福祉協議会、兵庫県障害者相談支援事業ネットワーク・兵庫



第三章

提言

1. 「権利擁護支援センター（仮称）」の設置に関する提言

地域における『権利擁護支援センター（仮称）』の設置
及び権利擁護支援マニュアルに関する検討委員会

はじめに

本調査研究事業は、平成19年度障害者保健福祉推進事業「地域における障害者・高齢者・児童の一元的・継続的な権利擁護支援システム構築に関する調査研究」の継続として行われたものである。

昨年度の研究では、先ず権利擁護の基本的な意義と役割を確認し、次に西宮市及び他地域における権利擁護支援の取り組みに状況を概観した。また西宮市における権利擁護支援ニーズの調査を行い、確実に支援ニーズが広がっていることと共に、現場と「一緒になって支援をしてくれる」専門機関の必要性が確認された。その上で、地域における権利擁護支援システム構築の構成要素として、以下の点が挙げられた。

- ① 相談支援のシステム化
- ② 虐待対応の確立
- ③ 成年後見制度の利用による支援の確立
- ④ 権利擁護支援の計画化と機能評価
- ⑤ 地域啓発・予防機能の確保
- ⑥ 権利擁護支援ネットワークの形成

そして、これらの構成要素を含めた機能を持った「権利擁護支援センター（仮称）」の設置が提言された。

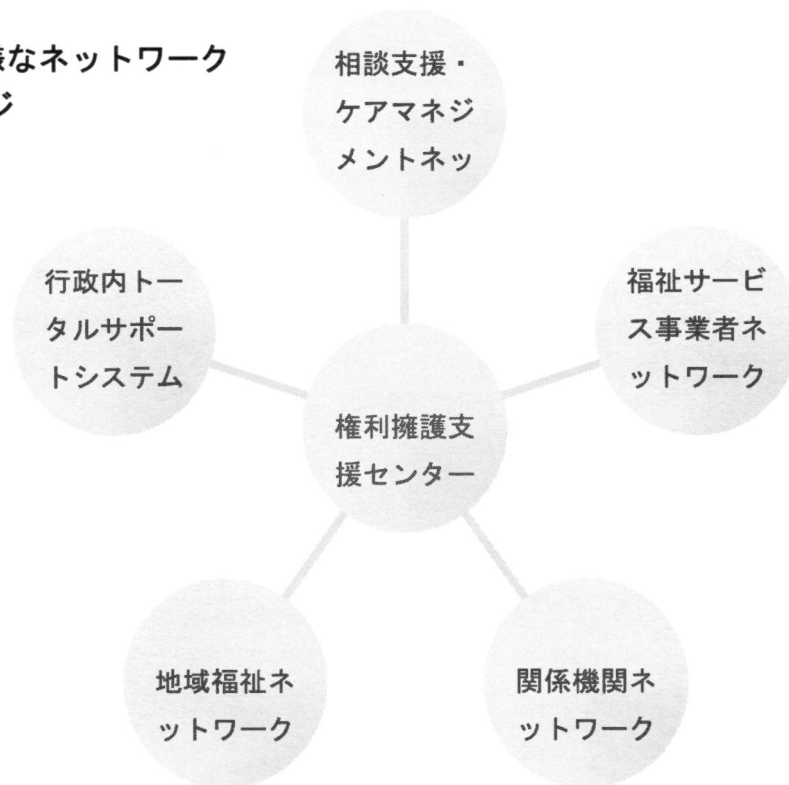
本事業では、この提言を受けて「権利擁護支援センター（仮称）」の具体的な機能、役割、内容等を明らかにし、地域における基本的な権利擁護支援ニーズである虐待対応や成年後見制度の利用支援に関する支援マニュアルの提起を含めた提言を行うこととなった。

1. 「権利擁護支援センター（仮称）」の基本機能

地域における具体的な権利擁護支援ニーズへの対応が求められる「権利擁護支援センター（仮称）」の基本機能は、図1のような三つの内容が求められている。

一つは、「権利擁護専門（支援）機能」である。具体的には、直接的な相談支援を含めた権利擁護専門相談と地域の支援機関（地域包括支援センターや障害者相談支援事業、行政や関係機関等）に対する専門的な指導・助言を行う機能である。このことは、現状では障害者相談支援事業の権利擁護支援業務に関する調査結果にもあるように、地域の支援機関においては生活支援を基本とした業務への対応が主となり権利擁護支援業務への対応が

図2 多様なネットワークのイメージ



2. 「権利擁護支援センター（仮称）」の位置づけ

では、こうした基本機能を持つ「権利擁護支援センター（仮称）」は、地域の中でどのように位置付けていけば良いのであろうか。具体的な権利擁護支援ニーズの対応を基に階層別に整理したものが図3である。個別の権利擁護支援ニーズを持つ人への直接的な対応は介護支援専門員等のケアマネジメント従事者である（障害者の場合は介護保険制度のように個別のケアマネジメントが確立していないため、サービス提供従事者となる場合が多いと考えられる）。しかし、地域における支援者という意味では民生委員に代表される社会的な役割をもつ人たちがいる。また隣近所の人たちを含めた地域住民もまた「支援者」の役割を期待される存在でもある。そのため、階層的対応図の中では、特設的な支援関係を支える下部に位置付けている。

一方、直接的な相談支援・生活支援等の中で支援ニーズが発見され、それに対応するための一定程度の課題整理を行う役割としては、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等の支援機関が位置付けられる。ここでは、権利擁護支援ニーズに関する一次アセスメントが行われる。また成年後見制度については申し立て支援等の基本的な利用支援を行うことになる。その上で、専門的な支援が必要とされる場合は、「権利擁護支援センター（仮称）」が二次アセスメントを行い、具体的な支援計画の立案、支援の実施に伴う役割分担や調整等を行うのである。こうした権利擁護支援ニーズに対する階層的対応の中で、「権利擁護支援センター（仮称）」は、地域の中で果たす専門的支援機関としての役割が位置付けられる。

また地域全体のシステムとしては参考資料のイメージ図のように位置付けられ、行政との役割分担（権限行使を基本とする）や第三者機関としての「権利擁護委員会」との相互牽制システム等、総合的な権利擁護支援システムとして機能するのである。

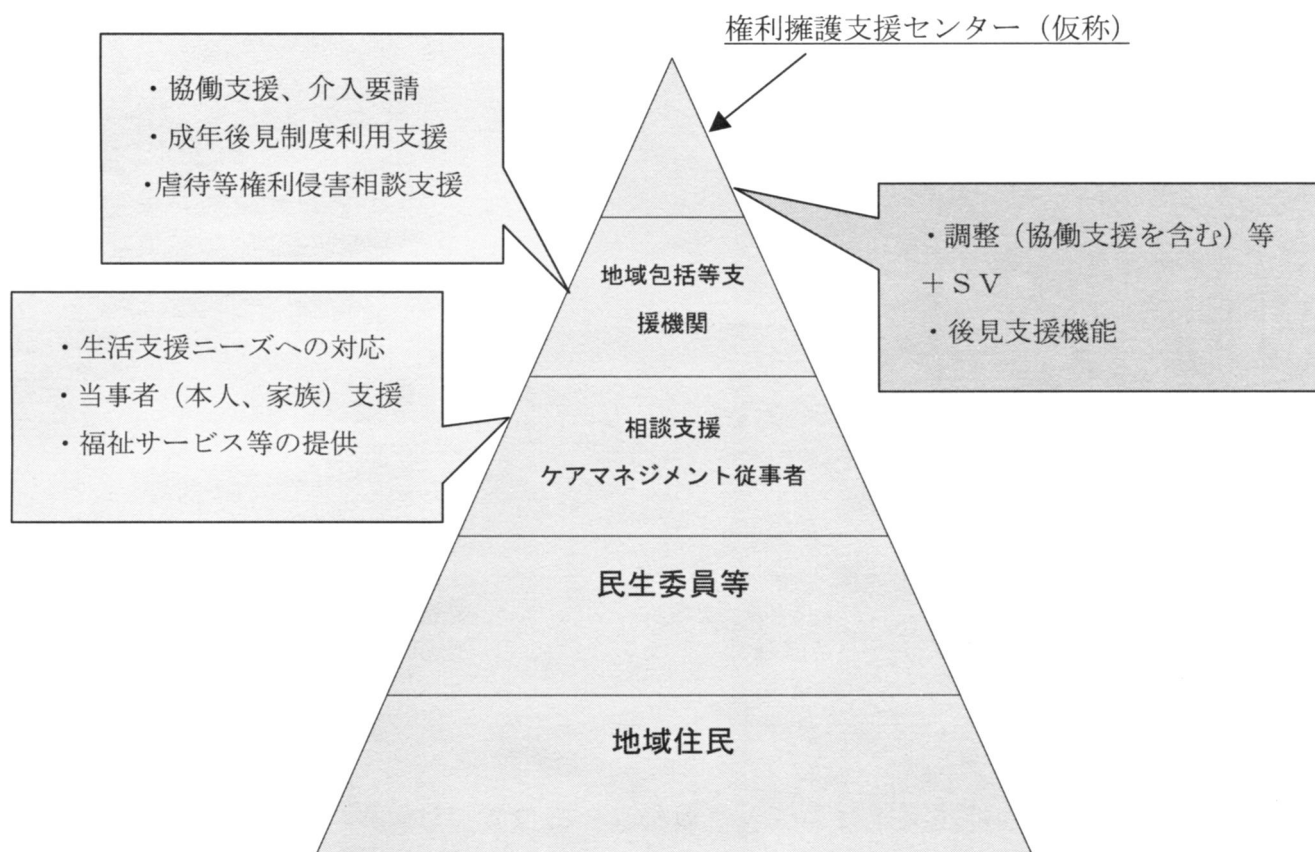


図3 権利擁護支援ニーズへの階層別対応

3. 「権利擁護支援センター（仮称）」の具体像

次に西宮市をモデルに具体的に「権利擁護支援センター（仮称）」を設置する上での検討課題を示し具体像の提言を行う。

① 設置形態

実際に設置するには、人口規模や地理的条件等を勘案して設置箇所数や場所等の検討を行う必要がある。西宮市は約48万人の中核都市であることから、本来であれば数ヶ所の設置が必要とも考えられるが、基幹的・総合的な役割を持たせる前提で、まずは1ヶ所を市の中心部に設置することの具体化が求められる。これは実際の権利擁護支援機能や効果の検証を行う中で改めて設置数の増加を検討するためにも試行的な形で設置する意味もある。また設置場所についても利便性や公共性を配慮した設定を行うことが必要である。

機能的な面では、1ヶ所設置でもあることから地域包括支援センター等の支援機関とホットラインで結ぶ等の工夫が必要とされる。また行政との関係についても同様のホットラインと共に、行政内のトータルサポートシステムを構築し、具体的な案件に対して速やか各部署が対応できる仕組みづくりが重要といえる。

尚、設置に当たっては、基本的に「事業委託」が想定される。これは自治体が「権利擁護支援センター（仮称）」を直営する場合、自治体自体が個人の権利擁護支援を行う上で

対象となる可能性もあり、権限行使等の関係を含めて利益相反を避ける意味がある。「権利擁護支援センター（仮称）運営事業」及び「成年後見センター運営支援事業（仮称）」等の委託事業として構成して、しかるべき法人に委託することが妥当と考えられる。

② 業務内容

具体的な業務内容は、基本機能を基に整理したい。

まず権利擁護専門支援機能としては、法律職と福祉職による定期的な専門相談を訪問や巡回を含めた多様で柔軟な形で実施することが必要である。そこでは相談支援機能だけではなくスーパーバイズ機能も併せて提供することが支援機関へのバックアップにもなり権利擁護支援ニーズへの地域対応につながっていくことになる。

次に虐待等権利侵害事案への対応については、専門職チームを構成して一定のシステム化による対応が求められる。ここで権利擁護支援マニュアルの必要性や役割がある。今回の研究事業においては別添の虐待対応と成年後見制度の利用支援という二つの大きなテーマに対する基本的な支援マニュアルを具体化した。そこでは階層別の対応でも示したような役割分担を基に支援ニーズに対応していく手順を明記した。

また個別支援を展開していく上で、必要な支援者を確保するためにもニーズに対応したネットワークを構築する業務がある。具体的には、実践的な「支援の輪」を個別ケースごとに形成しつつ、その実践を広げる中で組織的・機能的な役割分担を意識化し共有することにつながるのである。

成年後見利用ニーズに対する業務としては、専門的な利用支援（個別ニーズに対応したバリエーションの提示とコーディネート）と後見活動に対する支援、第三者後見人の必要に対応した後見人材の養成（いわゆる市民後見人を含む）と確保が中心となる。これらは「成年後見センター」機能といえる業務であり、「権利擁護支援センター（仮称）」全体の支援体制を確保するための財源の根拠としても「成年後見センター運営支援事業（仮称）」等の設定を具体化することが求められる。その上で、独自事業として「法人後見」による受任を行うことが必要とされる。これは個別具体的な支援に実効性を持たせるためにも、実践的な支援の方法・手段である成年後見制度の活用を専門的な支援機関が自ら行うことで必要なケースへの対応の切り札を持つことになり、社会的な信頼性の確保にもつながると考えられる。

③ 職員体制

権利擁護支援の専門機関としての役割を行ううえでの職員体制は、先ず相談支援及び権利擁護支援に経験のある福祉専門職の配置が必要である。資格要件的には、社会福祉士、精神保健福祉士が基本と考えられる。但し、いずれも一定程度の現場経験を有することが重要である。また看護師等の医療職、臨床心理士等の専門職も必要と考えられる。そして、基本的な支援体制として法律職の確保は最重要課題である。弁護士、司法書士を基本として複数名の確保が望まれることから、専門職団体との提携等が必要とされる。

全体の職員数は福祉職が常勤換算で3~5名程度、法律職が非常勤で週1~2回程度、他の専門職も必要に応じて確保できる体制が求められる。

④ 財政規模

求められる基本業務を行い、実効性のある支援体制を確保する上でも一定程度の財源の確保が重要である。基本構成は人件費が大半と考えられるが一定程度の事業費も確保する必要がある。当初は事業実績の見込みも難しいことから最低限の体制とも考えられるが、基本的には基幹的・総合的な権利擁護支援の拠点としての役割を果たせるように、先に示したような職員体制に早急に移行できるような財源の確保が求められる。

⑤ 事業委託の形態

具体的な事業委託の形態としては、一般的な形として以下の内容が考えられる。

- a. 特化法人の設立 … 事業委託の受け皿として目的的なNPO法人等を設立して委託する方法である。事業目的に特化するため明確であるが、人材確保等を含めて組織化・具体化が難しい。（「東濃後見センター（岐阜県多治見市等）」、「あさがお（滋賀県大津市）」、知多地域成年後見センター（愛知県知多郡5市5町）」等）
- b. 社会福祉協議会 … 公益法人であり、地域福祉の担い手でもあることから議会を含め全体のコンセンサスが得やすい。地域福祉権利擁護事業を実施していることから権利擁護の関しても一定程度の実績もある。
但し、具体的な虐待救済等の実績、成年後見制度の法人後見受任等の実績については地域差・個別差も大きい。また事業型社協の場合、利益相反を解消するための仕組みが必須となる。（伊賀地域福祉後見サポートセンター（三重県伊賀市））等
- c. 民間法人 … NPO法人等、民間で権利擁護支援に実績のある法人に委託する方法。一定程度の実績やノウハウを持っているが、選考基準等、事業委託の妥当性を確保する方法を含めて全体のコンセンサスを得ることが難しい。
- d. 社協と民間法人の共同受託
両方の良いところを確保できるが、対象となる民間法人の確保や選考の根拠設定が難しく、また両者の具体的な役割分担等、調整等が困難でもある。

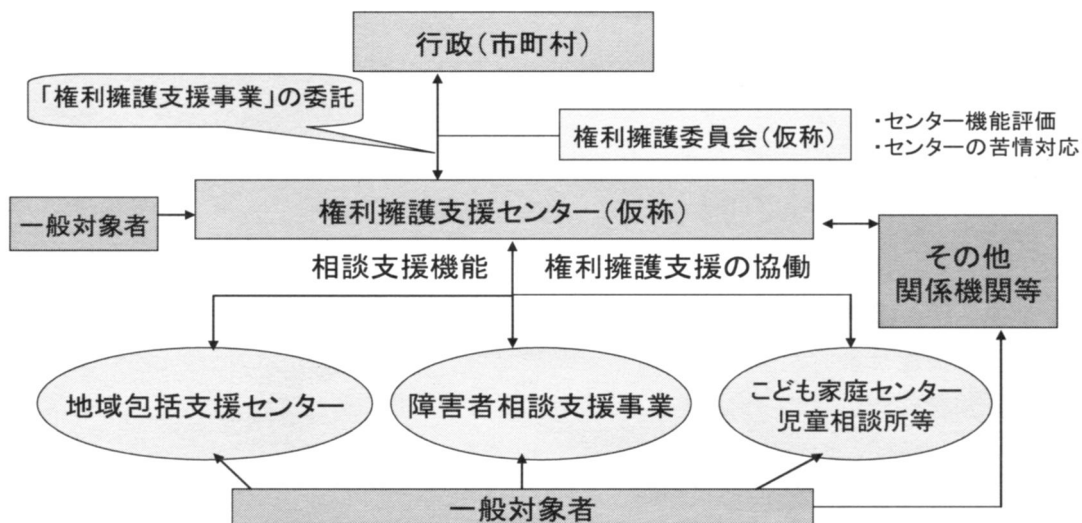
4. 設置準備と試行事業等の開始

西宮市では平成22年度に「権利擁護支援センター（仮称）」を設置することを位置付けているが、具体化するためには早急に実施計画の策定が必要となる。また、その実施計画を基にした具体的な設置準備も必要となる。その意味では「権利擁護支援センター開設準備室（仮称）」等の設置や具体的な内容等の検討を行う場、行政を含めた関係機関の研修等の確保が重要である。

一方、地域の具体的な権利擁護支援ニーズに対応した動きを試行事業として立ち上げ、実践展開を先行して行うことも必要である。こうした設置準備と試行事業を一つずつ具体化することで、地域における権利擁護支援の拠点としての「権利擁護支援センター（仮称）」

を現実のものにしていくことが出来る。虐待等権利侵害への対応を含めた地域の基幹的・総合的な「権利擁護支援センター（仮称）」は実は日本にはまだない。その意味で初めての本格的な地域における権利擁護支援の展開を図る可能性のある事業として地域全体で進めていくことが求められている。

参考資料



2. 権利擁護支援マニュアル

1) 目的

今回作成した「権利擁護支援マニュアル」は、支援ニーズを抱えた当事者が、地域の各相談窓口から「権利擁護支援センター（仮称）」につながる経路を含めた継続的な権利擁護支援ニーズへの対応の流れと各機関の役割分担を示したものである。このマニュアルは、「権利擁護支援センター（仮称）」設置後に地域における共通する支援ツールとして活用することを前提とするとともに、その作成過程において、各関係機関や専門職のスキルの向上と連携の強化を図ることも併せて目的として作成したものである。

作成したのは、①高齢者虐待への対応、②成年後見制度利用ケースへの対応、の2つである。

まず地域の各相談窓口を務める関係機関（障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、行政、弁護士・司法書士等の法律職等）から構成されたワーキンググループで一次的な検討を行い、それをベースとして検討委員会でさらなる検討を行った。

2) 内容

地域住民・民生委員、介護支援専門員・サービス提供事業者、地域包括支援センター・障害者相談支援事業者、行政、権利擁護支援センターという5つの層に分け、各層がそれぞれの役割を果たしつつ、重層的に、かつ協働して支援にあたる内容としている。

① 権利擁護支援センター(仮称)と各機関の役割分担について(高齢者虐待対応編)

	地域住民・民生委員	介護支援専門員・サービス提供事業者	地域包括・障害者相談支援事業者	行政	権利擁護支援センター
発見者もしくは本人	ケースの発見	ケースの発見(基本情報の収集) 虐待防止の情報提供等	虐待防止の広報、情報提供等 ケースの発見(基本情報の整理)	虐待防止の広報、情報提供等	虐待防止の広報、情報提供等 ケースの発見(情報収集)
↓					
相談窓口(届出・通報の受理)	相談窓口へのつなぎ 相談の同行	相談・通報 状況把握・見守り等	相談の受理(通報受理) 行政・支援センターへの連絡 虐待状況一次アセスメント(情報の整理)	通報受理、相談支援 権利擁護支援センター等への 支援要請	相談の受理(通報受理) 行政への連絡 関係機関への協力要請
↓					
緊急性の判断のための安全(事実)確認		事実確認(協働による)	安否確認・事実確認 (現場担当職員及び行政・権利擁護支援センターと協働)	安否確認・事実確認 (現場担当職員及び地域包括支援センター・権利擁護支援センターと協働)	安否確認・事実確認 (現場担当職員及び行政・地域包括支援センターと協働)
↓					
緊急性の判断		状況把握・見守り等	緊急性の判断(コア会議)	緊急性の判断(コア会議)	緊急性の判断(コア会議)
↓					
安全確認・事実確認		情報収集 状況把握、調査協力	情報収集 状況把握、調査協力	立ち入り調査等	立ち入り調査等(協働) 二次アセスメント(支援ニーズの整理)
↓					
個別ケース会議の実施		支援会議への参加	支援会議への参加 (連絡調整に協力)	関係者による支援会議への参加 関係機関への協力要請	関係者による支援会議の実施 関係機関等のコーディネート 支援方針・支援計画の立案
↓					
関係者による援助の実施	見守り、声かけ	権利擁護支援計画に基づき支援を実施	権利擁護支援計画に基づき役割を担う(居宅介護支援計画の指導等) 支援者間の連絡調整 支援の実施	権利擁護支援計画に基づき保健・福祉サービスの支給決定等を行う 必要に応じて措置権等の行使(シェルター等の確保) 成年後見制度市長申し立て 成年後見利用支援事業の対応	個別支援会議の招集 計画案及び役割分担等の確認を行う 支援の協働(指導・助言等含む) * 必要に応じて成年後見制度の利用支援を行う(法人後見・後見監督等の機能の活用)
↓					
モニタリング		生活状況及び本人の状態の変化を確認する	生活状況及び本人の状態の変化を確認する	生活状況及び本人の状態の変化を確認する	生活状況及び本人の状態の変化を確認する
↓					
ケース会議による評価・援助方針や役割等の再検討		モニタリング結果を基に居宅介護支援計画の見直し等に対応	モニタリング結果を基に居宅介護支援計画の見直し等に対応	モニタリング結果を基に支給決定内容の変更・再検討等を行う 措置解除等の対応 関係機関への連絡調整	モニタリング結果を基に権利擁護支援計画の見直しを行う 行政及び関係機関、支援者との連絡調整
↓					
援助の終結	見守り支援の継続	権利擁護支援ニーズの充足確認 一般的な介護支援の継続	権利擁護支援ニーズの充足確認	権利擁護支援ニーズの充足確認 対応実績の集積	権利擁護支援ニーズの充足確認 対応実績の集積

② 権利擁護支援センター(仮称)と各機関の役割分担について(成年後見利用支援編)

	地域住民・民生委員	介護支援専門員・サービス提供事業者	地域包括・障害者相談支援事業者	行政	権利擁護支援センター
ケースの発見者 本人 ↓	成年後見制度の理解・周知 ケースの発見 相談窓口の案内	成年後見制度の基本情報の 提供 ケースの発見	成年後見制度の広報・関連情 報提供等 ケースの発見	成年後見制度の広報 関係情報の提供等	成年後見制度の広報・啓発 関係情報の提供等
相談支援 ↓		連絡・相談 状況把握等	相談支援 制度概要等の説明	相談支援 制度概要等の説明	専門的相談支援 制度概要等の説明
スクリーニング (判断) ↓		基本情報(ご本人の状態、生 活状況等)の提供	基本情報を基にスクリーニ ングを行う		基本情報を基にスクリーニ ングを行う
申立てへのつなぎ ①本人・親族		同行支援等	一般的な申立て支援		一般的な申立て支援
申立てへのつなぎ ②市長申立て		同行支援等	行政・権利擁護支援センター に連絡	市長申立ての申請受理・要否 判断 申立て準備 成年後見制度利用支援事業 要否判定	行政に連絡 市長申立ての申請 成年後見制度利用支援事業 利用申請 申立て準備(協働)
地域の医療機関及 び後見人候補者推 薦団体との連携 ↓		かかりつけ医等の情報提供	かかりつけ医等への診断書等 作成への協力依頼	地域医療機関への診断書等 作成依頼 地域の医師会及び後見人候 補者推薦団体への協力要請	地域医療機関への診断書等 作成依頼 地域の医師会等及び後見人 候補者推薦団体との連携
①法人後見機能 の提供		同行支援等	情報提供 権利擁護支援センターに連絡	市長申立ての法人後見利用 案件について権利擁護支援セ ンターに連絡	法人後見機能提供ニーズの 検討 法人後見機能提供の可否検 討
②親族後見人等 への活動等支援	情報提供 連絡・相談	情報提供 連絡・相談	情報提供 権利擁護支援センターへの連 絡・相談		後見活動の相談支援(指導・ 助言含む) 後見活動に関する研修
後見人材の養成	市民後見人養成講座の受講	情報提供 連絡・相談	情報提供 連絡・相談		専門職後見人の推薦依頼 市民後見人の養成・登録・活 用
後見人等への研修	研修の受講	情報提供 連絡・相談	情報提供 連絡・相談		親族後見人の研修等

3. 各委員より

1) 地域における『権利擁護支援センター（仮称）』の設置及び

権利擁護支援マニュアルに関する検討委員会

権利擁護支援センター(仮称)構築に向けて

司法書士 迫田 博幸

権利擁護支援を地域の暮らしの中にシステムとして組み込み、障害者・高齢者・児童が安心安全な地域自立生活を確立できるよう支援する必要がある。

この課題に対応するために、障害者・高齢者・児童の権利擁護支援ニーズの共通性を明らかにし、同時に一元的・継続的な権利擁護支援システムと実施手法を提案できるよう検討を行った。

その中で、行政、社会福祉協議会、障害者相談支援事業者、地域包括支援センター・児童相談所等のネットワーク化と地域における権利擁護支援の地域拠点としての「権利擁護支援センター(仮称)」の設置が必要との提案を行った。

「権利擁護支援センター(仮称)」のイメージとして、委員としては下記のような機能が必要と考える。

1、行政と専門職のネットワークをサポート

権利擁護支援を行う上で、行政(障害福祉課、長寿社会グループ等)と専門職(ケアマネジャー・社会福祉士等相談支援専門職・保健師・学識経験者・弁護士・司法書士等)相互の連携は不可欠である。

1、専門相談支援による協働

行政窓口及び既存の障害者・高齢者・児童の各支援センターやサービス提供事業者が相談を受けた事案において、単独で問題解決が見込めないケースは、他の専門職と連携し専門相談や支援のマネジメントを必要に応じて行うことによって、問題解決が図られ、各支援センター等の相談支援における問題解決能力の向上も図られる。

1、相談窓口の充実並びに二次的相談窓口

相談窓口対応は、福祉関係者(社会福祉士・精神保健福祉士等)と法律関係者(弁護士・司法書士)等の二人で行い、福祉・法律の両面からの相談支援を行って、必要に応じて支援会議等を開催し、ケアマネジメントの手法を使って問題解決を図る。地域自立生活における権利擁護支援ニーズに関し、複数専門職(医療、福祉、介護、法律等)による二次的窓口としての専門相談及び支援のマネジメント等を行う。

1、地域におけるネットワーク構築のサポート

実際に地域において権利擁護支援活動を行う民間組織及び地域自立生活支援に関わる専門職同士の個別的連携と協力に加え、組織間連携によるネットワーク形成も視野に入れネットワークの構築を図って行く。

1、成年後見制度等の活用と市民参加へのサポート

障害者・高齢者・児童の権利擁護支援の共通性をもつ支援ニーズとしての成年後見制度等の権利擁護関連制度の周知を図り、その利用の阻害要因等を整理し今後の権利擁護支援を容易に活用できるようにする。

地域全体に権利擁護支援に関する取り組みの必要性を啓発すると共に市民参加による総合的支援の創出につなげる。

西宮市健康福祉計画グループ 但馬 一生

今回の権利擁護支援調査研究事業は、平成19年度に引き続き実施されたもので、権利擁護関係機関の方々や市の職員で構成する検討委員会では、平成19年度の協議内容を踏まえ、権利擁護支援センターの機能や役割などについて、より具体的な検討を行ってきました。西宮市が平成20年度に策定しました「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と「障害福祉計画」において、今回の検討委員会での協議内容も踏まえ、権利擁護支援システムについて、権利擁護支援センターの設置を進めるという今後の方向性を示すことができたことは、本当に有意義であったと感じています。

今回の検討委員会では、権利擁護支援に先駆的に取り組んでいる他の自治体の事例検討を行うなど、権利擁護支援センターについて、具体的なイメージを持つことができ、その必要性についても強く感じました。また、権利擁護支援を進めていくには、市の関係課が緊密に連携を図って、権利擁護に関する問題に対応していくことが必要であります。

今回の検討委員会での検討内容を踏まえ、今後、市の関係課の連携を図りながら、西宮市にふさわしい権利擁護支援センターの設置に向けた具体的な検討を進めていきたいと考えています。

西宮市障害福祉課 宮後 賢至

今年度から検討委員会に参加しました。権利擁護に関する知識はほとんど無い状態からのスタートでしたが、5回の検討委員会と2月の権利擁護支援フォーラムを通じて、権利擁護支援センターのあるべき姿をイメージできるようになりました。

検討委員会では、先進市の状況を聞く機会があり、非常に参考になりました。権利擁護

支援センターを立ち上げた当初は地域包括支援センターなどの専門職からの相談が多かったということですが、それらの相談は年々減ってきているということを知りました。これは、権利擁護支援センターの力を借りて一緒に問題の解決に取り組むことにより、関係機関の実力がアップしたためだということです。

現在、権利擁護に関して相談をしたいと思った時にどこに相談すべきなのか迷うことがあります。ですので、困った時にまず相談できる権利擁護支援センターが設置されると、問題解決のスピードアップにつながると思います。また、さまざまな事例を通じて行政もノウハウを蓄積し、市民からの相談によりきめ細かな対応ができるようになると思います。

権利侵害に対してスピードと信頼をもって対応できるような権利擁護支援センターを設置し、市民の皆さんの安心につなげていきたいと思っています。

西宮市健康増進課 川崎 陽子

平成21年度の検討委員会では、西宮市の権利擁護支援センターの設置にむけ、その機能や体制等について具体的に検討が行われたと思います。それまで、やや漠然としたイメージでしか西宮市の権利擁護センターを捉えていませんでしたが、検討会を重ねるうちにかなり具体的に権利擁護支援センターの姿が見えてきたように思いました。また、検討委員会やにしのみや権利擁護支援フォーラムでは、先進事例の紹介や実践者の話を聞くことができ、「他市ではすごいことやっている」と感動する一方、西宮市ではどのような展開になるのか、少しわくわくするような、私にとって大変意義深いものでした。

精神保健福祉分野の権利擁護に関する問題は、成年後見制度の利用だけではなく、虐待の問題、詐欺等のトラブル、精神病に関する誤解や偏見、差別等々たくさんあり、いずれも問題が多様化、複雑化しており対応が難しいものばかりです。何をどうやって解決していけばよいのか途方にくれることもあります。本検討会を通じ、障害者相談支援事業者や地域包括支援センターとより一層連携しながら地域生活を支援するための体制作りや、困難事例に対応できる横断的な行政内の組織作りの必要を感じました。権利擁護支援システムを構築し、より効率的に権利擁護支援センターが業務を展開できるように、今後も関係機関と協議をすすめ、取り組んでいきたいと思っています。

西宮市障害者自立支援協議会

障害者あんしん相談窓口連絡会 玉木 幸則

まず昨年度に引き続き、権利擁護支援センターに関わるこの検討委員会に参加させてもらって思うことは、相談支援を仕事として行っている私にとって、たいへん重要な学習の機会を与えていただいたという感謝の気持ちであります。

特に、この検討委員会の特徴としては、官民協同ですすめられてきたということ。高齢、障害、子どもなど多分野にわたる課題を協働しながら解決していくしくみを作ろうとしているということ。そして、司法、福祉等の専門職が複合的に関わっていくことの重要性を再確認していったということです。これらのしくみが、実際に機能していくことにより、地域での「生きづらさ」がだんだんと少なくなっていけばと思っています。

そのためにも、この西宮に「権利擁護支援センター」が早くできることを切望しています。

本当にいろいろな意味で、勉強させていただきありがとうございました

甲東地域包括支援センター 福田 朱美

地域包括支援センターが設置され、3年が過ぎようとしています。包括への相談内容も年々、多種多様化され複雑なものになっているにも関わらず、特に“権利擁護”については、包括職員も今だ苦手意識あるのが現実です。「権利擁護センター」の設置により、図に描いたネットワークではなく、実際に機能するシステムをめざして、専門職として求められる機能や役割が、地域の中で十分に発揮できる事を期待します。

昨年度はワーキンググループ、今年度は検討委員会に参加させて頂き、自分自身も大変、勉強になりました。ありがとうございました。

西宮市社会福祉協議会 陶木 重明

昨年4月に社会福祉協議会に派遣され、15年ぶりに福祉に関わることとなり、権利擁護についての十分な知識もないまま、9月の第1回検討委員会から参加となった。最初に疑問に思ったのは、当初からPASネットが事務局となっており、行政はこの委員会及びワーキンググループにも参加しているものの、行政がもっと主体性をもってなぜ議事を進めないのかであった。会議参加者は皆権利擁護支援センターの必要性は認めており、早く設置しなければとの思いは強く感じた。実施について行政から平成22年度との話があり、実施時期から逆算すると、本年度において早急に具体的実施方法について議論し、実施主体もほぼ固めておく必要があったのではないかと、フォーラム前の第5回の委員会でやっと本音での話が行われた感を持った。本格実施ができるのか不安を持っているのは私だけでしょうか。

また、実施にあたっての不安は、困難ケースが全てセンターに集中しセンター自体が機能麻痺を起こさないかである。この業務はすべてセンターに任せて済むものではなく、関係機関の連携が特に重要となってくる、特に行政はセンターに委託しているで済ますことなく積極的関わり・支援体制が必要となると思います。行政の体制についての議論も進め

ていただくよう要望いたします。

2008年度の5回にわたる検討委員会も終了した。さて、西宮市における権利擁護支援センターの実像が立ち現われてきたのか？検討委員会委員のそれぞれの立場から意見を出し尽くし、その実態化に向けての展望が見出されてきたのか？今、年度末を迎え、私自身はかなりの焦燥感の中にある。なにせ2010年度には西宮の権利擁護支援センターは立ち上がらなければならないのだから。

大津市のNPO法人あさがおのように、力強くネットワークをきりむすび、地域包括支援センターや様々な支援、相談機関を力づけ、権利擁護支援を展開する。そんな主体を西宮にも生み出すことができるのだろうか。そして、わが西宮市社会福祉協議会は、その主体と連動し協働していく役割を果たしていけるだろうか。また伊賀の社会福祉協議会のように、それこそ社協総体の力を思う存分発揮した、まさに社協の底力としての権利擁護支援。そんな展開を西宮市社会福祉協議会としてもすすめていくことができるのだろうか。いずれも相当の隔たりがあるように思えてならない。

しかし西宮は西宮として西宮の状況の中ですすめていくしかないだろう。どんなに生きづらさを抱えていても、今ここを生きていこうとする1人ひとりに、隣人としての地域住民が、地域の中で民生委員が、地区社協で働く人たちが、地域包括支援センターが、障害者相談支援あんしん相談窓口が、そして、行政の高齢福祉、児童福祉、障害福祉等々それぞれの窓口が、それぞれ目の前の人の存在を受け止め、その存在を決してないがしろにせず、手をつなぎ合い、一緒にまちづくりをすすめていく、そんな底力が西宮にはあると信じたい。

1人ひとりのその存在の力によって生み出されてきた支援の輪に加わって力強い一員となる権利擁護支援センター。そしてまた、1人ひとりがその存在の価値に基づき尊重されて暮らすまちづくりをすすめる1つの拠点ともなる権利擁護支援センター。そんな西宮らしい権利擁護支援センターに向けて、西宮市社会福祉協議会としても、なお一層の活動をすすめていきたい。

2) ワーキンググループ

弁護士 / NPO 法人宝塚成年後見センター副理事長 福島 健太

私は、今回のフォーラム開催の前から、権利擁護支援センターの設置及び支援マニュアルに関するワーキンググループのメンバーとして、権利擁護支援センターの位置づけ、役割等について協議させて頂くことができた。

これまでは、権利擁護支援センターについて自分の中でも抽象的にしか認識できていなかったが、上記ワーキンググループに参加したことにより、現在の地域に不足しているもの、支援センターに求められる機能、及び支援センターを機能させるために必要なものが何か、などを認識することができた。今までは誤って認識していたようなところもあり、大変有意義であった。

そのうえで、今回のフォーラムに参加したのであるが、中でも権利擁護支援活動を実践している「あさがお」の報告が大変印象的であった。

社協を初め法律専門職等の他の関係機関との連携が密にとれていること、困難案件等を複数対応できるだけのスタッフを抱え、費用は市や県からの事業委託金で賄っていること、そして何より、尾崎さんの柔らかい語り口の中から伝わってくる誠実さと熱意で、自分たちも実践しようという意欲を高めさせるものであったと感じた。

また、パネルディスカッションに参加してもらい、行政担当者と議論することができ、阪神間ではこれだけの地域が権利擁護支援センターの必要性を実感しているのであれば、今後、各地で連携し、センター設立への動きがさらに活発になればと感じた。

そして、私個人としては、今回のフォーラム及びワーキンググループにて学んだことを、今年4月から開設する宝塚成年後見センターにて実践し、権利擁護支援センター設立への準備及び実績作りに活用したいと考えている。将来的には、「あさがお」のように、地域に必要とされるセンターとなるよう、自分の立場でできる限りのことを行っていく所存である。

司法書士 備 博之

西宮市権利擁護支援センターワーキンググループのメンバーとして、合計5回の会合に参加させていただきました。会合参加はもとより、宿題がでるため、なかなか大変でしたが、今となっては非常に有益であったと、懐かしく思い出されます。私自身は、これまで多重債務に関する、地方団体の会合は参加する機会がありましたが、成年後見やこういう権利擁護に関する会合は初めてだっただけに、勉強になりました。

上田さんやメンバーとのディスカッションを通じて、痛感したのは、法律職に対する期待が大きいにもかかわらず、まだまだ充分な関与がなされていないということでした。

実際、司法書士が成年後見業務に関わりだしたのは、2,000年に（社）成年後見センター・リーガルサポートが稼動し始めた頃からですから、まだ10年の歴史もありません。また、このリーガルサポートに登録している会員は司法書士全体の2割台にとどまり、まだまだこれからの感があります。

そういうなかで、市民の権利擁護問題に対するニーズが格段に増大しているという現実を教示してくれたのがこのプロジェクトでした。

我々にとっては、なかなか重い課題となりますが、これを正面から受け止め、我々自身の積極的な関与とともに、人材の育成にも努めていきたいと思えます。

司法書士 南 洋一郎

権利擁護支援センターの設置に向けて、司法書士会としての課題と対応について感想（私見）を述べさせていただきます。

権利擁護支援センターが設置されれば、権利擁護の潜在的なニーズが掘り起こされ、さらに多くの問題に取り組むことが求められることが予想されます。しかし、一方で権利擁護のニーズに対応する司法書士を含め関係機関の人員の不足が予想されます。とりわけ、第三者後見人の確保については既に不足しているものと思われまます。ひとまずは、弁護士、司法書士、社会福祉士などで、権利擁護支援ニーズに対応できる者を増やすことで対応することが考えられます。司法書士会を例にすれば、阪神間の司法書士でリーガルサポートの会員になっている会員は全体の4分の1程度で、実際に成年後見業務を扱っている会員はさらにその半数程度と思われまます。司法書士会として、より積極的に会員に権利擁護活動に取り組むことができるようにバックアップをすることで、相当数増員することが可能であると思われまます。いずれは、各専門職の増員に加え、市民後見人を養成するなどの対応も検討していく必要がでるものと思われまます。専門職後見人として経験を積んだのちには、市民後見人のサポートも求められることになるものと思われまます。

ところで、権利擁護支援センターが取り組むことになる権利擁護支援の中で、困難ケースとしてとらえられているもの、あるいはコーディネーター役を担える者がおらず、手をつけられていない問題への対応があげられます。これらの問題については、現状では関係機関等の連携がなされれば比較的容易に解決するものも含まれているものと思われまます。権利擁護支援センター主導で既存の関係機関が連携、対応していくことで、一定の事案は既存の関係機関が対応できる問題へと変化していくものと思われまます。困難ケース等への対応方法を各関係機関が共有することで既存の機関をより有効に活用できる状態ができるものと考えられます。従って、権利擁護支援センターが設置されても権利擁護支援センターが既存の関係機関と共に問題に対処していくことが重要であると考えまます。権利擁護支援センターに司法書士会も積極的に参加させて頂き、司法書士も権利擁護に関する資質の向上を図っていかねければなりません。

ワーキンググループに参加し、司法書士会として、権利擁護につきより積極的に関与し

ていけるような体制を整えられるように、取り組んでいかなければならないとあらためて感じました。

西宮市高齢福祉グループ 町田 竹之

最初の感想は、検討委員会とワーキンググループの両方の参加メンバーとして会議に出席することとワーキンググループの錚々たるメンバーに緊張と不安を胸に抱きながらの参加となりました。

権利擁護支援センターの機能や役割をテーマにワーキンググループでの意見交換はそれぞれのメンバーの立場での意見が活発に行なわれ、多職種の方々とこのような実務レベルの会議を行なうことが初めての私にとっては大きな収穫を得たと感じています。

権利擁護の課題については、市単独で解決できることは限られており、多くの方々の理解や支援が無ければ課題解決は難しいと考えます。

それぞれのメンバーが、センターの機能や役割を考えると同時にセンター運営のどの部分をどのように支援すればセンター運営が円滑に行うことができるか具体的に検討していく各メンバーの姿勢には本当に感激しました。

このようなメンバーの皆様に支えられ、権利擁護支援センターの具体的な機能や役割のイメージ化ができるようになり実現に向け大きな前進となりました。

今後は、検討委員会やワーキングで検討・検証された権利擁護の課題をいかに権利擁護支援センターの機能・役割に付加していくかが課題となります。

最後にフォーラムでも西宮市の考えが示されたように、検討委員会・ワーキンググループの皆様のご支援をいただき、本市に権利擁護支援センターが開設できるよう努力してまいります。

浜脇地域包括支援センター 社会福祉士 高堂 貴代

福祉ニーズは多様化し、その質もより高いものが望まれるようになりました。それは、サービス量の充実や手段の確保などの大枠のニーズより、個人の精神的支援や権利擁護など、個別対応のニーズが高まっていることでも見ることができます。

私自身、日々、高齢者支援に携わる中で、どれだけ個人の権利擁護に重き視点を置きながら活動ができているかと振り返れば、反省しきりであります。

今回のワーキングに参加させて頂いたことで、気付くことができた部分も多く、障害者支援に携わる方々や法律専門職の方々とも積極的に関わりを持つことを心がけるようになりました。

「権利擁護支援」という概念を具体的な支援の形にまとめていく作業は、その幅広さか

ら理想論に陥りがちですが、西宮プロジェクトでは権利擁護ニーズの核となる部分を拾い上げ、そこに肉付けをしていく手法を取られたことで、そのような心配もなく、実情に沿った支援内容を練ることができたのではないのでしょうか。

権利擁護支援センター（仮称）設立の際には、専門的なアドバイスを頂きつつ、互いに支援スキルを高めあえるような関係性を築いていけることを願っております。

また、その支援が西宮市民の福祉の向上に大きな前進となることを期待しております。

ピアサポート・西宮 相談支援専門員 玉木 幸則

このワーキンググループでは、権利擁護支援センターができた場合を想定して、どんな機能が必要で、どんな専門職が関わって、どういう役割を果たしていくのかを具体的に検討していきました。参加されているメンバーの方々もたいへん積極的で、回を重ねるごとに課題を提出しながら、深い論議ができていたように思います。

特に司法の専門職の方々には、一応に既存の職能団体と協力しながらすすめていくべきだという心強いお言葉を聞かせていただく中で、権利擁護支援センター構想が現実的なものとして、私自身も実感できてきたことは、とても意義のあったワーキンググループだったと思います。

しかし一方で、相談支援を仕事としている我々が権利擁護に関わる課題とどう向き合えるかという質も同時に問われてくるのだということも実感しました。その上で、権利擁護支援センターが設置された時に、このセンターに頼り切るのではなく、どう協働しながら権利擁護の課題と向き合っていけるかを今後考えていく必要があるように思います。

是非、権利擁護支援センターが地域自立生活を支えていくためのひとつの資源となっていくことを願っています。

ななくさ清光園 相談支援専門員 西田 充宏

障害を持つ方の相談支援の仕事に携わっていますので、様々な権利侵害の事案にも出会います。そしていつもその対応や支援には頭を悩ませています。そのような状況の中で、権利擁護支援に特化したセンターの必要性を切実な課題として感じていたところ、このWGに声をかけていただきました。私自身、求められる作業課題（権利擁護支援センターの役割と機能、権利擁護支援マニュアルの作成、権利擁護フォーラムの実施）に対して、到底十分な役割を果たせたとはいえませんが、「権利擁護」というものを真正面から考える機会になり、また実際にこのテーマに取り組む多くの方の輪の中に身を置けたことは、大きな収穫だったと思います。

一般的に権利擁護支援について考える時、権利侵害の現実から本人を遠ざけて保護する

ことに焦点が当てられがちです。私も相談支援の実情からは、法的支援を中心とした役割を支援センターに求めるという発想がありました。しかし、そこに誰もが当たり前地域で暮らすことが保障されること、さらにその人が自分らしく生き生きとした主体的な生活をするためのエンパワメント支援であることを、根っ子部分として根付かすことができているかが問われ、それは同時に、土壌となる地域の力が試されることにもなるのだと再認識しました。相談支援の理念とも一致する部分だと思います。そのように考えると、権利擁護支援センターが設立されるだけで課題が解決されるものではなく、支援センターと地域が一つになって進んでいくことこそが求められます。権利擁護のニーズは私たちの身近なところにもたくさんあるということにたくさんの方が気づき、それに対する実践が地域でなされ（もちろん相談事業もその部分でスキルアップを求められますのでがんばります）、そこで解決が困難な事案について、地域が支援センターといっしょに取り組んでいくというようなイメージ、地域づくりも含めた広い意味での権利擁護の仕組みの中に支援センターが位置づいていくことが求められるのだと思います。

このプロジェクトの報告が、西宮市のこれからの進むべき方向に反映されるとともに、さらに継続的な検討が加えられ、市民に育てられ、支えられるみんなの権利擁護支援センターになることを願っています。

兵庫県精神保健福祉士協会 美藤 早苗

6カ月以上のワーキンググループの検討でしたが、主催のPAS ネットのみなさま、また、メンバーとして参加された各団体のみなさま、毎回の熱心なご討議などお疲れさまでした。ただ私はメールがうまくアクセスできず、参加時間を間違えたり、宿題ができていなかったり、また最後の締めくくりである2月21日の「フォーラム」にも参加できず、大変なご迷惑をかけましたことをお詫びいたします。

さて、このワーキングの感想です。「最後までよくわからず、イメージを作れなかったのは私かな」と思います。

高齢者・障害者の方々に対する、権利擁護の必要性については、十分認識するものです。私は、昨年3月まで行政のなかで、主として精神障害者の方々の相談支援を行う「精神保健福祉相談員（精神保健福祉士）」として働いていました。その仕事をする中で、何度も当事者の権利（人権）を守る問題にぶちあたっていたのは事実です。また、そのケースに応じて、他の職種・機関などとの連携を模索していました。とりわけ「権利擁護」に関しては、「法律職」の方々との連携は欠かせないと思っています。事実「法テラス」もよく利用させていただきました。

この私の頭の状況で、「権利擁護センター」構想です。確かに行政などの中でソーシャルワークをする場合、「お金」の問題、「財産の問題」など、問題解決に限界があることも事実です。しかしそれを（行政の外？の）「権利擁護センターで」解決できるのかが、今ひとつよくわからないのです。それでも一方、社会資源の一つとして、そのような機関も必要

ではないかという思いにも駆られます。と、あれこれ考えていたらきりがありませんが。

高齢者・障害者の方々に関わり相談支援する機関や制度が、決して十分とは言えない現状がある今、以下の点に関して、クリアしながら新しいものを模索していく必要があると思います。

- ① 行政機関も含めた地域の相談支援機関の充実
- ② それらの機関の重複しながらも、明確にしていく役割機能分担
- ③ 上記2点を踏まえた上での、「権利擁護センター」の設立
 - ・ このセンターのスタッフは、経験値の高い保健師・社会福祉士・精神保健福祉士などが必置であること、
 - ・ 運営については、補助金などの措置や、責任の所在など、半官営の必要があること

以上、よくわからない頭でイメージしました。

最後になりますが、このワーキンググループに参加させていただいたことは、私にとっては、他の施設や機関のみなさんご意見や現状を聞かせていただくことなどにより、地域で精神障害者支援を考える上で、大変勉強になりましたことを報告し、感謝の意を表したいと思います。

また、このプロジェクトが実を結び、「権利擁護支援センター」が現実のものとなりますよう心より願っています。

特定非営利活動法人PASネット 相談員 馬場 明日美

PASネットがこの地域で高齢の方や障害のある方の権利擁護に関する相談支援活動を始めて5年になります。この5年を歩むなかで、行政をはじめ地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、法律職等と連携しながら支援を進めている実感を持っています。ただそれはあくまで個別のケースにおける協働であって、システムとして確立されているわけではないですし、潜在的なニーズに対する不安は常にあります。

今回、権利擁護支援センターの持つ具体的な機能や関係機関とのネットワークについての検討を進めていくなかで、万能なセンターを作るのが目標ではなくて、センターを含んだ各関係機関の協働型支援体制の確立が目指されているのだと理解しました。協働の成果を各機関の力に、さらには地域の力に変えて、西宮市がだれもが安心して暮らしやすい町となるよう願っています。

資料

1. 阪神各市の取り組みの状況（にしのみや権利擁護支援フォーラム資料より）
2. 地域包括支援センター（兵庫県）
における権利擁護支援ニーズへの対応状況等アンケート調査
3. 関係者名簿

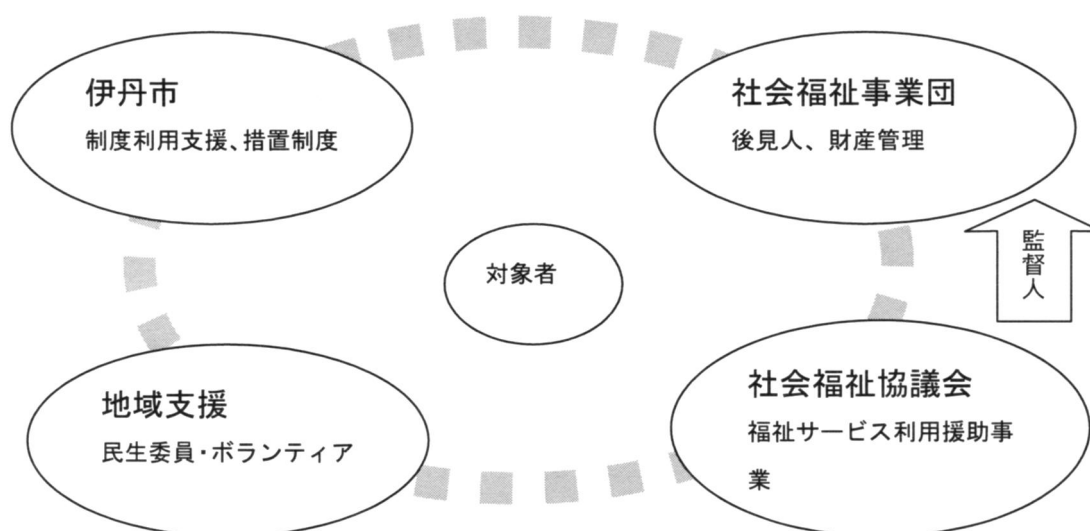
伊丹市における権利擁護の取り組み

1. いままでの経緯

平成 13 年 10 月 市（高年福祉課、障害福祉課）、社会福祉協議会、社会福祉事業団の 3 者が「伊丹市成年後見制度事務研究会」を設置。

平成 14 年 3 月 研究会報告書がまとまる。

・市、社会福祉協議会、社会福祉事業団、地域支援の役割分担



2. 現状

(伊丹市)

年度	17 年度以前	18 年度	19 年度	20 年度 (11 月末)
成年後見制度 市申立て件数	2	0	0	8
対象者：要支援者（認知高齢者・知的障害者・精神障害者）で、かつ配偶者、4 親等内親族がいない者または、親族があっても音信不通状況などにある者で市長が本人保護の必要があると認めた者 申し立て費用：費用負担の規定はないが、市が立替て、後見人に求償する。				

(伊丹市社会福祉協議会)

相談件数

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
17 年度	13	6	2	2	23
18 年度	34	11	11	2	58
19 年度	57	15	13	5	90

相談内容

	福祉サービスの 手続等	日常的な 金銭管理	書類の預 かり	成年後見 制度等	その他	合計
17年度	0	6	0	4	53	63
18年度	2	27	0	27	66	122
19年度	99	149	7	16	87	358

契約件数

	年度当初	契約	解約	年度末
17年度	8	3	3	8
18年度	8	2	0	10
19年度	10	2	2	10

日常金銭管理支援（援助内容回数）

	生活費受け 渡し	支払い同行	支払い代行	福祉サービ ス手続等	その他	合計
17年度	341	15	112	15	19	502
18年度	335	0	120	20	3	478
19年度	338	5	114	24	20	501

（伊丹市社会福祉事業団）

財産保全等

	17年度	18年度	19年度
財産保全	0	1	0
財産管理等	9	7	8
合計	9	8	8

法人後見事業

		17年度	18年度	19年度
相談件数		15	35	29
法定 後見	後見	0	0	1
	保佐	0	0	0
	補助	1	3	4
任意後見		0	0	1
合計		1	3	6

3. 今後の課題

(伊丹市福祉対策審議会)

平成20年5月、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画の諮問において、両計画に関連する事項として、権利擁護の課題整理をもとめた。審議会では、高齢者部会と障害者部会の専門部会のほかに、権利擁護WGを立ち上げ、報告書を取りまとめ専門部会に報告した。専門部会では、報告を受け計画に反映し、平成21年1月末、答申をおこなった。

○権利擁護WG

報告概要

* 「権利擁護の理念」高齢者の虐待防止、日常的な金銭管理、成年後見人の選任といった狭義の概念に留まらず、広く「本人らしい生き方」、「本人らしい変化」をいかに支援していくかという考え方が必要である。

誰もが自分の「存在」価値が社会関係のなかで認められ（自己実現）、自分のあるべき生活を主体的に創造し（自己決定）、周囲との支え合いの中で生活を創造していくこと（共生社会の実現）が権利擁護である。

「方向性」制度の普及啓発、成年後見受任体制の増強と機能強化、市民の参画と協働、経済的支援の推進

(特徴) 市民後見人の養成検討

○メンバー

学識経験者、民間施設長、実務者（社会福祉協議会、社会福祉事業団、市の消費生活センター、生活保護、介護保険、高齢者福祉、障害福祉）

(総合相談支援体制)

伊丹市社会福祉協議会における相談体制の検討を平成19年10月から平成20年10月にかけて行い、平成20年11月報告を取りまとめた。

○総合相談支援体制研究会報告

報告概要

日常生活圏域を小学校区とし、住民組織を基盤に地域住民の福祉力の向上を図ることや、社会福祉協議会のコミュニティワーカーを総合相談体制の調整役として位置付ける。「たよねるネット」構想として、相談体制のネットワーク強化・開発を提案。さらに、仮称権利擁護センターの設置検討。

「仮称権利擁護センター」

(機能) 相談、手続・後見支援の一元化

(整備) 総合相談支援体制の一つとして、専門職員の配置、運営費の課題を検討し、行政施策として取り組む必要性を提言。

メンバー

学識経験者、県社協職員、市職員、市社会福祉事業団職員、市社会福祉協議会職員

尼崎市権利擁護ネットワークの構築

1 権利擁護ネットワーク構築事業（平成19年度～）

① 対象

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の判断能力が不十分な者（若年性認知症等）およびその関係者

② 目的

尼崎市における権利擁護に関する課題を解決するため、専門家・行政関係者・地域団体代表者等から構成される権利擁護ネットワーク会議や権利擁護事業の実施における中心的な役割を担う権利擁護ネットワーク検討チームを設置するなど、権利擁護ネットワークを構築し、市民サービスの質の向上を図る。

③ 内容

権利擁護ネットワークにおいて中心的な役割を担う権利擁護ネットワーク検討チームを設置し、権利擁護関係機関の役割を整理し、権利擁護ネットワークを構築する事業を実施する。

○権利擁護ネットワーク会議等の運営⇒

権利擁護に関する事業は、専門性が求められ、行政・地域との連携が必要であり、専門家・行政関係者・地域団体代表者等から構成されるネットワーク会議を設け、運営を行う。この会議では、権利擁護ネットワークを定期的に検証し、必要に応じてネットワークの改善を図っていく。

○権利擁護専門相談⇒

各行政機関等における相談・処遇をサポートするため専門相談支援担当者を配置する。

○権利擁護に関する啓発・育成⇒

権利擁護は重要な問題であるが、制度の認知度が低いため、市民に対して啓発活動を行うとともに、権利擁護関係機関に関わる職員について研修等を行う。

④ 権利擁護ネットワーク会議の運営

ア 委員 25人（部会 26人）

弁護士、司法書士、医師（精神科医を含む。）、大学准教授、警察、民生児童委員、人権擁護委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域生活支援センター、障がい者相談支援専門員、市関係課（福祉課、高年福祉課、介護保険課、障害福祉課、健康増進課、保護課、女性・消費生活課、人権啓発・国際化担当課）

イ 内容

・ネットワーク全体会議

ネットワーク関係者（代表者及び担当者）で構成され、前年度の権利擁護事業実績の報告、今年度の事業予定・方針の検討及び重要事項の協議等を行う。

- ・ネットワーク担当者会議

ネットワーク関係担当者で構成され、ネットワーク活動の今後の運営システムの検討（実施方法・マニュアル作成を含む）等を行う。

事例の取りまとめなど

- ・支援チーム会議（随時）

個別事例についての関係者による処遇調整と事例検討及び処遇結果の確認を行う。

ウ 開催状況

別紙１のとおり

⑤ 権利擁護専門相談

- ・ 専門相談支援担当者を配置
- ・ 弁護士または司法書士、社会福祉士による専門相談（社協会館）
- ・ 弁護士または司法書士、社会福祉士による巡回相談

⑥ 権利擁護に関する啓発・育成

- ・ 社会福祉協議会や民生児童委員への研修会
- ・ 権利擁護に関わる関係機関に対する学習会・研修会
- ・ リーフレット「あまがさきの権利擁護相談」の作成

2 権利擁護ネットワーク関係図

別紙２のとおり

3 権利擁護ネットワーク構築事業を行う背景

- ・ 平成１８年４月「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行や「介護保険法」の改正による地域包括支援センターの開設など
- ・ 「あまがさきし地域福祉計画」での重点的取組みとされた。
- ・ 権利擁護に関する市の取組みの遅れがある。

権利擁護システム検討会の設置（平成１８年度）

4 事例検討による共通課題

- ① コーディネーター機能の強化（処遇困難ケースの市の窓口相談の一本化）
- ② 緊急時保護先の確保
- ③ 緊急事務管理制度
- ④ 市民成年後見人の養成

5 平成２０年度の取組み

共通の課題解決に向けた取組みを行うとともに、実践を通じて、支援機関のネットワークシステムの状況や権利擁護システム・マニュアルの検証を行い必要に応じて改善を図る。

⇒ ①市組織の見直し ②未実施 ③実施検討中 ④未実施

尼崎市権利擁護ネットワークの構築

1 権利擁護ネットワーク構築事業（平成19年度～）

① 対象

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の判断能力が不十分な者（若年性認知症等）およびその関係者

② 目的

尼崎市における権利擁護に関する課題を解決するため、専門家・行政関係者・地域団体代表者等から構成される権利擁護ネットワーク会議や権利擁護事業の実施における中心的な役割を担う権利擁護ネットワーク検討チームを設置するなど、権利擁護ネットワークを構築し、市民サービスの質の向上を図る。

③ 内容

権利擁護ネットワークにおいて中心的な役割を担う権利擁護ネットワーク検討チームを設置し、権利擁護関係機関の役割を整理し、権利擁護ネットワークを構築する事業を実施する。

○権利擁護ネットワーク会議等の運営⇒

権利擁護に関する事業は、専門性が求められ、行政・地域との連携が必要であり、専門家・行政関係者・地域団体代表者等から構成されるネットワーク会議を設け、運営を行う。この会議では、権利擁護ネットワークを定期的に検証し、必要に応じてネットワークの改善を図っていく。

○権利擁護専門相談⇒

各行政機関等における相談・処遇をサポートするため専門相談支援担当者を配置する。

○権利擁護に関する啓発・育成⇒

権利擁護は重要な問題であるが、制度の認知度が低いため、市民に対して啓発活動を行うとともに、権利擁護関係機関に関わる職員について研修等を行う。

④ 権利擁護ネットワーク会議の運営

ア 委員 25人（部会 26人）

弁護士、司法書士、医師（精神科医を含む。）、大学准教授、警察、民生児童委員、人権擁護委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域生活支援センター、障がい者相談支援専門員、市関係課（福祉課、高年福祉課、介護保険課、障害福祉課、健康増進課、保護課、女性・消費生活課、人権啓発・国際化担当課）

イ 内容

・ネットワーク全体会議

ネットワーク関係者（代表者及び担当者）で構成され、前年度の権利擁護事業実績の報告、今年度の事業予定・方針の検討及び重要事項の協議等を行う。

- ・ネットワーク担当者会議

ネットワーク関係担当者で構成され、ネットワーク活動の今後の運営システムの検討（実施方法・マニュアル作成を含む）等を行う。

事例の取りまとめなど

- ・支援チーム会議（随時）

個別事例についての関係者による処遇調整と事例検討及び処遇結果の確認を行う。

ウ 開催状況

別紙1のとおり

⑤ 権利擁護専門相談

- ・ 専門相談支援担当者を配置
- ・ 弁護士または司法書士、社会福祉士による専門相談（社協会館）
- ・ 弁護士または司法書士、社会福祉士による巡回相談

⑥ 権利擁護に関する啓発・育成

- ・ 社会福祉協議会や民生児童委員への研修会
- ・ 権利擁護に関わる関係機関に対する学習会・研修会
- ・ リーフレット「あまがさきの権利擁護相談」の作成

2 権利擁護ネットワーク関係図

別紙2のとおり

3 権利擁護ネットワーク構築事業を行う背景

- ・ 平成18年4月「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行や「介護保険法」の改正による地域包括支援センターの開設など
- ・ 「あまがさきし地域福祉計画」での重点的取組みとされた。
- ・ 権利擁護に関する市の取組みの遅れがある。

権利擁護システム検討会の設置（平成18年度）

4 事例検討による共通課題

- ① コーディネーター機能の強化（処遇困難ケースの市の窓口相談の一本化）
- ② 緊急時保護先の確保
- ③ 緊急事務管理制度
- ④ 市民成年後見人の養成

5 平成20年度の取組み

共通の課題解決に向けた取組みを行うとともに、実践を通じて、支援機関のネットワークシステムの状況や権利擁護システム・マニュアルの検証を行い必要に応じて改善を図る。

⇒ ①市組織の見直し ②未実施 ③実施検討中 ④未実施

権利擁護ネットワーク会議開催状況

別紙1

(平成19年度)

1 全体会議

	開催日	主な内容	備考
第1回	7月19日	・権利擁護ネットワーク会議の概要について ・システム検討会報告について	

2 担当者会議

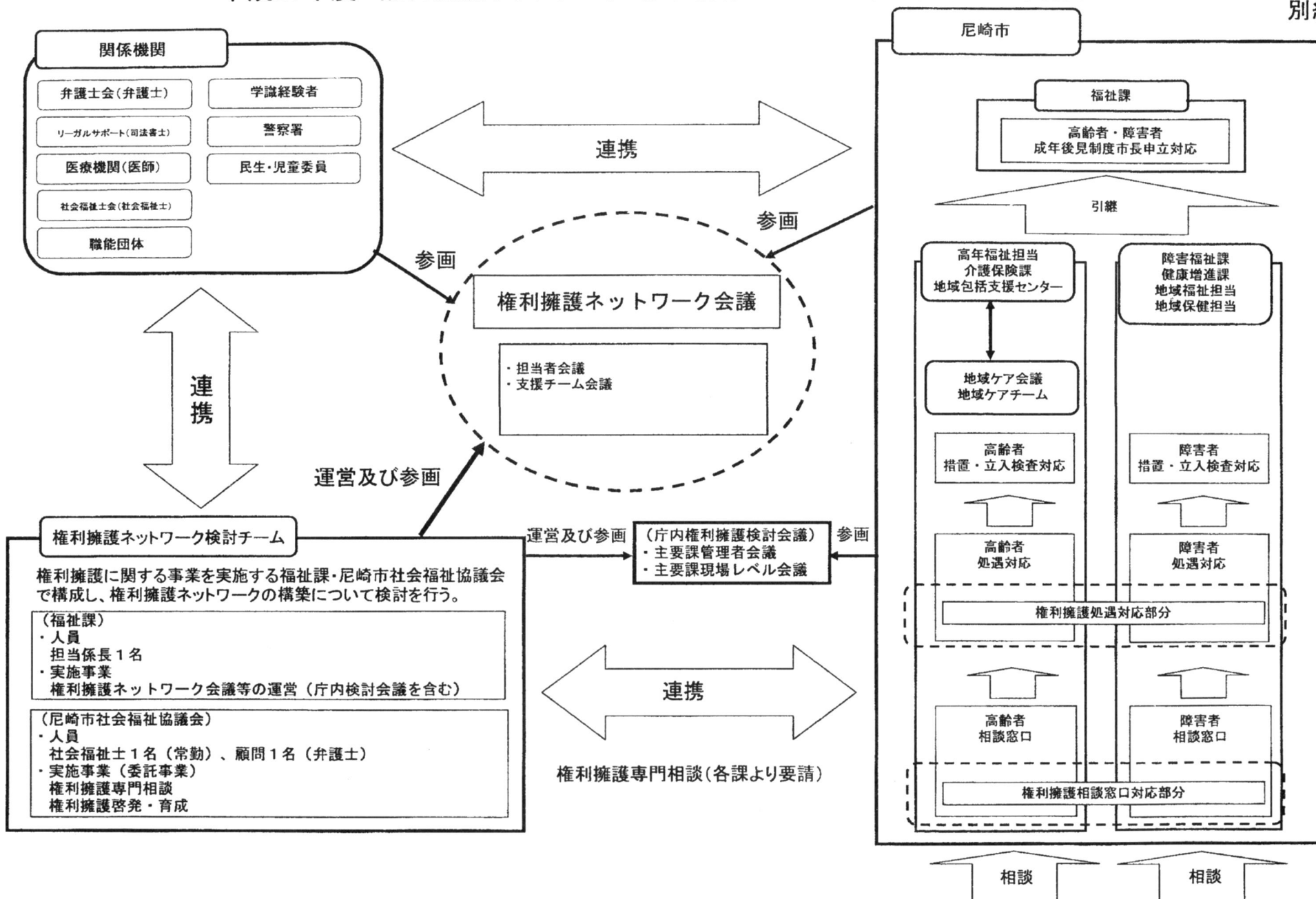
	開催日	主な内容	備考
第1回	7月31日	・権利擁護ネットワーク会議の概要について ・システム検討会報告について	
第2回	8月23日	・権利擁護ネットワーク担当者会議分科会について	
第3回	9月20日	・事例を基に関係機関の役割の整理について ・権利擁護センターの中身の検討 ・権利擁護のニーズについてのアンケートの作成 ・調査におけるガイドライン・緊急システムの流れ ・記録票様式について	
第4回	10月30日	・虐待ケース検討について ・成年後見、市長申立について ・調査におけるガイドライン・緊急システムの流れ ・記録票様式について	
第5回	11月20日	・虐待ケース検討について ・成年後見、市長申立について ・調査におけるガイドライン・緊急システムの流れ ・記録票様式について	
第6回	12月11日	・虐待ケース検討について ・成年後見、市長申立について ・調査におけるガイドライン・システムについて ・現状の課題・対応について	
第7回	1月15日	・相談窓口やサービス機関について検討 ・事例検討をワークシートに整理 ・調査におけるガイドライン・緊急システムの流れ ・権利擁護のニーズについてのアンケートの分析	
第8回	2月19日	・相談窓口やサービス機関について検討 ・事例検討をワークシートに整理 ・調査におけるガイドライン・緊急システムの流れ	

(平成20年度)

全体会議・担当者会議

	開催日	主な内容	備考
第1回	7月24日	・ケース事例報告と意見交換 ・昨年度事業報告及び平成20年度事業体制について	

平成20年度 権利擁護ネットワーク・権利擁護ネットワーク検討チーム関係図



高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の判断能力が不十分な者(若年性認知症等)およびその関係者

西宮市における権利擁護(高齢者)の実績報告



西宮市

1. 高齢者虐待相談件数
2. 地域包括支援センターにおける権利擁護関係相談件数
3. 措置等による入所者数
4. 成年後見制度市長申立て件数

高齢者虐待に関する相談・対応件数 (H19・H20)

1. 高齢者虐待相談件数

【平成19年度 実績】

相談件数
39

内、虐待と思われる件数
35

類型		(%)
身体的	23	66%
介護放棄	4	11%
心理的	18	51%
性的	0	0%
経済的	12	34%
計	57	

* 重複有

虐待者		(%)
夫	4	11%
妻	0	0%
息子	18	51%
娘	8	23%
嫁	5	14%
婿	2	6%
兄弟姉妹	0	0%
孫	1	3%
計	38	

* 重複有

対応 (分離)	
介護保険サービス	1
やむを得ない事由等による措置	0
緊急一時保護	3
医療機関への一時入院	0
その他	2
計	6

対応 (分離していない)	
助言・指導	10
新たに介護保険サービス利用	2
ケアプラン見直し	2
見守りのみ	13
その他	2
計	29

【平成20年度(4~12月) 実績】

相談件数
17

内、虐待と思われる件数
15

類型		(%)
身体的	13	87%
介護放棄	1	7%
心理的	5	33%
性的	0	0%
経済的	3	20%
計	22	

* 重複有

虐待者		(%)
夫	2	13%
妻	0	0%
息子	5	33%
娘	4	27%
嫁	1	7%
婿	0	0%
兄弟姉妹	1	0%
孫	1	7%
その他	1	7%
計	15	

* 重複有

対応 (分離)	
介護保険サービス	0
やむを得ない事由等による措置	0
緊急一時保護	1
	1
その他	0
計	2

対応 (分離していない)	
助言・指導	6
新たに介護保険サービス利用	0
ケアプラン見直し	1
見守りのみ	6
その他	0
計	13

●ケア会議（開催日、参加メンバー） 【H19年度開催分】

	ケース会議 (月日)	参加メンバー	
1	8/3	市C.W、包括、ケアマネ、本人、デイ所長	
2	12/19	市C.W、包括、ケアマネ	
3	H20.1/22	市C.W、包括、ケアマネ	
4	H20.2/8	市C,W、包括、ケアマネ、ヘルプ責任者	

●H20年度相談・通報受理件数の内、地域包括経由：17件

●ケア会議（開催日、参加メンバー） 【H20.4～12開催分】

	ケース会議 (月日)	参加メンバー	
1	6/10	市C.W、係長、本人、家族、施設長	(H19通報分)
2	6/20	市C,W、寿園職員、家族	
3	9/18	市C,W、寿園職員、本人、雇用主(扶養者)	
4	10/28	市C,W、包括、家族	(H19通報分)
5	12/1	市C,W、包括、家族	
6	12/5	市C,W、包括、入院先医療相談員、	(H19通報分)
7	12/7	市C,W、包括、入院先D.r、医療相談員、	(H19通報分)
8	12/16	市C,W、包括、入院先D.r、医療相談員、看護師長、保健所	(H19通報分)
9	H21.2/2	市C,W、包括、入院先D.r、医療相談員、	(H19通報分)

●H20年度相談・通報受理件数の内、地域包括経由：4件

2. 地域包括支援センターにおける権利擁護関係相談件数

●平成19年度

	高齢者虐待	権利擁護	地域ケア会議開催
安井	8	23	0
今津南	8	62	7
浜脇	189	85	6
小松	8	1	6
高須	7	43	10
浜甲子園	4	24	2
上甲子園	3	6	5
深津	3	11	12
瓦木	5	8	18
甲山	13	21	23
甲武	8	17	3
甲東	3	4	1
塩瀬・山口	20	52	10
西宮浜	0	3	0
山口地域	0	0	0
合計	279	360	103

●平成20年度(12月末時点)

	高齢者虐待	権利擁護	地域ケア会議開催
安井	10	46	1
今津南	5	29	3
浜脇	25	48	8
小松	4	10	2
高須	46	137	22
浜甲子園	10	10	2
上甲子園	13	91	18
深津	1	0	7
瓦木	16	23	1
甲山	10	58	20
甲武	10	2	3
甲東	19	10	1
塩瀬・山口	4	6	9
西宮浜	0	7	0
山口地域	0	0	0
合計	173	477	97

「平成20年度からの新たな取り組み」～権利擁護部会の創設～

本市では、地域包括支援センターの運営における課題抽出の手法としまして、独自に作成しました「地域包括支援センター運営チェックリスト」を用いた各センター職員による自己評価を行っております。

平成19年度の自己評価の結果、①「専門知識の不足」、②「事例検討会を開催できなかった」との二つの課題が浮かび上がりました。そこで、課題解決に対する新たな取り組みとしまして、「権利擁護部会」を立ち上げ、弁護士からの技術的・専門的な助言をいただきながら勉強会・事例検討会を行っております。

●開催状況

○第1回(平成20年7月30日(水)PM2～4時)

【内容】 ①弁護士の職務内容について・弁護士への相談窓口についての講義
②事例検討

○第2回(平成20年10月28日(火)PM2～4時)

【内容】 ①弁護士による講義
・「ソーシャルワーク論～自己決定と倫理的ジレンマについて」
・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・警察官職務執行法について」
・「高齢者虐待防止法における養護者支援について～チームアプローチ」
②事例検討
・「精神疾患を有すると思われる家族による身体的虐待・経済的虐待ケース」
・「精神疾患を有する娘と認知症の母親による問題行動ケース」

○第3回(平成21年1月29日(木)AM10～12時)

【内容】 平成20年10月～12月の3ヶ月間に、「高齢者・障害者総合支援センター(愛称:たんぼぼ)」に寄せられた虐待・成年後見・悪徳商法・迷惑行動・相続等に関する相談から抜粋した28事例の紹介及び相談内容に対する回答についての解説

3. 措置等による入所者数

番号	性別	入所年月日	退所年月日	措置理由	虐待者	虐待の形態
1	男性	H19.7.6		虐待	息子	身体・経済
2	女性	H19.8.2		虐待	息子の嫁	身体
3	女性	H19.8.10	H20.4.18	虐待	娘夫婦	身体・経済
4	女性	H19.9.5		虐待	息子	身体
5	女性	H20.4.1		虐待	息子	身体
6	女性	H20.9.1		虐待	息子	ネグレクト

4. 成年後見制度市長申立て件数

年度	件数	男性	女性
19	6件	2件	4件
20	10件	4件	6件

(平成20年12月末)

特定非営利活動法人

宝塚成年後見センター

私は、元々宝塚に縁もゆかりもないのですが、他の弁護士に紹介されたことを契機に、宝塚市が主催する高齢者・障害者の権利擁護支援に関わるようになり、宝塚では、従前から宝塚市手をつなぐ育成会の方々が中心となって、障害者の親亡き後の問題など成年後見制度の活用を含めた権利擁護支援活動が盛んに行われていることを知りました。

宝塚において権利擁護支援活動に携わっている福祉関係者は、以前から、「宝塚という住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく生活をする」ことが可能となるよう、日々の活動を行うなかで、高齢者・障害者を問わず、成年後見制度の申立支援など権利擁護支援を行うセンターが必要であると考えていました。

そこで、上記関係者が、宝塚においてNPO法人を立ち上げて成年後見センターを設立することになり、私も引き続き設立準備にも携わり、平成20年12月にはNPO法人設立の申請を行い、現在、今年4月1日のスタートに向けて準備しております。

宝塚成年後見センターでは、成年後見制度の申立支援や、現に成年後見人等になられている方に対する助言等の支援、今後成年後見制度の利用を検討している方に対する制度の説明など、成年後見制度に関する支援はもちろんですが、広く権利擁護に関する相談や支援を行おうと考えております。

また、将来的には、法人後見の受任や、市民後見人養成のための講座も開催したいと考えております。

そして、上記活動を行い実績を積み、行政や他の福祉機関等との連携を深めた上で、2年後の平成23年には、成年後見センターから権利擁護支援センターへと移行することを視野に入れ、そのための準備も行う予定です。

今後、できるだけ多くの方に宝塚成年後見センターの存在を認知して頂き、利用して頂けるよう広報していきたいと考えております。

以上

平成21年4月
スタート!!

特定非営利活動法人

宝塚成年後見センター

(12月に設立認証申請書を提出し、3月に認証予定)

誰もが住み慣れた地域で、
安心して自分らしく生活するために!

「住み慣れた地域で、安心して自分らしく生活する」ことは、誰にとっても当たり前のこと。でも障害がある方や高齢の方にとっては、この当たり前のことが当たり前でない場合がたくさんあります。

宝塚成年後見センターは成年後見制度を活用して障害のある方や高齢の方の権利擁護のための支援を行い、またご本人やご家族、支援されている方々の相談に応じ、「住み慣れた地域で、安心して自分らしく生活するため」のお手伝いをしていきます。



活動内容

- 1 成年後見制度利用に係る相談
- 2 後見人への支援
- 3 成年後見申し立ての支援
- 4 研修会や講演会の開催

その他、成年後見制度に関する事なら、何でもご相談下さい!!

連絡先

〒665-0825
宝塚市安倉西4-1-7
社団法人
宝塚市手をつなぐ育成会
(月～金 10時～17時)
Tel 0797-86-9883
Fax 0797-86-9299

※下記申込書を上記連絡先まで郵送、
またはFAXにてお送り下さい。
折り返し振替用紙をお送りします。

あなたも会員になってください!!

申 込 書

氏名

電話番号

住所

- 正会員(10,000円/年)
- 賛助会員 個人(一口3,000円/年)
- 賛助会員 団体(一口10,000円/年)

芦屋市高齢者権利擁護委員会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者虐待の防止策及びその他の権利侵害を受けている高齢者の権利を守るための支援策の検討等を行うため、芦屋市高齢者権利擁護委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 権利擁護に関するガイドラインの作成に関すること。
- (2) 高齢者虐待事例における立入調査の検討に関すること。
- (3) 成年後見制度の利用又は財産管理を必要とする事例に対する助言に関すること。
- (4) 権利擁護における調査及び研究に関すること。
- (5) 芦屋市地域ケア会議への提言及び提案に関すること。
- (6) 芦屋市地域包括支援センターに対する権利擁護に関する技術的助言に関すること。
- (7) その他権利擁護の推進を図るためのネットワーク構築に係る支援に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 司法関係者
- (2) 保健、福祉及び医療関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 介護サービス及び介護予防サービス提供事業者
- (5) 福祉団体関係者
- (6) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(プロジェクトチーム及びワーキングチーム)

第7条 委員会は、権利擁護の推進を図る上で必要があると認めるときは、関係する機関等を招集し、プロジェクトチームを組織することができる。

2 委員長は、第2条各号に規定する所掌事務に関し、必要があると認めるときは、委員会の委員をワーキングチームの構成員として指名し、当該指名された委員はその実務に従事する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、高年福祉に関する事務を所管する課において所管する。

2 前項の所管課は、その所管事務の全部又は一部を、芦屋市地域包括支援センターに委託することができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

芦屋市高齢者権利擁護委員会構成メンバー

【平成 20 年度】

	区分	所属	氏名	
1	司法関係者(弁護士)	いろは法律事務所	谷村 慎介 <small>たにむら しんすけ</small>	
②	保健医療福祉専門職	社会福祉士	特定非営利活動法人 PAS ネット	
3		医師	宮崎内科クリニック	上田 晴男 <small>うえだ はるお</small>
4		保健師	芦屋健康福祉事務所 (芦屋保健所)	宮崎 睦雄 <small>みやざき むつお</small>
5	学識経験者	関西国際大学	藤本 昭子 <small>ふじもと あきこ</small>	
6	福祉団体関係者	社会福祉協議会 会長	山本 秀樹 <small>やまもと ひでき</small>	
7		民生児童委員協議会 副会長	中野 久美子 <small>なかの くみこ</small>	
8		認知症の人を支える家 族の会 (あじさいの会)	中条 智子 <small>ちゅうじょう ともこ</small>	
9	介護サービス及び介護予防 サービス提供事業者	介護サービス事業者 連絡会	安宅 桂子 <small>あたか けいこ</small>	
10		ケアマネジャー友の 会	田中 喜代子 <small>たなか きよこ</small>	
11	行政	保健福祉部長	片山 恵美子 <small>かたやま えみこ</small>	
			磯森 健二 <small>いそもり けんじ</small>	

○印 = 委員長

平成20年度 芦屋市地域発信型ネットワーク（地域ケア体制）

[仮称] 芦屋市地域福祉推進協議会（全市域代表者レベル）

芦屋市地域包括支援
センター運営協議会

地域包括支援センターの設置
や運営、地域の介護サービス
体制確保等の協議・検討

地域ケアシステム会議

地域ケアシステム構築に向け
ての各会議の開催状況及び地
域における普遍的課題の共有

芦屋市高齢者
権利擁護委員会

高齢者虐待等の権利擁護に関
する事例への技術的・間接的
助言やネットワーク構築

芦屋市地域自立支援協議会

地域ケアシステム検討委員会（高齢者支援実務者レベル）

各地域の会議や個別相談支援事例を通じて抽出された地域課題の整理や解決策の検討

障がい者相談支援事業者連絡会

ミニ地域ケア会議
（中学校区レベル）

ネットワーク部会

（小地域ブロック連絡会代表レベル）

ケアマネジメント部会

（中学校区専門機関代表レベル）

小地域ブロック連絡会（小学校区住民・各種福祉諸活動関係者レベル）

地域住民

インフォーマル支援者・団体等

芦屋市高齢者権利擁護委員会の活動経過について

本市では、地域ケア会議（地域発信型ネットワーク）を中心としたケア体制を構築しています。

平成17年度に地域ケア会議内に設置する「ケアマネジメント検討委員会」において、ケアマネジャー等専門職に対して対象者支援における課題についてアンケート調査を実施したところ、高齢者虐待を含む権利侵害を受けている高齢者が多数潜在しており、またそれらの課題に対して支援機関（者）が効果的な対応ができず苦慮している状況が表面化されました。

また、平成18年4月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（通称、「高齢者虐待防止法」）が施行されることとなりました。

こういった状況を踏まえ、本市では、高齢者虐待の防止及び権利侵害を受けている高齢者の権利を守り支援を行うため、ガイドラインの作成、セーフティネットの構築支援等、ケース支援を目的とした委員会、「芦屋市高齢者権利擁護委員会」を設置しました。

< 活 動 経 過 >

（準備委員会、平成18年2月）

- 委員会の所掌について検討し、委員会内に「プロジェクトチーム（システム等の検討）」及び「ワーキングチーム（ケースに対する支援）」を組織することを定義
- 委員会の年間4回の活動を定例化

参考「芦屋市高齢者権利擁護委員会設置要綱」

（平成18年度）

- プロジェクトチームについて、「ガイドライン検討チーム」及び「システム検討チーム」を組織
- ガイドライン検討チームでは、「芦屋市高齢者虐待対応マニュアル」を刊行

- システム検討チームでは、本市における権利擁護支援体制構築のために必要な具体的活動目標を検討・整理
- ワーキングチームでは、高齢者虐待事案について、直接的支援（ケース動向）、技術的助言（カンファレンスの開催）を実施
- 本委員会では、プロジェクトチーム及びワーキングチームの活動状況や、権利擁護事案及び高齢者虐待事案に関する報告・評価を行う
- これら委員会の活動のほか、厚生労働省「未来志向プロジェクト」として、「権利擁護総合相談（司法職と福祉職による相談）」「権利擁護に関するアンケート調査」「権利擁護フォーラム」を通じ、高齢者・障がい者に関する権利擁護ニーズの調査研究をタイアップで実施

参考「芦屋市高齢者虐待対応マニュアル」

「芦屋市高齢者権利擁護委員会システム検討プロジェクトチーム活動目標」

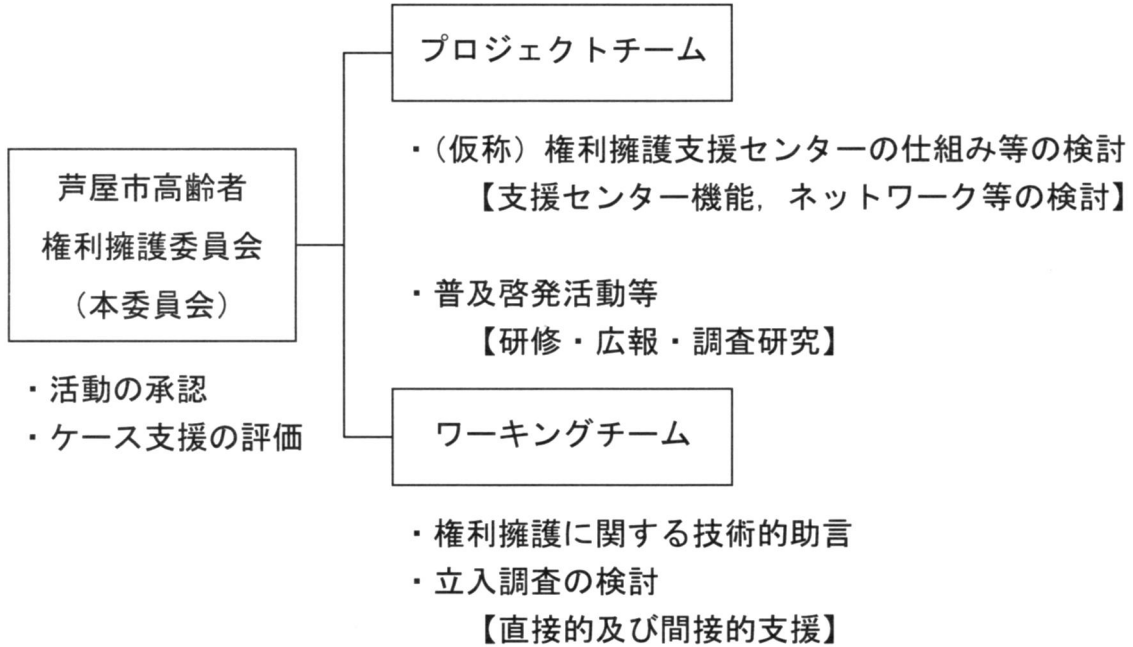
（平成19年度）

- 「権利擁護総合相談（司法職と福祉職による相談）」を事業化
- プロジェクトチーム（ガイドライン検討及びシステム検討）を一本化し、権利擁護総合相談及び虐待事例から見られる課題を検証し、解決方策についてまとめる
- あわせて、虐待事案の検証から、「高齢者虐待対応マニュアル」のフローチャートを見直す
- ワーキングチームでは、昨年度に続き、高齢者虐待事案に対する直接的支援（ケース動向）、技術的助言（カンファレンスの開催）を実施
- 本委員会において、次年度の論点の中心は「権利擁護支援センター」構築に向けた検討と関係機関の機能の整理とネットワークシステムの検討が必要であると評価

参考「権利擁護支援から見られる課題と解決方策（まとめ）」

平成20年度芦屋市高齢者権利擁護委員会の進め方（案）

○ 組織



○ 構成メンバー 別紙

○ スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本委員会	○					○			○	
プロジェクトチーム		○	○	◎				◎		
ワーキングチーム	ケースに応じて随時									

※ 議題等は別紙参照

※ 9月, 1月は2回開催。

プロジェクトチームにおける今までの論点整理

(権利擁護支援に求められる要素)

- 問題解決のための「診察」「診断」
- 支援を行っていくためのニーズの充足として「治療」「処方」

(権利擁護支援で特に支援者が悩んでいる状況)

- 法的な対応が必要と思われる事案
 - 具体的な対応手続きがわからない，司法関係者に対して実際の手続きを依頼することにためっていたり，つながっていない
 - 地域生活支援の観点から社会福祉協議会とのつながりによる支援が展開できていない
- 制度の狭間（疾病，年齢，障害，経済）にある事案
 - どの機関も中途半端な状況から対応しようがない
 - 誰もコーディネートや面接対応ができない（しない）

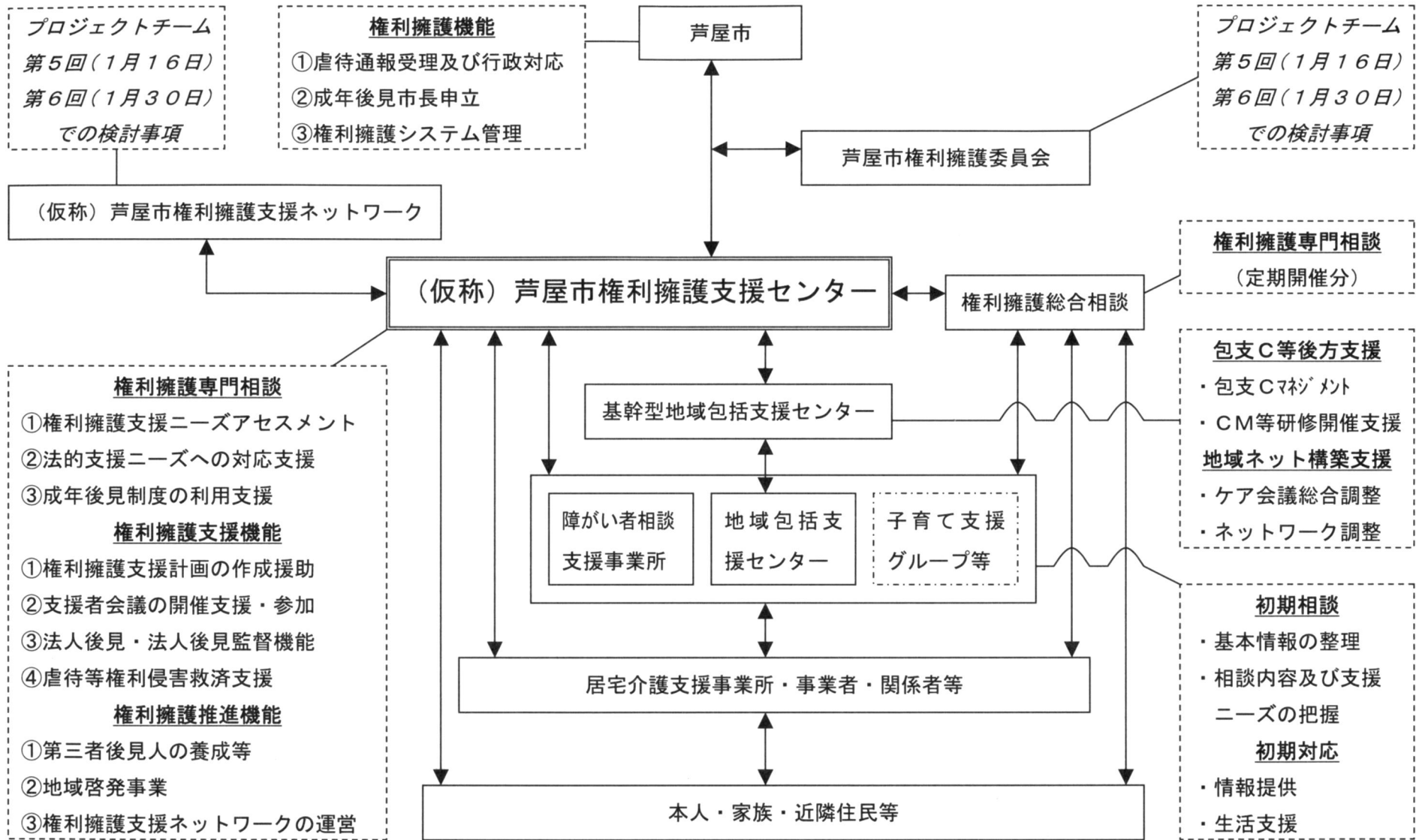
(権利擁護支援センター設置構想策定にあたって)

- そのために相談事業所や地域包括支援センター等で無理な支援が展開されていたり，具体的解決策に向かった動きが展開できていない現状がある。
- これらの現状を解消し効果的に対応していくために権利擁護システムの整備と，その中核をなす権利擁護支援センターの設置が必要である。

権利擁護支援センターと地域包括支援センターの業務の整理

業務内容	権利擁護支援センター（案）	基幹型地域包括支援センター	標準型地域包括支援センター
法令、契約、仕様書及び定款等で定める事項	<p>(1) 権利擁護専門相談</p> <p>①権利擁護支援ニーズアセスメント</p> <p>②法的支援ニーズへの対応</p> <p>③成年後見制度の利用支援</p> <p>(2) 権利擁護支援機能</p> <p>①権利擁護支援計画の作成援助</p> <p>②支援者会議の開催支援・参加</p> <p>③法人後見・法人後見監督機能</p> <p>④虐待等権利侵害救済支援</p> <p>(3) 権利擁護推進機能</p> <p>①第三者後見人の養成等</p> <p>②地域啓発事業</p> <p>③権利擁護支援ネットワークの運営</p>	<p>①地域ケアシステム協議会等の運営</p> <p>②権利擁護相談事業</p> <p>・権利擁護総合相談事業に関する調整</p> <p>・虐待事案に関する広報支援</p> <p>・権利擁護委員会事務局</p> <p>③介護支援専門員に対する研修（ケアマネ友の会共催）</p> <p>④介護支援専門員に対する専門研修（外部講師）</p> <p>⑤基幹型相談窓口の開設（標準型地域包括支援センターの機能強化）</p>	<p>①総合相談業務</p> <p>②権利擁護業務</p> <p>・成年後見制度の活用</p> <p>・虐待への対応</p> <p>・困難事例（複合支援、セルフネグレクト、制度や資源の狭間）への対応</p> <p>・消費者被害の防止</p> <p>③介護予防ケアマネジメント業務</p> <p>④継続的・包括的ケアマネジメント業務</p> <p>⑤地域ケアシステム構築業務</p>
対象領域	年齢・機関等を問わない	標準型地域包括支援センター・団体等関係機関（者）	高齢者・ケアマネジャー・事業者・関係機関（者）
権利擁護支援で整理が必要な事項		<p>②権利擁護相談事業</p> <p>⑤基幹型相談窓口の開設</p>	<p>①総合相談業務</p> <p>②権利擁護業務</p> <p>④継続的・包括的ケアマネジメント業務</p>

芦屋市権利擁護支援システム（案）



I. 地域包括支援センターにおける権利擁護支援ニーズへの 対応状況等アンケート調査

1 調査の目的

地域包括支援センターは、平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担う拠点として運営が開始された。①総合的な相談窓口機能（地域の高齢者の実態把握や、虐待への対応など権利擁護を含む）②介護予防マネジメント③包括的・継続的なマネジメントを基本機能とし、課題解決に向けた取り組みを実践していくことを主たる業務としている。また平成18年高齢者虐待防止法が施行され、その対応のかなめとしても地域包括支援センターに期待される場所が多くある。しかし、地域包括支援センターは介護予防への対応等が大きな役割としても求められているところがあり、このような中、はたして権利擁護の業務がどこまで実効性をもって行われているのだろうか、そういう思いがあって、その状況を確認しようというのが今回の基本的な目的である。

兵庫県下には平成20年10月現在、174箇所の地域包括支援センターと169箇所のサブセンター及びブランチが運営されている。高齢者の権利擁護推進の要である地域包括支援センター及びサブセンター・ブランチにおいて、基本業務の1つである権利擁護相談及び権利擁護支援ニーズへの対応はどのような状況であるか、その具体的な相談内容や件数、対応状況や問題点、今後の課題についての状況をアンケート調査し、その上で、高齢者の権利擁護推進のための地域包括支援センターの機能や役割について検討を行なう。

2 調査対象及び調査方法

(1) 調査対象者

<地域包括>

区分	発送数	回収数	回収率
神戸	74	25	33.8%
阪神地区(西宮・芦屋・尼崎)	29	18	61.2%
阪神地区以外	71	50	70.4%
県外	21	4	19.0%
地域包括合計	195	97	49.7%

<サブセンター・ブランチ>

区分	発送数	回収数	回収率
阪神地域ブランチ	7	3	42.9%
阪神以外ブランチ	162	12	7.4%
サブセンター・ブランチ合計	169	15	8.9%

尚、兵庫県下の地域包括支援センターと兵庫県以外の地域包括支援センターでの違いを把握するために県外 21 箇所地域包括支援センターに調査依頼を行い、4箇所から回答をいただいたが、件数等の回答方法の違いで集計・分析が困難であったため、残念ながら今回の分析からは除外している。また、サブセンター・ブランチにおいても、調査項目がセンターの業務内容と合わなかったため、回答できないとの声が多く、回収率も低かったため、今回の分析からは除外している。

(2) 調査方法

平成20年10月14日(木)地域包括支援センター関係者各に対し、郵送により一斉配布。

回収率低迷のため、12月1日、兵庫県下174箇所の地域包括支援センターに対し、再度依頼文を添付の上、郵送配布。

(3) 調査期間

調査対象期間 : 平成19年度(平成19年4月～平成20年3月)

調査実施期間 : 平成20年10月14日(月) ～ 12月31日(水)

3 調査結果

1. 地域包括支援センターの状況

(1) 地域包括の職員配置人数について

	常勤			非常勤		
	平均	最大	最小	平均	最大	最小
①包括的支援業務従事職員数	3.8	9	1	0.2	3	0
②包括的支援業務専従職員数	0.7	4	0	0.1	3	0
③包括的支援と介護予防支援兼任職員数	3.1	9	0	0.1	3	0
④介護予防支援業務従事職員数	3.3	10	0	0.7	25	0
⑤介護予防支援業務専従職員数	1.3	8	0	0.6	9	0
⑥包括的支援と介護予防支援兼任職員数	2.4	9	0	0	3	0

包括的支援業務従事職員は、常勤職員で見ると平均 3.8 人、内専従職員は平均 0.7 人、包括的支援業務と介護予防支援業務兼任職員が平均 3.1 人と、ほとんどの職員が介護予防支援業務との兼務であることが分かる。非常勤職員は平均 0.2 人と少ない。

また、介護予防支援業務に関しては、常勤職員で見ると平均 3.3 人の職員が配置されており、内専従職員が平均 1.3 人となっている。一方、非常勤職員は平均 0.7 人が配置されているが、そのうち 0.6 人とほとんどが介護予防支援業務専従職員として配置されている。

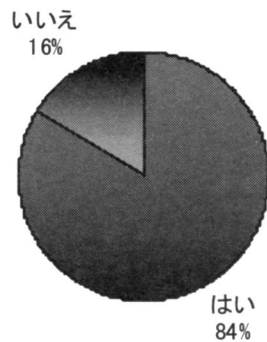
包括的支援業務に従事する職員はほとんどが兼務となっているが、介護予防支援業務に従事する職員は専従と兼務がほぼ同数である。

(2) 包括的支援業務に従事する職員(兼務も含む)の各構成人数、及び実務経験年数による内訳

	人数	0～1年	1～3年	3～5年	5年以上
①主任介護支援専門員	1.1	0.1	0.2	0.1	0.7
②保健師	0.7	0.1	0.3	0	0.3
③社会福祉士	1.3	0.1	0.5	0.2	0.4
④経験のある看護師	0.6	0	0.1	0	0.4
⑤その他従事職員	0.6	0.1	0.2	0.1	0.1

包括的支援業務に従事する職員(包括的支援業務と介護予防業務を兼務しているものを含む)の構成人数を実務経験年数による内訳で見ると、社会福祉士は、1～3年の経験をもつ者が一番多いが、各地域包括支援センターによりばらつきがあり、1年未満の経験の社会福祉士が配置されているセンターもあった。

(3) 社会福祉士の介護予防プラン立案状況



地域包括支援センターの社会福祉士のうち、介護予防プランを立案していると回答したセンターは 78 箇所と全体の 84%を占めた

	回答数
はい	78
いいえ	15
合計	93

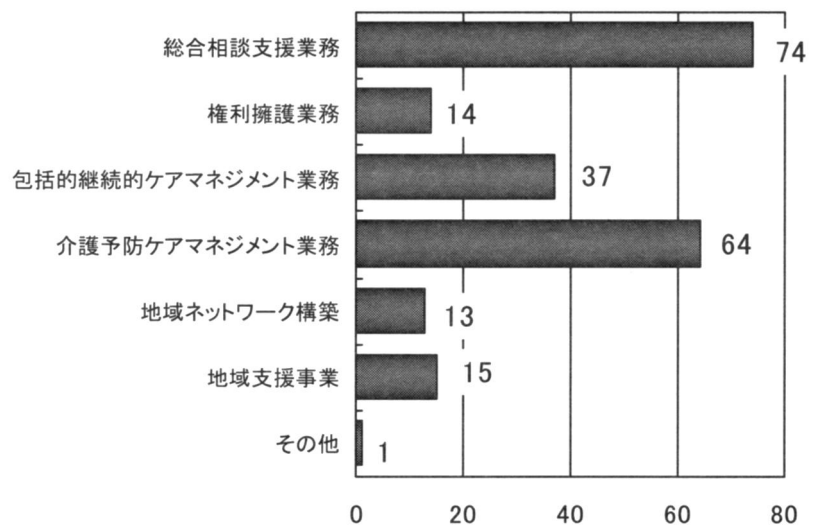
(4) 社会福祉士の介護予防プラン立案件数／月平均

介護予防プランを立案していると、回答したセンター社会福祉士は、月平均 30.2 件のプランを立案していることが分かる。地域別で見ると、神戸市が最も多く月平均 38.4 件、阪神地区以外が最も少なく、月平均 24.7 件であった。

		回答数	介護プラン立案件数 (月平均)
回答者全体		78	30.2 件
地域別	神戸	25	38.4 件
	阪神地域(西宮・芦屋・尼崎)	14	30.9 件
	阪神地区以外	39	24.7 件

(5) 取り組みが順調な事業は何か

地域包括支援センターの各事業の取り組みについて、順調であると思うものとして最も回答が多かったのは「総合相談支援業務」であり、次いで「介護予防ケアマネジメント業務」「包括的継続的ケアマネジメント業務」の順であった。

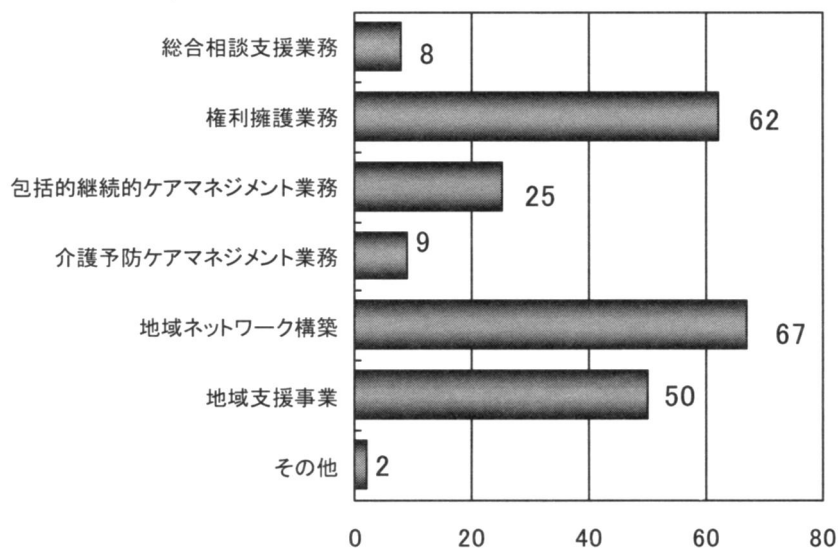


地域別にみると、神戸市は他地域よりも「地域ネットワーク構築」を順調と考えている傾向にある。

	神戸	阪神地域	阪神以外
回答数	23	16	48
総合相談支援業務	20	15	39
権利擁護業務	3	2	9
包括的継続的ケアマネジメント業務	7	7	23
介護予防ケアマネジメント業務	15	12	37
地域ネットワーク構築	7	2	4
地域支援事業	5	2	8
その他	1	0	0

(6) 取り組みが不十分な事業は何か

一方、地域包括支援センターの各事業の取り組みとして、不十分であると思うものとしては、「地域ネットワーク構築」が最も多く、次いで「権利擁護業務」「地域支援事業」となっている。



	神戸	阪神地域	阪神以外
回答数	24	17	49
総合相談支援業務	1	3	4
権利擁護業務	16	13	33
包括的継続的ケアマネジメント業務	7	4	14
介護予防ケアマネジメント業務	5	1	3
地域ネットワーク構築	16	13	38
地域支援事業	14	9	27
その他	1	0	1

地域別で見ると、神戸市及び阪神地区は、取り組みが不十分な事業として、権利擁護業務と地域ネットワーク構築が同数である。阪神地区以外では地域ネットワーク構築が最も多い。

(7) 虐待や権利擁護事例についての地域包括支援センター内ケース検討会の開催状況

虐待や権利擁護事例についての地域包括支援センター内でのケース検討会等の開催について、「困難事例について検討会を開催している」と回答した人が約 7 割を占めており、「行っていない」事業所も 6 件あった。

	回答数	構成比
すべての事例について検討会を開催している	19	20.6%
困難事例について検討会を開催している	63	68.5%
行っていない	6	6.5%
その他	4	4.3%
合計	92	100%

<その他の回答>

「日々、職場内で情報の共有をおこなっている」「主任ケアマネ、社福士が主で医療的アドバイスを看護師にきく」「検討会という形ではないが、全職員で情報を共有している」「虐待ケースを時々検討している」

(8) 総合相談件数及び、権利擁護支援に関する相談件数

地域包括支援センターが対応した総合相談件数は1施設あたり 719 件であり、そのうち権利擁護支援に関する相談は 38 件と、総合相談件数の 5%に該当した。

		回答数	①総合相談件数 (1施設平均)	②権利擁護支援に関する相談件数 (1施設平均)	権利擁護支援の相談率 (②÷①)
回答者全体		78	719 件	38 件	5.3%
地域別	神戸	20	353 件	23 件	6.5%
	阪神地域(西宮・芦屋・尼崎)	15	486 件	50 件	10.3%
	阪神地区以外	43	970 件	41 件	4.2%

総合相談件数のうち、権利擁護支援の相談が最も多いのは、阪神地域で、相談率は 10.3%であった。阪神地区以外においては、4.2%と阪神地域の半分の割合であった。

(9) 総合相談の相談内容について

		回答者 全体	地域別		
			神戸	阪神地域	阪神以外
権利擁護支援 ケース	①虐待及びその疑いがあるもの	679件	155件	189件	335件
	②セルフネグレクト (サービス拒否、環境劣化など)	61件	7件	26件	28件
	③消費者被害 (第三者、悪徳業者などによる)	167件	53件	40件	74件
	④多重債務 (クレジット・サラ金等を含む)	74件	5件	51件	18件
	⑤日常的金銭管理や財産管理に支援が必要なケース	213件	24件	104件	85件
	⑥成年後見制度が必要と思われるケース	299件	111件	108件	80件
	⑦複合支援ニーズのあるケース(本人と家族にも権利擁護支援が必要なケース)	174件	13件	75件	86件
	⑧経済的困窮のケース (生活保護受給および無年金等)	123件	24件	71件	28件
	⑨その他	25件	1件	1件	23件
	小計	1815件	393件	665件	757件
⑩権利擁護支援ケース以外のケース		7326件	960件	2626件	3740件
⑪どちらか迷うケース		390件	8件	363件	19件

総合相談の内容としては、①虐待及びその疑いがあるものが地域別に見ても全体でも最も多い。次いで⑥成年後見制度が必要と思われるケース、⑤日常的な金銭管理や財産管理に支援が必要なケースが続いている。また、⑦複合支援ニーズのあるケース、つまりニーズが複合しているいわゆる「困難ケース」がかなり件数も多く見落とせない。

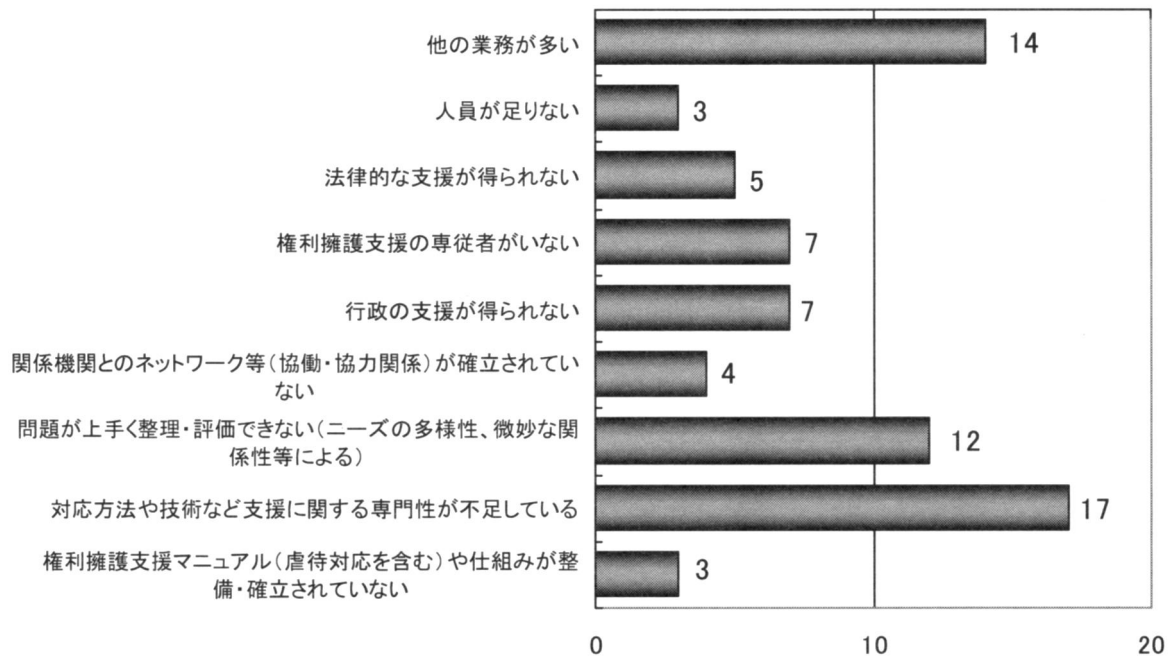
(10) 権利擁護支援ケースの相談対応結果

	対応結果件数	構成比	神戸	阪神地域	阪神以外
①改善した	405件	48%	79件	89件	237件
②支援継続	351件	41%	73件	91件	187件
③対応が困難で進んでいない	74件	9%	16件	24件	34件
④対応できていない	20件	2%	3件	5件	12件
合計	850件	100%	171件	209件	470件

権利擁護支援ケースで相談対応した結果、その半数のケースが「改善した」が、「対応が困難で進んでいない」「対応できていない」など支援がすすまないケースも1割強みられた。

(11) 相談対応が困難・対応ができていない理由

権利擁護支援ケースで相談対応した結果、「対応が困難に進んでいない」「対応ができていない」理由として、「対応方法や技術など支援に関する専門性が不足」「問題が上手く整理・評価できない」など対応の難しさを挙げるものが多かった。



2. 権利擁護支援について

- (1) 成年後見制度利用ケース、および、
 (2) 地域包括支援センターが実際申立て支援を行なったケース

		回答数	①成年後見制度の利用ケース (1施設平均)	②成年後見制度利用ケースのうち、地域包括支援センターでの申立て支援ケース (1施設平均)
回答者全体		91	0.8件	0.4件
地域別	神戸	25	0.5件	0.3件
	阪神地域(西宮・芦屋・尼崎)	18	1.5件	0.4件
	阪神地区以外	48	0.7件	0.4件

<成年後見制度の利用ケース>

		回答数	総件数	最大件数
回答者全体		91	74件	4件
地域別	神戸	25	12件	4件
	阪神地域(西宮・芦屋・尼崎)	18	27件	4件
	阪神地区以外	48	35件	4件

<成年後見制度利用ケースのうち、地域包括支援センターでの申立て支援ケース>

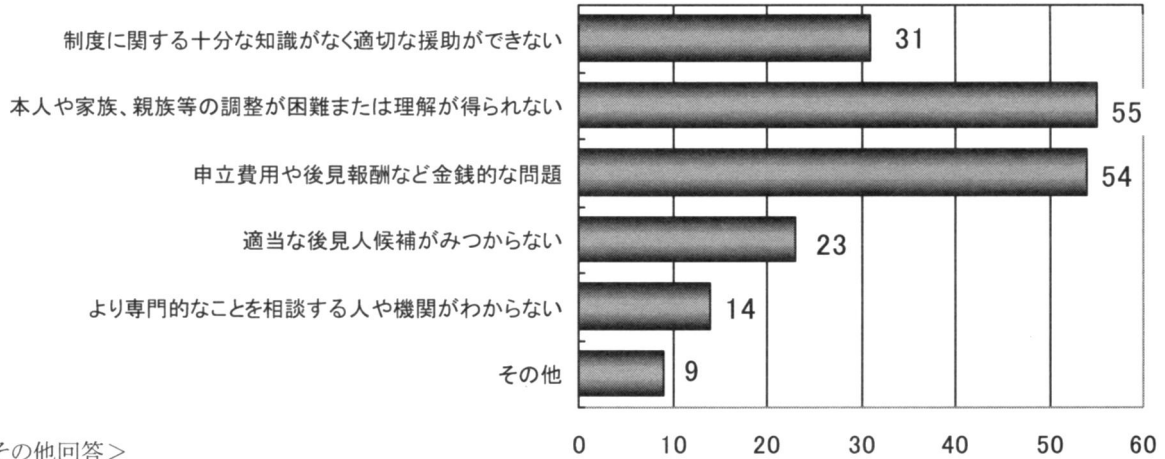
		回答数	総件数	最大件数
回答者全体		91	33件	4件
地域別	神戸	25	7件	3件
	阪神地域(西宮・芦屋・尼崎)	18	7件	3件
	阪神地区以外	48	19件	4件

成年後見制度の利用が必要と思われるケースのうち、実際に制度利用に繋がったケースは1施設あたり0.8件であり、地域別では、阪神地域(西宮・芦屋・尼崎)が1センターあたり平均1.5件と多かった。

また、成年後見制度利用ケースのうち、地域包括センターが申立て支援を行なったケースは平均0.4件であった。地域別で見ると、阪神地区は制度利用ケースは多いが、地域包括支援センターが申し立てた割合は一番低かった。

(3) 成年後見制度に関する相談支援で困っていること

成年後見制度に関する相談支援で困っていることとして、「本人や家族、親族等の調整が困難または理解が得られない」が最も多く、「申立費用や後見報酬など金銭的な問題」、「制度に関する十分な知識がなく適切な援助ができない」とつづいている。

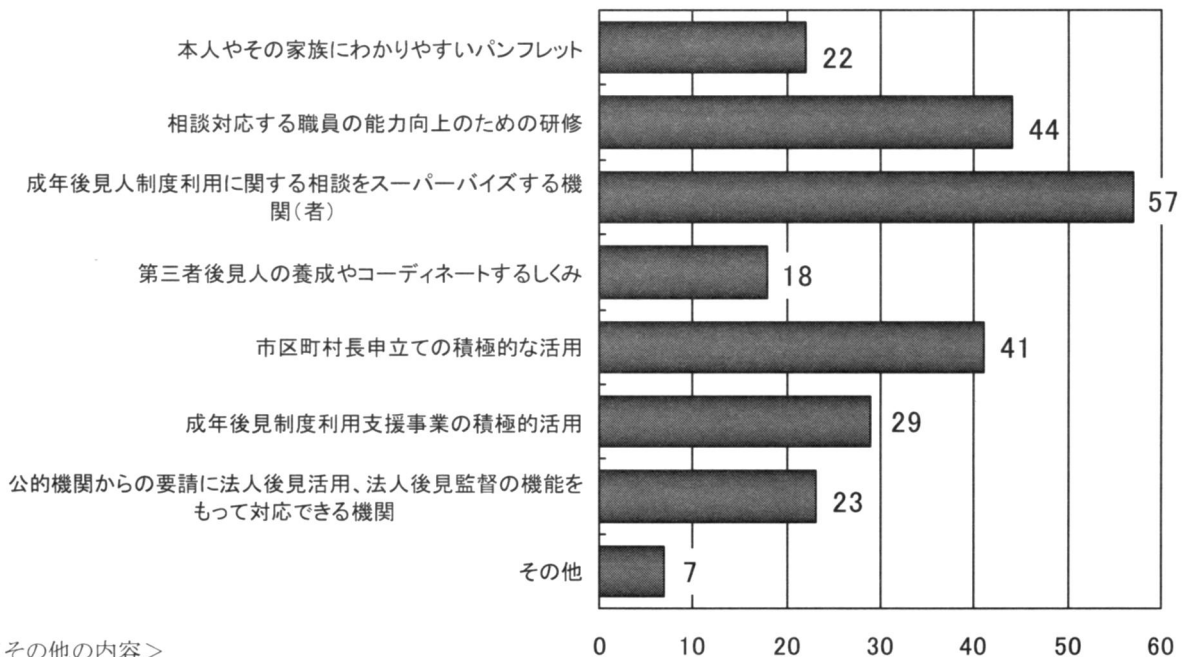


<その他回答>

「介護者(後見人候補者)が本人の元を離れることができない。1 時間程度しか外出できない」「市長申し立ての際、行政側の協力が不十分」「対象者を、ピックアップできてないと推測。支援側の問題があると思う。」「市長申し立てのハードルが高い。市長申し立てで受理されても、保全処分についての相談対応してくれず、審判がおりるまでの財産管理者、身上監護者をさがすのが難しい」「市長申し立てがスムーズに進まない」「成年後見制度自体周知されていない」

(4) 相談に対して適切に支援するために必要な資源やシステム

相談に対して適切に支援するためには、「成年後見人制度利用に関する相談をスーパーバイズする機関」が必要であり、同時に「相談対応する職員の能力向上のための研修」や「市区町村申し立ての積極的な活用」も重要な要素として回答されている。



<その他の内容>

「病院の協力、診断書などかいて下さる Dr. がいない」「身近に安く後見人を引受けてくれる組織が欲しい」「公的後見人、低所得層の高齢者には後見人のなり手が少ない。診断書、鑑定書の費用負担後見人への報酬負担に耐えられない高齢者には、専門的技術をもった行政職員(公的後見人)が求められる。国民の生存権保障のため国(公)が責任をもってマンパワーを準備すべき」「補助レベルの人をサポートするしくみが行政で欲しい」

<相談に対して適切に支援するために必要な資源やシステム(地域別)>

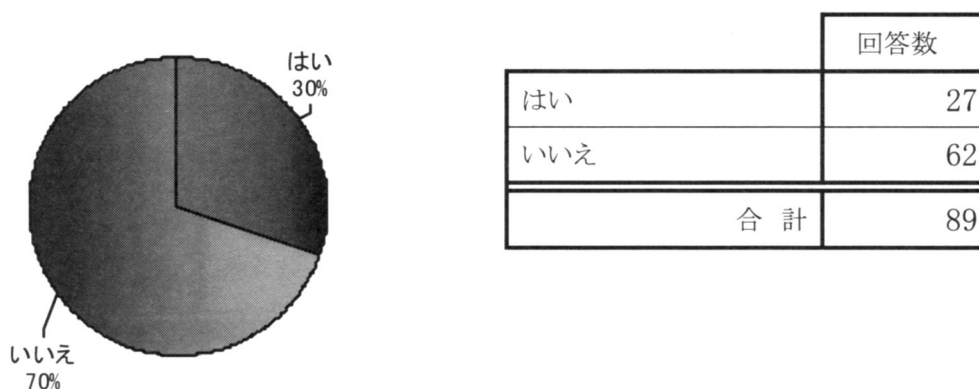
	神戸	阪神地域	阪神以外
回答数	25	18	48
本人やその家族にわかりやすいパンフレット	8	3	11
相談対応する職員の能力向上のための研修	8	6	30
成年後見制度利用に関する相談をスーパーバイズする機関(者)	15	14	28
第三者後見人の養成やコーディネートするしくみ	3	4	11
市区町村長申立ての積極的な活用	15	13	13
成年後見制度利用支援事業の積極的活用	11	5	13
公的機関からの要請に法人後見活用、法人後見監督の機能をもって対応できる機関	5	3	15
その他	5	0	2

(5) 虐待およびその疑いがある事例の行政への報告

	回答数	構成比
とりあえず全て報告している	48	54.5%
適宜評価した上で、全て報告している	22	25.0%
適宜評価した上で、報告するものと報告しないものを区別している	18	20.5%
あまり報告していない	0	0.0%
合計	88	100.0%

虐待およびその疑いがある事例の行政への報告については、55%が「とりあえず全て報告している」と回答しており、「適宜評価した上で、全て報告している」を含めると、8割以上が行政への報告を実施している。

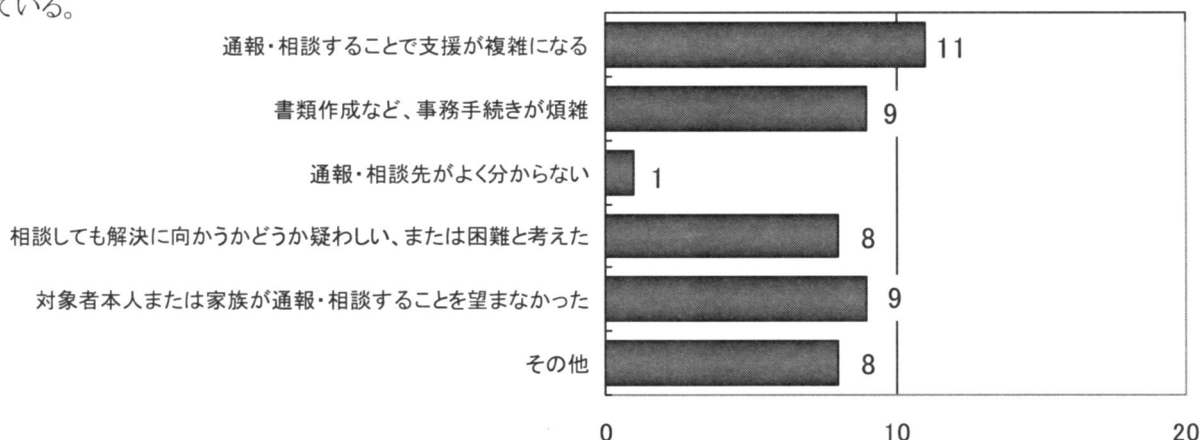
(6) 虐待およびその疑いがある事例の行政への報告を迷ったケース



しかしながら、一方で、約3割が「行政への報告を迷ったケースがある」と回答した。

(7) 虐待およびその疑い事例の行政への報告を迷った理由

行政への報告を迷った理由としては、「通報・相談することで支援が複雑になる」、「対象者本人または家族が通報・相談することを望まなかった」、「書類作成など、事務手続きが煩雑」など多岐にわたっている。

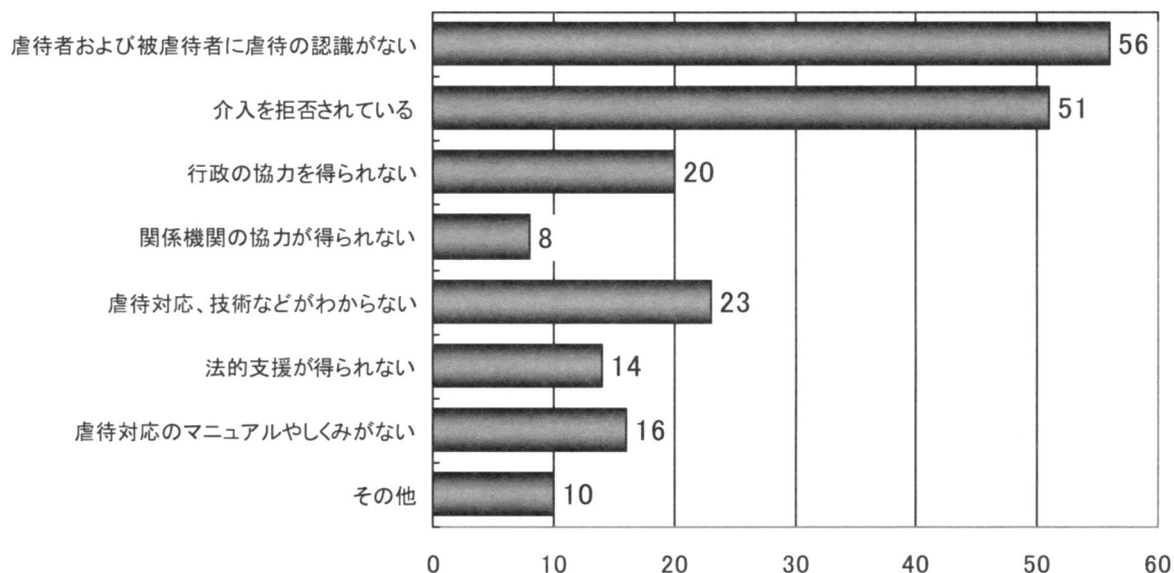


<その他の内容>

- 「どこまでの分を報告するのかに迷った」「虐待(疑い)か否かの判断自体に迷う」
- 「CMからの相談、センター内担当ケースで、担当者の判断が違う時」
- 「虐待ケースとして関わるかの判断があいまい」「CM支援のみで対応可能と判断」

(8) 高齢者虐待ケース対応で困っていること

高齢者虐待ケースの対応について困っていることでは、行政や法的支援など関係機関の協力が得られないことよりも、「虐待者および被虐待者に虐待の認識がない」ことで、「介入を拒否されている」という高齢者側での問題が大きいようである。



<その他内容>

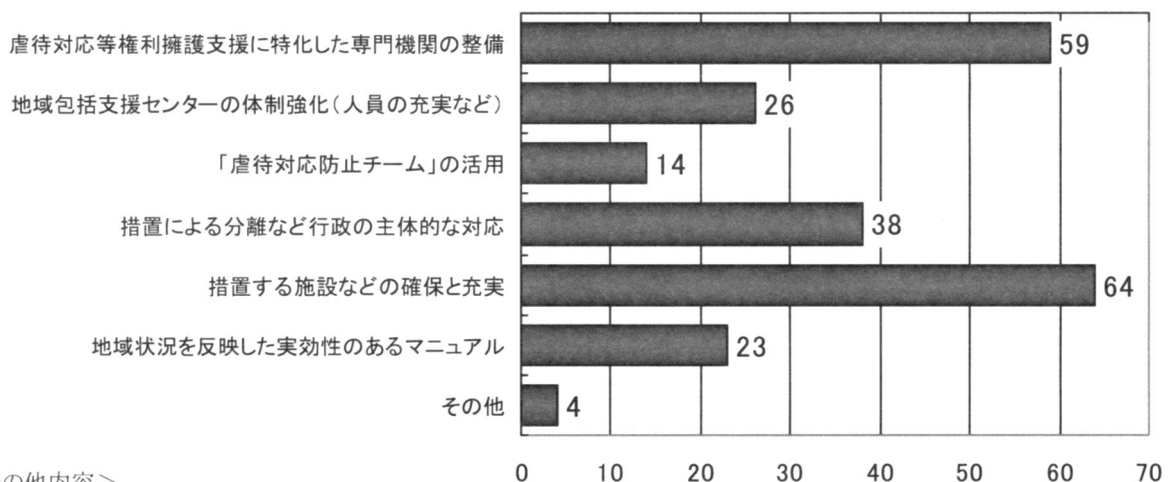
- 「虐待でないのに通報してくる医師、ヘルパー・コーディネーターがいた」「特養への措置入所の件」「虐待者の疾患に起因するから」「虐待の判断が難しい」「関係機関との連携のとり方(後方支援の行い方)が難しい」
- 「やむをえない措置が必要時に機能しない。世帯分離の必要性について、行政の柔軟な対応が求められる」
- 「特養の定員数のオーバーの受け入れについて、法的には虐待原因による保護について。認められているはずなのに、県の監査側の許可が出ず緊急対応が困難⇒町や施設側(現場の担当者側)は受け入れの必要性が高いと判断していた」「Dr.やサービス事業所が虐待ではないのに虐待とさわざカンプアレシテ、結局虐待ではないと判断した(家族の場合は、家族間の問題であった)」

(9) 行政の協力が得られない具体的内容(自由記述)

・精神疾患のある息子への精神科 Dr. 往診について Dr. にまで話があがらない
・市長申し立てにおいて利用できるハードルが高い(身寄りのない、意思表示の全くできない方レベル)
・助言などはしていただいている。現状では虐待されている高齢者のシェルターなど、ハード面が不足している。
・包括での行政力がないため
・「やむをえない措置」が適切に機能していない。
・虐待問題をかかえる世帯に経済的問題がある場合でも、生活保障制度になかなかつながらない。福祉事務所がクライアントに申請書をわたさない「水際作戦」により、実際に保護受給が数ヶ月遅れたケース有。
・行政スタッフに虐待問題を解決しようとする姿勢がみれない。
・行政に相談しても忙しいと理由をつけて協力が無い
・行政は虐待の報告はきいてくれるが、現場の同行をなかなかしてくれない。その場での判断が必要な時、包括は権限ないので困る。
・虐待発見時の初期対応を包括任せになっています。
・行政の介入は時期尚早と言う。
・措置対応に非協力
・虐待の通報をしているにもかかわらず、次のアクションを起こそうとしない。緊急性があるかどうかの検討や、対策の検討する緊急対策会議を開催しようとしていない。(再々に申し入れをしている。)
・制度についてよく知っておられず、一緒に検討するどころか、報告という形となっている
・虐待に対する理解の不足
・市長申し立において利用できるハードルが高い
・緊急保護が必要→システムがうごかない
・「報告をまっている」と云われる
・業務委託をうけた民間には、権限がない
・教科書どおりのことしか言わない。本人が入所をこぼめば措置もできないし、本人が望むならしかたがないと。しばらく様子見ては。と現場の CM や包括の温度差とちがう。他人ごとである。

(10) 高齢者虐待への適切な対応に今後必要なこと

高齢者虐待への今後の適切な対応には、「措置する施設などの確保と充実」との回答が最も多く、次いで、「虐待対応等権利擁護支援に特化した専門機関の整備」となっている。



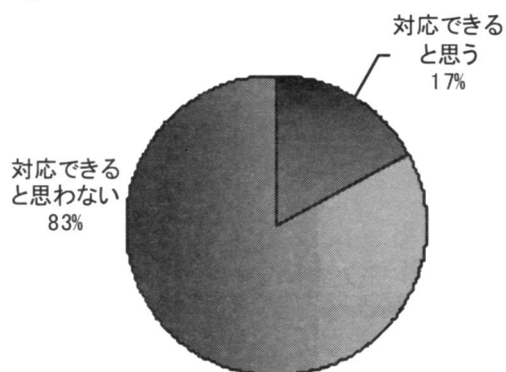
<その他内容>

「アセスメント力と情報一つまり相談受ける側のスキルと確かな倫理観」

「②に関して、地域包括支援センタースタッフ(主に社福士)の予防プラン事務負担の軽減」

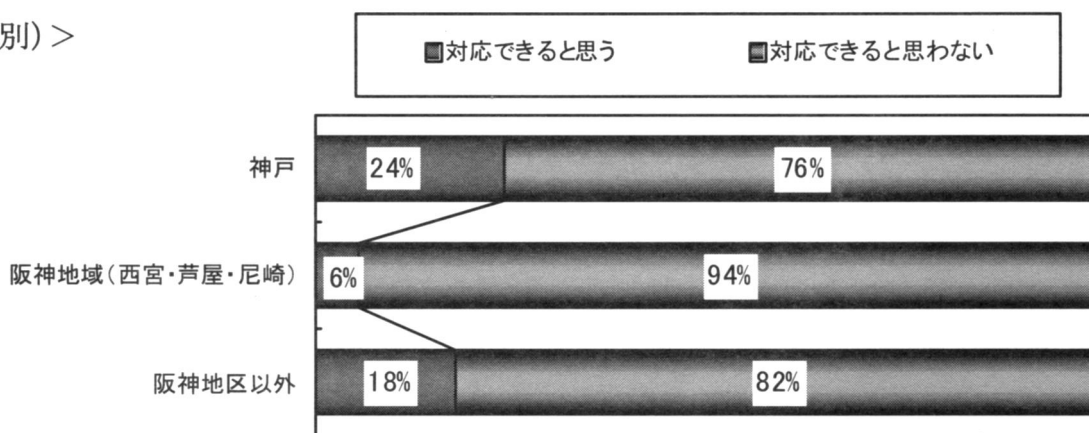
「カンファレンスを司会する者のスキル」

(11) 「権利擁護支援ニーズ」のあるケースへの地域包括支援センターの対応の可能性について



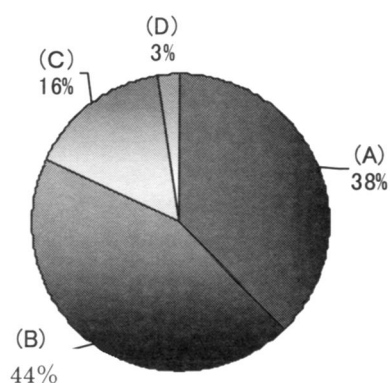
	回答数
対応できると思う	16
対応できないと思う	77
合計	93

< (地域別) >



権利擁護支援ニーズのあるケースに対して、現状の地域包括支援センターで「対応できると思う」と回答したのは 17%にとどまった。地域別に見ると、特に阪神地域(西宮、芦屋、尼崎)では現状で対応できるとの回答は 6%とかなり低かった。

(12) 「権利擁護支援ニーズ」のあるケースへの適切な相談対応に必要なこと

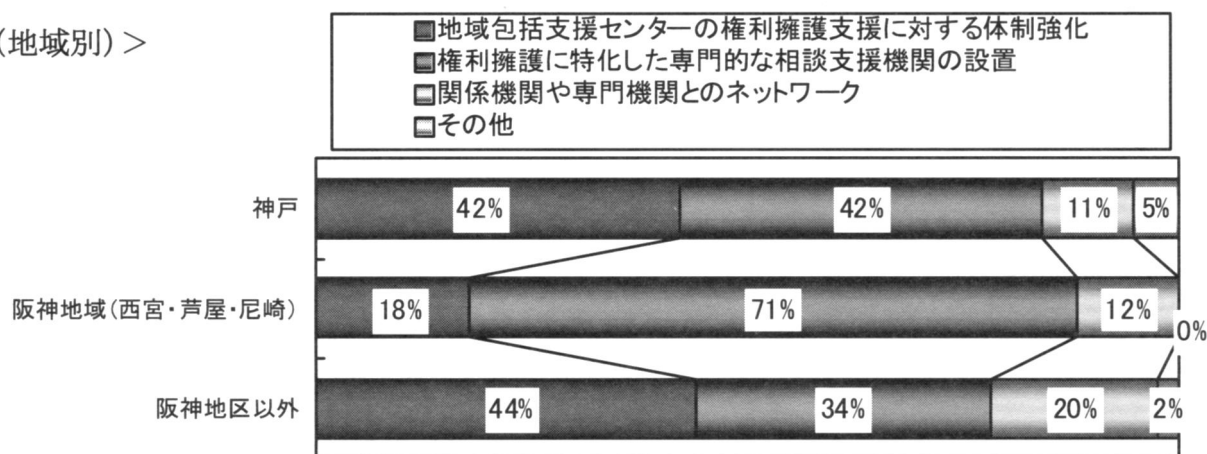


	回答数	構成比
(A)地域包括支援センターの権利擁護支援に対する体制強化(職員の充実、法律職の配置など)	29	37.7%
(B)権利擁護に特化した専門的な相談支援機関の設置	34	44.2%
(C)関係機関や専門機関とのネットワーク	12	15.6%
(D)その他	2	2.6%
合計	77	100.0%

<その他内容>

「行政と連携」「予防ケースを減らす」

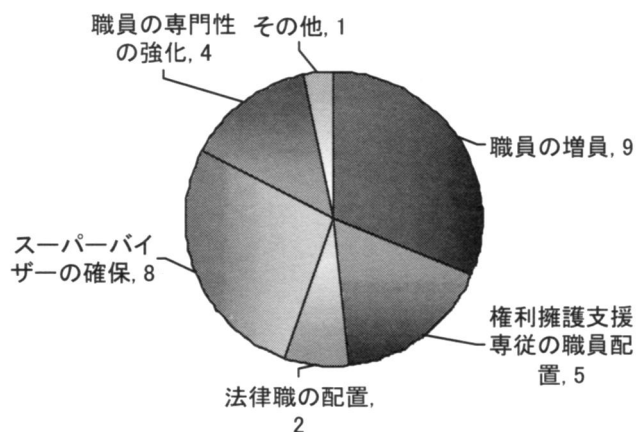
<(地域別)>



現状の地域包括支援センターで「対応できると思わない」と回答した人に、適切な相談対応をするために特に必要だと思うものを確認したところ、「地域包括支援センターの権利擁護支援に対する体制強化」と「権利擁護に特化した専門的な相談支援機関の設置」に意見は2分された。中でも、阪神地域(西宮・芦屋・尼崎)では権利擁護に特化した専門的な相談支援機関の設置を望む回答が多かった。

(13) 「地域包括支援センターの権利擁護支援に対する体制強化」として具体的に必要なこと

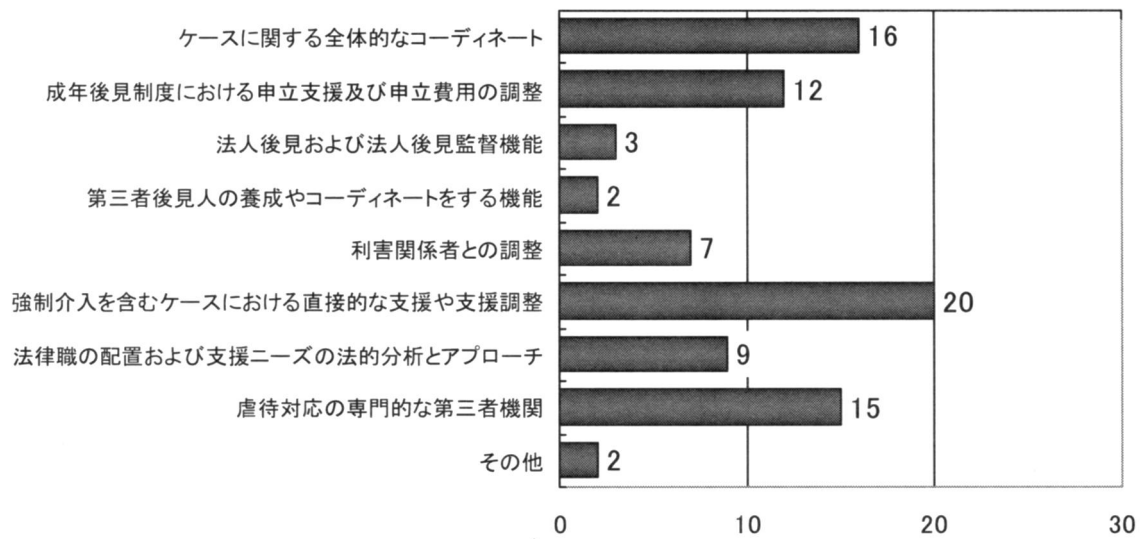
また、「地域包括支援センターの権利擁護支援に対する体制強化」が必要と回答した人に、体制強化に具体的に必要な対策を確認したところ、回答は多様化しており、各支援センターを取り巻く環境に違いがあることがうかがえる。



<その他内容>

「行政との密な協力体制、速効性のある情報開示(家族の手続き、市長申し立ての迅速性)」

(14) 「権利擁護に特化した専門的な相談支援機関」の機能として求めるもの



*その他内容:「病院の協力機関」

<「権利擁護に特化した専門的な相談支援機関」の機能として求めるもの(地域別)>

	神戸	阪神地域	阪神以外
回答数	8	12	11
ケースに関する全体的なコーディネート	4	6	6
成年後見制度における申立支援及び申立費用の調整	5	4	3
法人後見および法人後見監督機能	0	0	3
第三者後見人の養成やコーディネートをする機能	1	1	0
利害関係者との調整	2	3	2
強制介入を含むケースにおける直接的な支援や支援調整	3	9	8
法律職の配置および支援ニーズの法的分析とアプローチ	0	4	5
虐待対応の専門的な第三者機関	4	7	4
その他	2	0	0

「権利擁護に特化した専門的な相談支援機関の設置」が必要と回答した人に、専門的相談支援機関に求める機能を確認したところ、「強制介入を含むケースにおける直接的な支援や支援調整」が最も多く、次いで「ケースに関する全体的なコーディネート」が多くなっている。

(15) 関係機関とのネットワークについて具体的内容(自由記述)

<p>・自分自身を振り返ってみた時に、権利擁護に対する意識が低いと感じる、またナーバスな内容が多く、相談窓口としてみた際に、とても敷居が高く感じる。気軽に相談できる関係づくりができていないと考えています。</p>
<p>・現状では関係、専門機関との連携先は、包括職員の個々のスキルによって差が生じている。市全体で共有できるネットワークがあると助かる</p>
<p>・市、住民、サービス事業所、法律専門職、医療機関が連携しなければ、円滑に支援ができないと思う。</p>
<p>・虐待ケースの場合、若い職員では介入しにくいことがあり、行政の保健師、民生委員等と協力し関わっていく必要があると考える。包括支援センターだけで、すべてのことを対応するのではなく(対応できないため)、様々な機関、資源を活用していくべきだと考える。</p>
<p>・行政、弁護士会、社会福祉士会等と連携を図り対応する。</p>

(16) 権利擁護支援を実践していくなかで日頃感じていること(自由記述)

<p>・成年後見制度は、診断書をかいて下さるDrがいないこと(拒否される)、専門家に依頼すると費用がかなりかかることなどにより、手続き複雑、実際にはほとんど機能していないのに、名前ばかりが先行しているように思う。</p>
<p>・カンファレンスには全体の進行ができる人が必要。</p>
<p>・行政が主体となって、パンフレット、広報などやビデオなど、市民にわかりやすく伝えていけたらと思う。TVなどメディアを通じての呼びかけもいいのではないかなと思う。</p>
<p>・権利擁護支援のニーズは高まっていると思うが、予防プランに追われ十分な時間がとれない状況が続いている。スーパーバイズの機関があれば心強い。</p>
<p>・繊細な問題のため、対応が難しい。</p>
<p>・プライバシー保護(個室対応)など、高齢者の尊厳に配慮した、所得の多寡に関係なく入所できる公営生活施設の設置が必要。 ・低所得高齢者が迅速に入居できる公営シェルター施設の設置が必要。 ・高齢者の所得保障を適切に行う。生活保護受給申請を福祉事務所は違法に断らない。 ・現行成年後見制度を継続する場合、①市長申し立ての利用条件の緩和②身寄りのない低所得高齢者について、審判がおきるまでは行政措置による身上監護を実施③低所得高齢者について、専門技能を修得した行政職員が後見人になる。 ・現状を鑑み、国は社会保障関連予算を削るのではなく、むしろ増やし、公(行政)が主導して実施する権利擁護支援を充実させる。</p>
<p>・社会福祉とは困難事例、権利擁護などの対応でバーン・アウトしそうです。給与の待遇面の向上、予防プランの件数制限(20~30件)をしてほしい。そのうえ地域づくりにまで業務内容が多すぎると思う。福祉職を今後、重要にして擁護していかないと、介護保険自体の存続が危ぶまれると考えられます。特に男性は、妻子を養っていけないし、将来の生活像も立案できないので、サラリーマンの転職が多くなっているのも、将来的に危機感をもったほうが良いと思います。</p>
<p>・行政が無責任すぎる。もっと協力してほしい。 ・虐待で分離が必要な場合、施設の受け皿がほとんどない。 ・いっしょに対応してくれるような専門機関があれば、安心する。又包括の専門性も上る様に思う。 ・もっと成年後見制度を使いやすい制度にしてほしい。申し立ての書類や、鑑定に関すること等。 ・市長申し立てがもっとスムーズにできればと思う。</p>
<p>・研修で受けた支援と、芦屋市対応マニュアルのズレをうめていく必要性＝システムの枠組 ・CMの意識、包括の意識、専門性の低さ ・包括の業務「総合相談」「権利擁護」の業務がまだまだ職員内で重視されていない(必要とはわかっているが、忙しくて優先順位さがる) ・他の業務はんざつ 多忙→3職種＝すみわけ不透明 センター＝すみわけ不透明 ・権利擁護センター構想と今後の支Cの権利擁護業務のすみわけ、業務の明確化。枠組ないと、誰もうごかない。・住民への啓発(発見、日頃のネットワーク)・専門職への啓発</p>
<p>・日々の業務が多く、整理がつかない。人員確保から専門知識の習得など、様々な問題が作用し、多様な相談への対応が困難になっていると思う。</p>
<p>・いつもPASネットの皆さんに御世話になってます。心強く思ってます。ありがとうございます。</p>
<p>・本人の自己決定の支援は理解できるが、どうしても見逃せないような状況で、支援の方策に困る。</p>

権利擁護支援を実践していくなかで日頃感じていること(自由記述) つづき

<p>・実践的なマニュアル・チームをどの地域でも活用・確立してほしい。またバックアップとして職員が増える体制を考えてほしい。</p>
<p>・虐待、支援困難等、権利擁護に関するケースは、介入の時期が非常に難しいです。特にケアマネ等支援者がすでに入っている場合は、「なんで役場が来るのか？(包括が役場直営のため)」と思われる事があるため、逆に介入が難しい場合があります。また最近ケアマネの中にも「早めに包括に相談」という意識が根付いてきたのか、大変な状態になる前にお話しをいただくことが多くなりましたが、民生委員等を長年されている方々は、まだまだ自分達で抱えこんでいるケースが多く、さらなる情報提供を呼びかける必要があると感じています。(民生委員には出席してますが)現状は「分離中心」です。分離は最終手段なので、その前に支援できるようこれからもがんばりたいと思います。</p>
<p>・日々の実践によって、いつも勉強させられています。三職種が一緒になってチームでかかわることの大切さを痛感しています。包括支援センターの更なる発展を期待します。</p>
<p>・担当者以外が権利擁護の知識に乏しい。(特に上司)市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業につなぐのが難しい。</p>
<p>・成年後見制度など、住民に周知されていない。今後の広報啓発が必要だが、法律用語など難しいので、どうわかりやすく啓発するか問題である。また、申し立て支援は業務量が多く煩雑であるので大変である。</p>
<p>・高齢者と接する機会の多い福祉関係者に対する啓発に力を入れていくことで、より効果的な権利擁護支援が行っていきけると思います。</p>
<p>・専門家などへのスーパーバイズを受けながら進める必要性を感じています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・後見人候補者が見つかりにくい ・身元引受人のいない人が入所できる施設がない ・後見人制度の認知度が低いことにより本当に必要な人が利用できていない ・後見制度の見直しが必要(簡単な手続等)
<p>・大阪では、虐待による緊急保護として、施設側の受け入れ体制が整備され、担当地区外(他市町)の受け入れも可と聞いています(遠方の施設の方が安全と判断され。)兵庫県ではそのような取り組みはなく、法的に認められている定員数オーバーでの受け入れについても却下されている現状ですので、ぜひ大阪府のように取り組んでもらいたいと思います。</p>
<p>・地域包括支援センターのみで権利擁護業務をすすめていくのは困難。行政は措置権者であるので、もっと行政に対して権利擁護業務の必要性をわかってもらう研修などをした方がよいと思います。</p>
<p>・日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用が適切と思えても、両制度の適用、申し立てのはざま、利用に結びつかない困難なケースがある。(知的障害が契約は困難、後見申し立てのお金がない、兄弟の支援困難。現在は市長申し立て検討中)(金銭管理が全くできてないが後見申し立て拒否)</p>
<p>・包括の社福士も、ケースごとになやみながらの対応をしている。スーパーバイズがととのっていないこと、警察、弁護士の緊急時の動きがないこと、バックアップ体制がないことから、身の危険をかんじることもある。包括を民間に委託している行政ほどバックアップ体制をととのえてほしい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・包括だけでは対応が難しい場合も多く、ネットワークも充実必須 ・宝塚としてはネットワークが立ち上がったが法律的な専門についての配置が弱い ・包括で更なる対応が必要な場合、予防プラン 50 件、一般相談 30 件、他の事業を持って社福士が担うことは困難

<検討委員会>

氏名	立場
北野 誠一（委員長）	西宮市障害者福祉推進計画策定委員会委員長 東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科教授
藤井 博志（副委員長）	西宮市地域包括支援センター運営協議会委員長 神戸学院大学総合リハビリテーション学部准教授
谷村 慎介	西宮市地域包括支援センター運営協議会委員 弁護士
迫田 博幸	成年後見リーガルサポート兵庫県支部長 司法書士
但馬 一生	西宮市健康福祉計画課 課長補佐
町田 竹之	西宮市高齢福祉グループ 課長補佐
宮後 賢至	西宮市障害福祉課 係長
川崎 陽子	西宮市健康増進課 係長
西岡 秀明	西宮市児童・母子支援グループ 課長補佐
玉木 幸則	西宮市障害者自立支援協議会 障害者あんしん相談窓口連絡会
福田 朱美	西宮市甲東地域包括支援センター
陶木 重明	西宮市社会福祉協議会 事務局長
清水 明彦	西宮市社会福祉協議会 のまネット西宮
上田 晴男	西宮市障害福祉サービス調整会議委員長 特定非営利活動法人PASネット理事長

<ワーキンググループ>

氏名	立場
福島 健太（リーダー）	三宮法律事務所 弁護士
西部 智子	ライト法律事務所 弁護士
備 博之	阪神法務サポートセンター 司法書士
南 洋一郎	阪神法務サポートセンター 司法書士
町田 竹之	西宮市高齢福祉グループ
高堂 貴代	西宮市浜脇地域包括支援センター 社会福祉士
玉木 幸則	ピアサポート・西宮 相談支援専門員
西田 充宏	ななくさ清光園 相談支援専門員
美藤 早苗	兵庫県精神保健福祉士協会 副会長 精神保健福祉士
馬場 明日美	特定非営利活動法人PASネット 社会福祉士
上田 晴男（オブザーバー）	特定非営利活動法人PASネット 社会福祉士

<事務局>

氏 名	
上田 美智子	特定非営利活動法人P A S ネット 社会福祉士
脇 朋美	特定非営利活動法人P A S ネット 社会福祉士・精神保健福祉士
栗原 紀代美	特定非営利活動法人P A S ネット 社会福祉士・看護師
馬場 明日美	特定非営利活動法人P A S ネット 社会福祉士・精神保健福祉士

地域における「権利擁護支援センター（仮称）」の設置及び
権利擁護支援マニュアルに関する調査研究事業 報告書

■発行 特定非営利活動法人PASネット（権利擁護支援ネットワーク）
〒662-0913
兵庫県西宮市染殿町6-20 コーポラス・ベル102
Tel 0798-22-7551 Fax 0798-32-0853
E-mail info@hn.pasnet.org

■印刷・製本 新生会印刷所

平成21年3月
